

## 第七章 長藩俗論黨の優勢

### 【三四】 俗論黨の氣勢揚る

昭和十年一月一日、大森山王草堂に於て、七十三歳の新年を迎へ、前稿を續く。希くは史運に幸あれ。

\* \* \* \* \*

俗論益々優勢

扱も井上聞多は暗撃せられ、垂死の状態に在り、周布政之助は自刃し、折角の君前會議も、今は殆んど晝餅に歸し、所謂俗論黨は、愈よ防長二州の國狀が危殆に瀕すると同時に、其の氣勢を加へ來つた。而して恭順論の最大有力者たる吉川監物の山口滯在は、彼等に取りて如何ばかりの聲援となりたる乎、殆んど想像以上であつた。折しも伊藤俊輔は、横濱に於て償金問題の用を辨じ歸來したのが、宛も井上遭難の翌日であつた。伊藤の語る所によれば、

軍艦に乗つて馬關に還つて來た處が、昨夜か一昨夜(昨夜)周布は割腹するし、昨夜井上は暗殺されたと云ふ譯だ。其から直に早駕籠で飛で山口へ行て見ると、俗論蜂の如く湧て居ると云ふ有様で、井上はやつと施術したと云ふ處で、肩息で居つたが、何でも是では己れは死ぬかも知れぬが、君と己れと二人死ぬると聞の夜になるから、此所に長く居つては逆も不可ん、早く馬關へ歸つて呉れ、さうして一人は生て居らなければならぬと云ふやうな話だ云々。そこで我輩は馬關なども少々危険だと云ふ所から、政府の方から少し兵隊を借りて、前に京都で來島に屬して居つた力士の隊がある、彼等をやらうと云ふことになつて、それを貰つて三十何人か四十人も居つたらうが、それを引連れて馬關へ行つた。

此の如く山口政應は、全く萩なる俗論黨に壓せられ、九月二十八日には、當役月番の制を廢し、加判中に二人の專任を置き、毛利伊勢軍政國務を擔任し、井原主計民政金穀を擔任することとなつた。此れも俗論黨の意見にして、江戸地方當

役當職の舊慣に復したのだ。同時に更らに諸僚の任免を行ひ、殆んど俗論黨にて、藩政廳を占領することとなり、やがて三大夫を嚴科に處し、武備恭順にあらずして、絶對恭順の實を表せんとするの狀勢を示したれば、諸隊は傍觀坐視するに忍びず、更らに左の一書を上つた。

去年八月、會薩の二奸、勿體なくも朝廷を奉、雍塞より以來、年來被爲、盡候御誠意貫徹不仕、日夜御寢食も不被爲、安、御煩慮被遊候次第、臣子の情如何にも切齒悲泣の餘り、不圖も當秋京師の變動に立至り、御誠意貫徹不仕耳ならず、終に朝敵之名をも被爲、蒙、且馬關も一個の攘夷と相成、不得已止戰講和の御策略に立至り候得共、天朝へ御忠節、幕府へ御信義、御先祖様へ御孝道には、尊王攘夷の御誠意不被爲、弄ては、不相濟義に御座候得共、二奸の益朝廷を雍塞、幕威を假り、朝命を矯制し、種々の邪謀を以て、我が廟議を動搖させ、人心を離間し、其上にて列藩の兵を以て、己が十分の慾を逞くする手段に可有之義は、明彰々と可申、既に先月晦日被仰出候御直書にて、御國論御確定仕居候得共、

三大夫之身上容易に御處置被爲遊間敷様奉存候。

乃ち益田、福原、國司の三家老の處分問題が、正義派と俗論黨との勝敗の分け目だ。若し三家老を嚴科に處するが如きあらば、正義派に取りては、萬事休すと云はねばならぬ。此に於て諸隊は此事を力爭したのだ。

三大夫救川の急要

乍恐於朝廷二奸御擯斥無之内は、如何計御手を被爲盡候ても、御誠意被爲盡候期は、毛頭有御座間敷、幾重も外御恭順、内益御充實、素より大割據の勢に無之ては相成申間敷、依之御策略を以、三大夫御救助之御處置被廻候はでは、國內紛亂も難計して、内益充實と申處に、相叶間敷候。何則賊兵襲來の節、彼家來の者共、必死敵愾の氣節を以て、御役に立と不立とは、御國の公力に關係仕候處、不容易義には有御座間敷哉。

此れは三家老の家來共が、必死になつて幕軍に當ると否とは、二國の防禦力の消長に多大の干係あるを云ふ、而して萬一三家老を處分せんか、或は又た國內の紛争を催起するやも、未だ知る可からずだ。

戦はずして人の兵を屈す

是等之義、私共區々言上仕候までも無御座候得共、不戦して人の兵を屈するの謂にて、不知不知奸賊の術中に陥り候ては、死地下に瞑目不得仕、残念無窮。此義篇と御熟察被爲遊候様、伏て奉願候。誠恐誠惶、頓首々々。

甲子九月

所謂る大割據の勢をなし、防長二州を打て一丸となし、龍蟠虎踞、以て幕軍に當らんとは、彼等諸兵の意見であつた。而して詮じ來れば井上等の武備恭順論も、亦た然りと云はねばならぬ。

【三五】 藩主萩に赴く

清水清太郎閉居

正義派の面々は、追々俗論黨の擡頭と同時に、退居し、屏息する姿となつた。九月晦日には清水清太郎は、政事堂に到ると稱して、途中より其邑に還て閉居した。

第七章 三五 藩主萩に赴く

此れは時事日に非なるを憤慨して、留りて政務に參するを欲せず、是を以て此事を敢てした。其父清水美作は書を藩政廳に致して、其旨を報じて命を待つた。拙者作清太郎儀、今晦日不圖歸宅致し候付、様子相尋候處、御役御斷御暇をも不申出、押て罷歸候由、何共不條理之取計振、恐入氣毒千萬奉存候、依之身柄差控罷居候、此段御沙汰可被下候、以上。

九月晦日

清水美作

藩主裁入城

十月朔日、吉川監物、毛利讃岐守登館し、藩主父子に謁し、當役諸員と共に事を議し、藩主は彌よ三日を以て萩に赴くの旨を示し、當日萩に赴き、城中に入つた。近年藩主の萩に赴くや、明倫館に入るを例とした。然るに今や城中に入つたのは、諸政復舊の徵候と見る可きものである。當役宍戸備前、毛利能登、毛利伊勢、政廳員山田宇右衛門、玉木文之進、手廻頭相杜駿河之に隨ふ。當役井原主計、毛利筑前、毛利出雲、浦靱負、政廳員杉徳輔、檜崎彌八郎、中村文右衛門、野村淳助等、山口に留

諸隊また上書

つて政務を理む、而して山口に集屯せる俗論黨の選鋒隊の壯士等亦た吉川監物の慰諭に遵ひ、相ひ前後して萩に還つた。吉川監物、毛利讃岐守も亦た藩主に隨うて萩に赴いた。元來藩主の萩に赴くや、名を俗論黨の鎮壓に假るも、其實は俗論黨の爲めに擁せられ、其地を做すの狀なしとせず、此に於て諸隊は更らに左の意見書を上つた。

不願忌諱、味死奉言上候、先日御兩殿様萩表へ御出被遊候御儀、素より御國是御動搖は無之、彌以御確定被爲遊、俗論御鎮壓の爲め御出被遊候に付、諸隊とも鎮靜に差控罷在候様被仰聞、謹て奉得、其旨候、然處今般政府御人選の次第、乍恐如何の御事に被爲在候哉、俗論御鎮壓にて無之、全く俗論御用ひ被爲遊候御事、御國是御動搖無之とも難申、長嘆悲泣の至に不堪奉存候。直ちに其の真相を捉へ、其の核心に逼る、論鋒甚だ鋭。

藩主猛省を促がす

元來此間の勢、實以神州の御大事、御國の存亡に係り候事にて、上下一致、屹度

御偉業相立不申ては不相叶候御大事の次第諸沸騰仕候者共へ追々御督責被爲遊候て尙頑陋申出候はゞ其者ども先祖へ對し候ても國家を誤り候事君上へ奉對候ても不相濟尙又乍恐御兩殿様に於ても御先靈様へ御對し被爲遊宗國を誤候者ども御登用被爲在候ては不相濟況亦天下の笑を受け千歳の辱を取候のみならず天地鬼神の恨も不少臣子の至情悲憤激切の至に不堪奉存候。

是れ直接に俗論黨への打撃なるも間接には藩主父子に向つて其の猛省を促す所以。

國是確定の要求

乍併御兩殿様とも追々被仰聞候御旨も有之今般の儀深重の思召も可被爲在歟と奉存候得共右様御正義日に増し萎靡仕候様にては諸隊一統苦思煩慮に不堪罷在候何卒追々被仰聞候通確乎不拔の御國是速に相定り國家萬古の遺憾不存候様偏に御雄斷を以て政府の者共以前の通全以御登用被爲遊俗論黨屹度嚴謹被仰付賞罰嚴明御國威四海に通徹仕候様伏て奉懇願候

誠恐誠惶頓首

甲子十月

奇兵隊中  
野村靖之助

當時奇兵隊總督赤根武人は隊中にあらずされば其の實權は専ら山縣小輔、福田俠平等に歸し、彼等が其の主動者であつた。

山口寂寥

十月四日世子長門守萩に赴き、毛利淡路守は、其の邑徳山に歸つた。而して氷上山に分屯せる諸隊の兵は、前日山口退去を命せられ、此日各々其の本營に還つた。今や藩主父子萩に赴き、政應員大半之に隨ひ、諸隊及び選鋒隊皆な山口を去り、而して十日井原主計萩に赴き、十五日毛利筑前、毛利出雲亦た萩に赴きたれば、當時當役の山口に留るもの浦靱負一人のみ、山口の寂寥以て知る可し。此れは則ち正義派の不振、俗論黨の飛揚を意味するものであつた。

【三六】 硬派の主張 (一)

監物歸らんとす

十月十七日、吉川監物は九月八日山口到着以來、周旋甚だ勗めたが、略ぼ其の志を達したれば、萩を發して岩國に還ることとなつた。同十九日毛利讃岐守も亦た萩を發して清末に還ることとなつた。此の如くして俗論黨新政廳の基礎は漸く成立した。監物の歸途宮市を過ぐるや、山縣小輔、松島剛藏、林市太郎、往いて之を訪ひ、但馬の浪士八木龍藏(後の男爵北垣國道)の偵察せる京都動靜の報告書を呈し、山縣小輔等亦た奇兵隊の意見書を監物に呈し、絶對恭順の不可なるを力説した。尙ほ八木の報告書中には左の如き條節もあつた。

奇兵隊士意見書提出  
馬關和親の不評判

一 當時御國之御儀、周旋を心懸候人々は、馬關御和親の儀を以て、姦徒等より論破せられ申様の姿に相成、甚苦心の模様候。如何に馬關に於ける外人との和親が、有志者間に不人氣、不評判であつたかは、此れにて判知る。

一 幕府の見込は、如何様にしても、御國を討滅致候へば、外に心配は無之儀と、一圖に存込、前後左右には目も觸れ不申候へ共、只々一般の諸侯、御國の御情實と、天下人心の歸向とを心組み案じ兼候より、今日迄踟躕致居候事故、尤大事の御場合に存上候。

此れも中らざるも遠からざる觀察と云ふ可きであらう。

薩會の惡計

上國の形勢、右の通り切迫候處、薩會等よりは、御國の御模様探索の上、種種惡計主張致し、馬關御和親の儀、太守様より外國へ御渡に相成候御書翰杯と申者を、諸藩へ披露致し、説破仕廻り候得共、同志中には、何の御情實も相分り不申候事故、御和親の儀は、一時の權謀より出る所かと臆案仕候と雖ども、只管切齒黙止候より致方も無御座。

此れも恐らくは其通りであつたらう、馬關和親は、三條實美、其の他の諸卿さへも、大不服であつたから、自餘他藩の長州同情者も、定めて當惑したるに相違あるまい。それを奇貨として、幕府若くは薩會より、それぞれ惡宣傳をせられては、

愈よ以て當惑の至りであつたらう。

且又同志中少々存込の手段有之候者も候へども、何分當時にては、千萬手も難被下の形勢と相成、同志一同深苦心仕居候。

如何にも其通りと察せらるゝ。

同志推参理由

只今萬々御國論御變動にも相成候様の御儀致出來候までは、有志の國迄も鋒先を御向け申、遂には天下の正氣相斃候様相成候儀、千載の遺憾に存候間、太守様三條様へ、右情實歎訴仕、正氣御挽回の御儀懇願仕度存込、同志の者共談合推参仕候。實に神州の興廢、御國の御定論一つに關係仕候御儀と存上候間、何卒山口表へ參上仕、微意相徹候様、御周旋の程、伏て願上候。

乃ち國外有志者は、防長二州の國論の絶對恭順に傾かんとするを深く危惧し、心配することが、此れにて分明だ。是れ則ち奇兵隊の幹部が、此書を吉川監物に呈して、其猛省を促がしたる所以だ。

奇兵隊上書

尙ほ奇兵隊の上書は、左の通りだ。

祖先の陰助

戊午(安政五年)以來御兩殿様、朝廷の玉意を御體被遊、皇國一和の御基本御立被遊度、天幕の御間へ御周旋被遊、天下の諸侯に先じ、攘夷の御先鋒被遊、朝廷より監察使迄被差下候處、八月(文久三年八月十八日)變動以後、奸賊の雲霧朝廷を蔽掩し、剩へ征伐の議を興し、逆焰愈盛に候得共、御兩殿様御誠意益明白にて、乍恐上は九重の天心を動し、下は閭巷の愚夫愚婦迄、御國を感戴仕候事、偏に御正義の致す所に候得共、抑洞春公(元就)、元春、隆景二公の御陰助と、乍恐奉存候。

功を祖先の陰助に歸す。

國是嚴守の要

古より忠義の侯伯、一時に讒誣を被り、人衆勝天候とも、苟も清議不撓、所守不變候得ば、必然天定勝人の時至り候へば、今日に至り何を恐れ何を憚り、一定の國是を變じ、奸賊の術中に陥り可申哉。

斷然非妥協の立場を占めて、不動の國是を嚴守す可きを云ふ。

以逸待勞の策

方今の急務、外は寂然無聲の體を示し、内は御兩殿様の御誠意を擴充し、政體

を正し、武備を修め、閭閻同心戮力、以逸待勞、攻守の變に處し候はば、奸賊無實の名を以て、御國を誣候得ども、頭を隠せば尾を露し、人心不服候故、畢竟烏合の兵、遠地の勞に不堪、必自罷蔽廢潰可仕、曠日彌久の間には、天下正義の諸侯、互に起て相應じ可申、左候てこそ御國の正義千秋を貫き、朝廷への御恭順、御祖宗様への御孝道、御立被遊候御儀と奉存候。所謂る逸を以て勞を俟ち、幕軍をして自から罷蔽廢潰せしむるの時を待つ可しとの議論だ、硬派徒らに硬なるにあらず。

### 【三七】 硬派の主張(二)

奇兵隊の上書は、尙ほ續く。

君主歸萩の不可

先日以來監物様御自任御周旋被遊、不日正邪分明、廟謨一定被遊候儀と奉企

望候所、御兩殿様御歸萩被爲遊、今以御歸山無之、御實行御揚被遊の外、乍憚無御座候様奉存、誠以疑惑の至に奉存候。

元來藩主父子は、萩に於ける俗論退治を口實として萩に歸りたるに、却つて俗論の先棒に使はれ、今以て萩に滞在して、山口に還らないとは、如何にも奇怪千萬だと云ふことだ。此中には勿論吉川監物の責任を問ふ意味が、十分含蓄せられてゐる。

恭順論者の心事

今日外恭順の説を唱へ、内畏縮の口を隠し、一身の私を挟み、正人を推倒し、眼前の苟安を謀り、御國の安危を不顧、畏戰候心より、終には御兩國を以、奸賊に餌し候素謀の者多く、不忠不義の至、絶言語、萬一其行説に御傾聽被遊、御國論御動搖相成候ては、天下に對し、御面目も無之、去年以來振興の兵氣も、一時解散し、其極粗暴沸騰を致し候は、必然の勢奉存候。

俗論黨の心事を解剖して、辛辣を極めてゐる。而して筆を反して國論動搖の結果、恐る可き反動の勢を激成する所以を説き、頗る痛切を極む。



監物周旋  
趣意を問

此度御歸邑被遊候由奉承候。定て御議論も御一定被遊候事と奉存候間、御周旋の御趣意奉承度奉存候。

當面直視吉川監物其人に向つて、喰つてかゝつてゐる併し監物には監物の素論がある。彼も亦た一個の硬漢だ。決して奇兵隊などより威嚇せられて閉口する者ではない。彼は必らずしも萩の俗論黨と、一から十まで一致と云ふではない。けれども彼は毛利氏の社稷を存するには、先づ其の責任を明かにせねばならず、其の責任を明かにするには、三大夫、其他の禁門事變關係者の罪を正さねばならぬと覺悟してゐた。

諸藩同情

今日天下の形勢を熟覽仕候所、忠義の諸侯伯御國の舉動に御依頼被成候御方不少、既に御國近日の議論を御聞被成候て、残念の至りと被仰候御方も有之候様承り候。

長藩は天下正義の諸藩の泰山北斗、瞻仰の中心だ。

若今日に至り、御確定の御國是御變動とも有之ては、奸賊の術中に陥り候の

興亡  
の一心に  
あり

みならず、正義諸侯伯の憤りを受け、天下皆敵と相成可申候。監物様今日の御變動、兩國の存亡相決候儀と、乍恐奉存候間、不願唐突奉伺候。以上。

十月

奇兵隊中

乃ち國是を一變するに至らば、天下正義の諸大名の望を失ふばかりでなく、彼等を驅りて長藩の敵となさん。此の如きに至らば、長藩は全く天下に孤立し、岌岌乎たる危殆の地に陥らん。而して是れ一に監物其人の決心如何にあり。されば防長兩國の存亡は、繋りて吉川監物其人の一心にありと云はねばならぬ。是を以て敢て其の意見を問ふと云ふ意味だ。

素論  
不動

然も吉川監物は、固より奇兵隊の意見に左右せらる可くもなく、彼は其の素論通りに、山口と萩との間に奔走して、其の宗藩の大勢を固め、此れよりして其の力を、外に向つて揮ふこととなつた。そは則ち征長總督尾張前大納言との交渉であるが、その事は他の機會に於て、之を語るであらう。

俗論黨  
著勝利

議論は議論として、事實は著々俗論黨の勝利となつた。十月九日は毛利登人、大

和國之助、前田孫右衛門、渡邊内藏太、十三日には山縣半藏(安戸遷)、小田村素太郎(緝取素彦)、寺内暢藏等の正義派は罷められ、此れと前後して福島吉右衛門、内藤造酒、佐伯丹下、竹中織部、林木工等登用せられ、十七日には高杉和介(晋作)政務役を免せられ、十九日には清水清太郎加判を罷め、謹慎を命せられ、高杉小忠太、小幡圖書、岡儀右衛門、杉徳輔、何れも辭職を聽許せられ、此の如くして政廳にある正義派及びその臭味ありと目せらるゝ者は、殆んど皆な一掃し去らるゝに至つた。

### 【三八一】 俗論黨愈よ振ふ

俗論黨士  
免罪

十月二十二日從來俗論黨として罪を得たる高洲平七、三浦内匠、中川善次郎、赤川太郎、右衛門、椋梨藤太、中川宇右衛門、村岡伊右衛門、三宅忠藏、吉村述太、小倉源

五右衛門、井上兵衛、桂波門、木梨浪江、山縣與一兵衛、佐伯源三郎等は、何れも其罪を免せられ、普通の隠居とした。而して内藤俊衛、坪井竹槌の流刑を輕減した。此等は皆な俗論黨起用の前提として見る可きものであつた。

椋梨登用

乃ち二十四日には中川宇右衛門を以て、遠近方となし、椋梨藤太を以て政務員と爲した。椋梨は實に坪井九右衛門死後俗論黨の領袖だ。今や彼が政務員となる。是れ實に俗論黨に一陽來復の徴にあらずして何ぞ。同日村田次郎三郎、天野謙吉、檜崎彌八郎、波多野金吾、渡邊伊兵衛、中村文右衛門、山田亦介等の辭職を聽許し、安戸左馬助、佐久間佐兵衛、中村九郎等を野山の獄に投じた。而して正俗兩黨派の更迭任免は、頗る頻繁となつた。

軍務國事  
川掛任命

二十五日三宅忠藏を以て軍務用掛と爲し、中川宇右衛門、椋梨藤太、岡本吉之進を以て國事用掛と爲し、熊谷式部、天野九郎右衛門、木原源右衛門、福原荒助、寺内彌二右門、松原太郎右衛門等を以て國事掛を兼ねしめた。同日大和國之助、毛利登人、前田孫右衛門、渡邊内藏太に謹慎を命じた。

改革制度  
一切破壊

當時藩政は、只管ら正義派の作したる改革の制度を破壊し、之を復舊するに在つた。乃ち十月二十七日には藩主萩滞在の事を公布し、山口諸役所に萩移轉の命を下した。同日又服制復舊の命を下した。

衣服の儀、近年度々被仰出有之候處、此度御恭順第一に被成候に付、天保度御制度へ被差返候。尤下著間之筋も可有之哉に付、當分筒袖、平袖、小袴、平袴、脊割羽織、丸羽織取交、著用被差許候事。

毛利上野  
登用

十月二十九日毛利伊勢の叔父、當時部屋住の毛利上野を擧げて、民政軍事に參與せしめ、且つ諸隊頗る激昂の色あるを以て、諸隊鎮靜教諭總奉行と爲し、志道安房をその副と爲し、十一月朔日には、中川宇右衛門を、毛利上野の手元役と爲した。二十九日諸郡屯兵所派遣の檢使を召還した。此れは恭順の意を表せんが爲めであつた。十一月朔赤川太郎右衛門を政務役と爲し、又た村岡伊右衛門を所帯方と爲し、同日山口撫育局貯藏金を明木村に移し、村民をして之を警衛せしめた。此れは諸隊士が、或は之を奪はんことを慮つた爲めであつた。

藩主父子  
偏諱褻奪  
の命

十月二十日藩主父子の偏諱褻奪の命が、長府、徳山、清末三支藩、及び吉川氏諸邸沒收の命と共に、萩に到着した。

毛利 大膳  
毛利 長門

先達て家來共押て上京、迫禁關、砲發候條、不<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>天朝次第、殊に父子之軍令狀家來へ遣候始末、重々不届之至に候。依之官位並御一字御稱號被召放之。

此に於て毛利慶親は、將軍家慶の慶字を罷めて、敬親と爲し、毛利定廣は將軍家定の定字を罷めて、廣封、後に元徳と爲した。

監物意見  
を問ふ

當時藩政廳では、藩主父子退隱、以て一切を了せんことを期した。藩主は湯淺眞吾をして書を携へて岩國に到り、監物の意見を問はしめた。

此内は御出山(山口に到ることを云ふ)以來、彼是御配慮被成下厚辱存候。御歸著後無御障、珍重存候。偕今日福原相模歸萩、達書之趣、深恐入候(前記の幕命を云ふ)。右に付位記口宣等之儀、何様取扱可然哉。且又我等父子退隱之儀、先日も申入

候通り、相願候方都合宜候はゞ、御含を以て、上國向御周旋致、依頼候、尙當役内  
差出可申候處、御存知之通に付、不能其儀、以書中申述候也。

十月二十日

大 膳

尙御自愛肝要存候、御氣付無用捨可被仰聞候也。

監物答書

監物の答書に曰く、

御書拜見仕候。時下寒冷之候に御座候處、益御機嫌能可被成、御座奉恐悅候。儲  
は先達て山口罷出候以來、永々之滯留に相成、萬端御懇篤の御取扱被仰付、難  
有仕合に奉存候。歸著後不相變、瓦全罷在候間、乍憚御放慮奉願上候。然に御書  
中被仰下候御思召之儀、委曲奉謹承候。何分不容易御事件にて、深奉恐入候。兎  
角之御答辭紙上に難盡儀に御座候處、折柄別紙に付申上度趣も有之、當役方  
御差越被下度段御願申上置候へば、乍恐愚存之儀、其節可申上間、左様に被聞  
召置候様奉存上候。不取敢御請爲可申上奉捧愚札候。恐惶謹言。

十月二十三日

經 幹

此の如く吉川監物は、書面にては用を辨ずる能はざるを以て、然る可き政應員  
の派遣を要めたのだ。

## 第八章 長藩三家老處分決定

### 【三九】 吉川監物の歎願書

長藩運命  
監物の手  
中にあり

當時防長二州の運命は、擧げて殆んど岩國なる吉川監物の手中に委せられたと云ふも不可なかつた。監物其人は、一方には本藩の相談相手と爲りて、一切の事に任じ、他方には本藩の介添人として、幕府及び征長總督と相ひ對することとなつた。當時幕府は長藩の老臣二人を廣島に召し、處分の命を告知せんとし、目付戸川鉾三郎を廣島に派した。因て藩主は吉川監物の要めに應じ(參照三八)、毛利能登、乃美織江を岩國に遣はし、併せて更らに右に關して監物に依頼の旨を申し遣はした。

藩主監物  
頼に萬事依

寒冷之候、彌御清適珍重存候。此内は御使者差越され、御多忙中御配慮之儀、辱存候。御申越に付、能登、織江差出候間、委曲御申聞被下度御頼いたし候。尙又監

察下向に付、家老二人差遣候節は、何卒乍御苦勞、右二人被召連被下候は、別  
て忝存候、萬事致御依頼候事に付、意味違候ては、不相濟候間、其段御汲取被下  
度致御頼候、其内時下御自愛第一に候也。

十月二十七日

二陳監察下向之節、家老一人は能登直様被召連被下候様、御頼いたし候、今一  
人御氣付御座候は、御申越可被下候也、老中にて可然哉と存候、如御存知一  
門中は無人儀故、其邊御含置可被下候。

監 物 様

大 膳

之を見ても如何に藩主が吉川監物に依頼したるかを知る可しだ。

却説京都洛西花園麟祥院及び龍華院の二僧、征長惣督尾張前大納言の密命を  
帯び、十月二十日岩國に到着した。麟祥院は尾州出身の僧であり、龍華院は毛利  
氏の祖先靈牌の安置所である、而して尾州の臣八木銀次郎從者と稱して隨ひ

征長總督  
使者來る

來つた。それは毛利氏にして恭順の實を表せば、寛典もて之を處す可しとの意  
であつた。

監物嘆願  
書内差出

此に於て監物は三家老を嚴科に處し、藩主父子の罪を寛くせんことを請ふの  
嘆願書を齎らし、其臣目賀田喜助、大草終吉をして、二僧に伴ひ、之を尾張前大納  
言の内覽に供せしめ、更らに安達十郎右衛門を萩に遣はし、其事を藩主父子に  
申告せしめた。目賀田等は二十八日大阪に著し、二十九日嘆願書を尾張前大納  
言及び稻葉閣老に致し、安達は二十四日萩に著した。嘆願書は左の通りだ。

嘆願書本  
文内

私本家々老益田右衛門介、福原越後、國司信濃、去七月登京之上、不用主命、恐多  
も於輦下騷擾仕、奉驚宸襟候段、全大膳父子平常之緩奉、恐入候、右に付松平安  
藝守殿相頼、奉歎願置候趣も御座候處、今度は征討之御期限及切迫候段、窃に  
奉伺、誠以恐懼痛心仕、國中一統彌謹慎罷在、大膳父子蟄居、只管奉謝罪候、右三  
人之者共處置之儀、此内御指圖相待、今日に至り候ては、却て過慮に相當り、自  
然御嫌疑も可相生哉と奉恐入候、然上は速に嚴科に處候心得に御座候、且又

私儀謹慎中、越境之儀奉恐入候間、不得止封疆に臨み、罪を幕府に奉謝候、何卒御寛大之御處置厚奉歎願候、誠惶敬白。

十月二十一日

吉川 監物

大體俗論  
黨に同じ

此の如く吉川監物は、三家老處分、藩主父子の塾居もて、一切の清算を做さんことを期した、恐らくは此れが吉川監物の當初からの意見であつたらう、乃ち彼は此の意味に於て、井上等の武備恭順とは、其の意見を異にしてゐた、勿論奇兵隊及び諸隊と意見を異にしてゐた、而して彼の意見は、期せずして俗論黨の意見と一致した。

監物と俗  
論黨との  
異同

但だ俗論黨は絶対恭順にして、若し彼等の意見に従へば、幕府が藩主父子に自裁を命ずるも之を奉じ、移封を命ずるも之を奉ずることとなる可く、而して吉川監物も亦た果して之を容認したる乎、否乎は、未だ猝かに斷言し難きも、監物としては、斯る大事に到らざる以前に、之を適當の所に切り止めんことを期したものであらう、別言すれば三家老の首にて、藩主父子の安全を保障せんこと

を期したものであらう、要するに吉川監物と俗論黨とは、其の方向を一にしたるも、吉川は何處迄も、俗論黨と進止を共にするものとは、斷言す可きではあるまい。

### 【四〇】 所謂る俗論黨の主張 (一)

正俗兩論  
分立淵源

所謂る俗論黨の立場に就ては、今ま少しく語る必要がある、元來正義派、俗論黨が、互ひに分立するに至りたる淵源は、村田清風——四郎左衛門、後に織部と稱す——と、坪井九右衛門との間に於ける軋轢より生じ、村田門下は概して正義派と稱せられ、坪井派は俗論黨と唱へらるゝこととなつた、今ま俗論黨の立場に就ては、其の仲間の一人村岡伊右衛門の子伊助の、長州事情申出候口上書なるものがある、彼は不本意にも福原越後の軍に従ひ、薩藩の捕虜となり、薩人に

村岡伊助  
上書

向つて、左の通り申立てたのだ(官武通紀)。之を一讀すれば、思ひ半ばに過ぎるものがある。

一 長州之事情申立候儀は、臣下之身に取、難忍候得共、始終奸臣之邪計に寄、異心無之、主家父子、大逆之罪名を蒙り、殊に元就以來連綿之家系斷絶に可至儀を悲歎憂苦之餘、一分之節義を棄、國內之實情を具に申顯、爲主家之愁訴致し候由にて、致落涙申聞候條々左之通。

即ち俗論黨より見れば、正義派は皆な奸臣だ。

益田等の罪惡  
一 益田右衛門介始奸臣共は、表に正義を飾、攘夷を致主張、主家父子を誠忠正義と稱し致愚弄、政權を司、粗暴之臣、浮浪之徒を懐け、攘夷家と唱へ、國家を憂ひ致建言候者を、俗説因循家と嘲り、忠直之臣を冤罪に當、又は暴威を以言路を塞ぎ、我意を恣に致し、去亥(文久三年)八月以來、此度之事件(元治元年七月十九日禁門の變)共、皆奸臣共之所爲にて、父子に於ては、渠之佞辯に被欺、深趣意は存被申聞敷候由。

國典書籍燒棄

以下奸臣の名を歴舉するも、それは正義派の面々なれば略す。

- 一 奸臣共己が邪法を妨候を厭、長州先祖より之國典書籍等、去々戊の年中、悉く燒捨申候。
- 一 先達以來浮浪之徒を招き、攘夷之魁可爲致趣を以、凡三千人計、奇兵隊と唱へ屯集爲、致實は忠直之者奸臣を可規討を恐れ、豫防として、重立候奸臣、平常途中一人に、凡二百人計宛引連罷在候。
- 一 奸臣共奇兵隊を以、忠直之士を致殺害、御使をも隊中之内より爲致暗殺候。

此の御使とあるは、幕使中根市之丞のことであらう。

一 長州社稷之臣

一家老 宍戸備前

山縣與一兵衛

小倉源五右衛門



棕梨藤太

中川卯右衛門

伊助父村岡伊右衛門

穴戸備前  
威嚇

右之外譜代恩顧之士之内、凡三百人計、備前は先年來度々及忠諫、國家の頹廢匡救を致、專務に吉川監物え志を通じ候儀を、奸徒共佞辯を以致、離間、或は奇兵隊を以通路を立切、去八月京師變動之節、防州山口國主父子之屋形にて、備前、右衛門介及議論、終に右衛門介を言伏、備前退出後、奸臣忽父子を説付、備前之忠諫を言消し、密に奇兵隊を致指揮、大銃を攜、備前之居邸え押寄、暴發之形勢を示し、其後之忠諫を塞ぎ候。

以上は穴戸備前を正義派の面々が威嚇したる次第を云ふ。

萩在留忠  
志者排斥  
處罰

一 去八月萩在藩忠志之聞有之者を、大半罪名を附、前文與一兵衛、源五右衛門は遠流、藤太、卯右衛門、伊右衛門は幽閉、其外格祿を削、又は退身等爲、致、奸臣益跋扈候に付、伊助山口に至、大膳大夫に及、面會、公武よりは粗暴之唱を以、御

不興を被、蒙列國には悉追討被、向其上五大洲を敵に引受、何以攘夷之功可相立哉、却て亡國名家斷絶之禍を招候儀、顯然之次第申述及諫争候内、稍致、徹心候廉も有之、奸邪之徒、不義に導候儀を悔悟之體に相見得候場合に、至、昵近之奸臣他事に託し、伊助を遠け候に付、不得、止引退候節、疾に奇兵隊を以、伊助を可致、殺害手立有之由、詰合同志之者、密に申聞候に付、致、徹行萩え驅付候處、續て閉門之沙汰有之、致、蟄居候内。

此れより以下七月事變に及ぶ。

### 【四】 所謂る俗論黨の主張 (二)

村岡伊助の口上書は、以下に續いてゐる。

京師にて亂行之罪名を以、追討之諸家被、向候哉之噂に付、國主父子出陣之設

奸臣打取  
策固まる

有之由承及候、前文藤太(孫梨)、卯右衛門(中川)、伊右衛門(村岡)、一室内に致痛心、伊助始在藩忠志之者一同萩城下明倫館と唱候學校え集會爲致、國之危急を救候儀を、及談判候上、速に奸臣共討取、若し大膳大夫出陣候は、輿に取付引止、討手之總督に就き、國主父子異心無之儀申開き、同志一同其場に於て致切腹、死を以大膳大夫家系斷絶不致儀を可歎願と盟約之上、藤太、卯右衛門、伊右衛門は居殘、伊助始凡三百人山口え至候處、奸徒疾相察、國主居邸四方え奇兵隊を以、陣列を立、防禦之備有之候に付、及暴發候ては、逆賊之汚名を受候儀と相止、本意を不達、其儘萩え引退候由。

此れは所謂る俗論黨の立場から云へば、事實相違あるまじき事だ。

吉川謙景

一 吉川監物は、其道を辨じ、國事を憂、將長之識量有之、屢主家父子を諫候由、此れも事實だ。

徳山長府  
凡庸

一 毛利淡路守(徳山)、左京亮(長府)は、右衛門介始奸徒之權勢に恐れ、隨從致し體に候得共、兩將共凡庸之人にて、差て邪正剛弱之評論不致由。

此れも先づ此の通りであらう。

一 清末(毛利讃岐守)は、吉川監物に依頼之體に候得共、何分小藩之儀、是又是非之風説無之由。

此れも恐らくは大差なからむ。

一 去八月十八日後、主家父子、讃岐守以下御糺問被仰出候書付類は、不殘奸臣共手元え埋、大膳大夫披見不致由。

一 脱走之七卿、同月以來、防州三田尻え寄合居、元澤主水正、同十月生野銀山にて亂妨、三田尻え忍歸り、當時一同致潜居候由。

一 元中山侍從同十月頃、船路三田尻え落來、一旦七卿之居邸え寓居、其後長防を徹行、所々え致轉居、近頃長府に罷在候由、尤七卿元侍從共、此度一舉に登京否は、承不及候由。

一 山口に城郭無之、去々戌の年(文久二年)以來、長州屋形を構住居、當時新造築中に候得共、未成功に無之候。

七卿三田  
尻寄合

奇兵隊の  
要行

一 大膳大夫は暗直、長門守は粗暴にて、臣民歸向不致趣之風評に候。  
 一 奇兵隊を組候後は、忠臣始下賤之者を恣に暗殺致し、暴行甚敷候に付、邦内一圓國主を怨、人心離散し、追討を望居候。  
 一 長州藩戰士凡四五萬にも可有之、全精兵は一萬には不滿、其餘僧隊角力隊、杯之新兵組立候得共、萬一之節は瓦解致し、不用立儀顯然之様に被存候。  
 若し此の言葉通りに信用して、長兵畏るゝに足らず、長兵與みし易しとせば、飛んでもなき見當違を來たすや必せりだ。

岩國藩士  
勇武

一 岩國藩士は大半武術に達精兵一萬も可有之、一體長州藩より其勇武遙に勝候由。

俗論黨本  
願

一 去八月、科を受候萩在藩前文與一兵衛(山縣)外重立候四人は其儘にて、伊助始其餘幽閉之者は、追々赦免有之、併主家目通は不被爲致由。  
 一 今般之一舉、大膳大夫に於て、不辨儀に候得共、重役暴發亂妨に及び候上は、御追討は難免儀に可有之、假令一郡半地にて賜り、家名不滅儀を、只管奉

本意なら  
ず福原軍  
に従ふ

此れが恐らくは俗論黨の本音であらう。

歎願候由。

一 此度福原越後儀致出府候に付、差添可罷登旨、伊助並棕梨甲五郎、同卯右衛門伴中川龜之丞外譜代の藩士共え主命有之、趣意は不辨候得共、先年來之御不興を奉謝候儀可出來、左すれば國家之爲に可有之旨、伊助始附屬之者之内にも存誤、追て伏見街道急發之節、致驚嘆、自殺を決候得共、奸臣逆賊と並に尸を肆候は、無念之儀と存、直に山崎に至、越後に謁し、斯の次第及承、此上は國內之實情を申立、爲主家之歎訴可致旨、決心終に被召捕候儀に有之、且長州追討も有之候は、御路致案内、國許之忠臣と合體、奸臣共を及誅戮度、是生前之志願に候得共、一旦朝敵亂妨之徒に加はり候上は、此儘極刑に被行候共、素より覺悟之儀、聊未練之心底無之候。

彼れ村岡伊助は、不本意にも福原越後の軍に従ひ、薩軍の捕虜となりたる者、此の口上書は薩軍より之を幕府の諸有司に提供したるもの、固より捕虜の申立

なれば、其中には多少の掛引きある可きは勿論であるが、所謂る俗論黨の立場は之を見て其の梗概を諒とするに足るものがある。

【四二】 薩藩士と岩國藩主 (一)

薩の機心

當時長州からは、薩賊會奸と稱して、何れも同一敵視してゐたが、會津は只だ一圖に長州を敵として之を打ち敵くを主とし、云はゞ純粹の硬派であつた。之に反して薩は頗る機心を藏し、寧ろ一兵に讎らずして、長を以て長を制するの策を廻らし、一方征討軍の發向を催告し、大兵をもて長州の四境に逼る可く計企し、他方に於ては頻りに長州の軟派と協商して、彼等をして自から硬派を處分せしめんと苦心した。此れは主として上國に於ける薩の代表者たる西郷吉之助の一心の運用であつた。

高崎岩國に赴く

扱も筑前藩士喜多岡勇平は、岩國を経て京都に赴くや、薩藩士藤井宮内に就て、長藩の爲めに申解する所あり。西郷吉之助等は、此の機を逸せず、高崎兵部(後に男爵五六、當時朝箱兵助と變稱す)をして喜多岡と同行西下せしめ、兩人は九月晦日、岩國新湊に到着した。斯くて喜多岡先づ岩國に赴き、香川諒と會見し、香川は更らに横道八郎次と與に新湊に赴き、高崎に會し、共に諮る所あつた。高崎は吉川監物の親書を得て、周旋せんと欲したが、監物は當時山口に赴きて在らず、仍りて香川、横道二人は山口に抵り、監物に其旨を告げ、監物は更らに今田靱負、安達十郎右衛門をして、書を齎らして香川等と與に岩國に歸らしめた。監物の親書は左の通りだ。

監物親書を與ふ

過頃本家松平大膳大夫家來之者共、恐多も於葦下、粗暴之參掛り、誠以奉恐入候、全出先之者心得違にて、大膳大夫父子不存寄事とは乍申、畢竟示方不行届より斯體立至候得共、素より別心無之、恐懼相愼、國內鎮靜、精々申付候。於拙者も乍不及盡力申談候。然上は何卒御寛大之御處置被仰出候様、御周旋之儀奉

願候間、可然被仰合、可被下候様頼存候、尙今田韮負可申伸候。

十月二日

吉川は當初からの恭順派だ。彼の立場は宛も關ヶ原役後に於ける、吉川廣家の苦衷其者を繰り返すことであつた。

高崎返書

方今内外切迫、天下之事不可言之勢と罷成り、其危實に如累卵、御同歎之至に御座候。加之此度御宗藩望外之御大變到來、嗚々日夜御憂慮之御事不鮮儀と恐縮之至に御座候。右に付閣下御苦心之程恐察、不願不肖推參仕候處、豈計御發興之後、何共不堪遺憾仕合、乍去二三之諸彦へ得交會、巨細閣下思召之程をも拜承仕候處、御誠心貫徹、御信義相溢れ、御論說逐一至當之事耳。誠に銘肝不<sub>レ</sub>少候。

私輩不肖今更不及申上候得共尙乍此上折角御宗藩として、恭順謝罪之道を被爲盡候様、百方御匡救被遊度、若此上不恭之御振舞等於有之は、結局に相成、各藩盡力も届兼可申と、憂慮仕候、何分閣下之進退實に切迫、朝暮に背こと能

はず、又宗藩に違ふ事能はず、願くは焦思百端、幾回至當之御處置被遊度、奉至願候。且又尊書拜讀委曲奉畏候、弊藩力之限は、乍不及周旋之積に御座候間、此末必無御疑、何事に不限、御用被仰付度奉存候。先は大略尊答耳、如是御座候、恐不盡所思候頓首。

甲子十月念十

薩陽隱士

呈

岩國賢公閣下

本文の中「弊藩力之限は乍不及周旋之積に御座候」の一句は、實に千鈞の重さあり。吉川監物も、定めて安心したのであらう。

高崎大阪に還る

高崎は監物の親書を得るや、即時岩國を發し、大阪に還つた。監物は境與一郎、横道八郎次を大阪に遣はし、高崎等に頼りて周旋する所あらしめた。二十一日高崎は更らに書を監物に與へ、頻りに宗藩悔悟の顯著ならんことを望み、自分は岩國に到る能はざるも、征長總督尾張前大納言の藝州に至るの際には、薩藩士

西郷吉之助之に隨ひ、廣島に到り、同地より更らに岩國に赴く可き旨を告げ、尙ほ悔悟の實を擧ぐるに就ての具體的條件にも言及した。

【四三】 薩藩士と岩國藩主 (二)

高崎大阪  
よりの狀

薩藩士高崎兵部が大阪より岩國藩主吉川監物に與へたる書翰は左の如し。  
御一別已來御捕御機嫌宜敷被爲涉、珍重御儀奉欣賀候。二に弊夫船中無事安著元氣罷在候間、乍恐御放心可被下候。然ば御藩滯留中色々蒙御懇命、不知所謝次第に御座候。偕又致著阪候處幸同藩西郷吉之助輩兩三輩下阪致居、尤尾老公御下阪來二十二日御軍議、隨て近々御出馬來月(十一月)十日諸藩之攻口屯集仕候事之由、大騒動に御座候。  
此れは大阪に於ける現狀。

各藩同情

右に付尊藩へ參り、監物公是迄御盡力之次第、且此節山口御出張御周旋、十に八九被相行候事と、巨細同藩有志中へも申觸、越肥尾邊之各藩へも、其段布告に相及候處、一同監公之御忠誠に感服、此上尊藩邊より御申立之趣、彌恭順を被爲、盡罪は罪に服する様之事なれば、譬へ幕府如何様苛刻之處置申立候共、諸藩決して承知不致、飽迄盡力保護可申上と、大形一定之議論に御座候。監物の忠誠、各藩に徹底、各藩の同情期せずして相集まる。幕府も到底苛刻の措置を行ふことは、不可能であらう。

尾藩事を  
解す

尙又追々御引合申上置候通り、此上は無殘處悔悟之姿、十分に相顯れ候様御盡力可被成候。尾藩之見込は、隨分筋を踏候故、處置致し好鹽梅に御座候。何分此末之處は、彼の暴徒は暴徒に、別段黑白分明に不相分候ては、御宗藩之御處置六ヶ敷事歟に奉存候。

尾州は事理を解してゐる。云はゞ薩藩と同論だ。但だ此上は暴徒を處分し、黑白を分明にし、悔悟の實を表することだ。

藩主來投案

左候て、五卿は何方へ成と御付御指出相成度、左候得ば、是は決して殘暴之處置には相成申間敷、又依時宜候ては大膳様御父子も、自分すゝんで、總督府尾藩に御出浮、是迄之心情、聊無御異心、條々被仰盡候は、却て一時に氷散可仕歟、

五卿は防長以外の地に移轉せしめ、場合によりては、藩主父子自から惣督の軍門に來投せよとのこと。

左候は、彌寛大之御處置無相違出來可申、此上は弊藩等より飽迄寛典に被爲處候様盡力仕り、先々十に八九は趣意通り被相行可申と愚考之處も御座候間、尙更御吟味被爲盡、深く恭順之道御盡、諸藩にも成程と感服仕候御賢計可被下候、是則宗藩の御爲にあらず、皇國之爲に御座候間、宜敷奉願候、須らく恭順の實を表して、諸藩の同情を博す可し。

巨魁處分の要

彌恭順之道さへ被爲盡候得ば、此節弊夫上京諸藩中申解候處、彌大膳様御父子不被知召、全く暴黨之所置に出候事明白に相成候間、右暴論巨魁丈け御處

分に相成候得ば、結局に至るも決して苛刻を極候事は無之、若其時は諸藩も違背すると申議論に御座候、

薩藩必死の盡力の

巨魁さへ處分すれば、自餘は寛典を期待することが出来る、  
弊藩之處は、必死の盡力、寛典主張之論に御座候間、何事も無御疑心屯集場所へ御出張被爲在度、夫と申ても何も阿諛して寛説を立るに非ず、然るゆへんの道理なるを以也、夫ゆへ決して筋の不立事は御盡力出來兼可申候間、其邊は御心を被爲用候様奉願候、

薩藩は必死の盡力にて、寛典論を提唱しつゝある、如何に彼等が政機を捉ふるに機敏なるや、實に驚嘆に値ひするものがある、

西郷の引受

此度は弊夫にも出張之積に御座候處、大抵都て有志出軍に出拂、京都表別て懸念に付、留守番いたし候様議論相決、泣々も其通りに得心、引殘申候間、近頃彼是御引合事被成、苦敷處も可有御座候得共、委曲事情之入込は、西郷吉之助へ付托、能々吞込居候間、是へ御引合可被下候、是も二十二日軍議決定之處に

ては、尊藩へ罷出可申歟も不被計候間、左様御含可被下候。

高崎は京都滞在、西郷吉之助彌よ當面の責に任ずる事となつた。

恭順一決の要

最早事此に至ては、彌恭順にして、罪を謝すと申處に御一決、必死之御盡力被爲、在度、返す返すも懇願する處に御座候、何卒以御序監物公へ可然様、彼是之御理被仰上可被下候。先は此段右旁奉得貴意度、如是御座候、恐々不盡九拜。

十月二十一日

高崎 兵部

今田 靱負様

吉川 勇記様

桂 主馬様

香川 諒様

横道 八郎次様

安達十郎右衛門様

以上の書翰は、薩藩が征長に對する態度を、殆んど完全に云ひ盡してゐる。而し

て此の意見は、大體に於て尾州老公の嘉納する所となり居れば、此れが實行如何を以て、征長の局面の前途はトせらるゝ。

【四四】 西郷吉之助等岩國に来る

征長軍と  
監物との  
使者往返

吉川監物と薩藩若しくは藝州、尾州等の間には、既に三家老の處分は、既定の事實であつた。而して吉川監物と毛利大膳父子との間にも、此の問題に付ては、商量を経たものであらう。何は兎もあれ、大阪の軍議は一決して、征長惣督尾張前大納言は、愈よ征旆を藝州に進むることとなつた。されば其の先容として十一月二日には、藝州の使者寺西盛登、寺尾生十郎は、萩に來りて藩主に謁し、藝侯の密旨を傳へ、吉川監物も亦た其臣吉川采女、今田傳をして藩主に謁し、密事を稟申せしめた。而して吉川監物は、此れと同時に、吉川勇記、鹽谷鼎助を廣島に遣り、



書を惣督に上り、三家老の首級を實檢に供し、參謀者を嚴科に處し、五卿を他藩に移轉せしむ可き旨を以て、進軍の猶豫を請うた。

私本家々老之内、乍恐於京都暴動仕候儀に付、先達て奉喚願置候處、此度御征討之御期限切迫に及候段、窃に奉窺、大膳父子を始め、末家中閩國之士民一統痛心泣血仕候。就ては御指圖を不待、罪魁益田右衛門介、福原越後、國司信濃三人之首級奉備御實檢、其餘參謀之者、嚴重可申付候。尙又公卿方去年以來山口御滞在之處、何卒他州へ御轉座、追ては都御歸入相成候様御取扱之儀、奉願度心得に御座候。乍併於此儀は、早速大膳父子へ申聞、其分相計致候得共、遠路相隔、往復の日數有之候に付、仰願は列藩御進發之儀、暫御猶豫被成下候様奉願上候。此内可然大總督幕下へ御執成之程、只管奉懇願候、恐惶敬白。

十一月二日

吉川 監物

此れは差出す者も、受取る者も、互に以心傳心、相當の諒解が出来た上の事にて、決して藪から棒の突發事件ではなかつた。

監物進軍  
猶豫願

福原を岩  
國に移す

斯くて是迄徳山に監置したる福原越後を、岩國に移すこととなつた。從來益田、福原、國司の三家老は、徳山、長府、清末に分監するつもりであつたが、馬關戦争の爲めに、三人共に徳山に監置した。今回福原を岩國に移したのは、福原は徳山藩主の子にして、出で、福原氏を嗣いだものなれば、徳山に於て之を殺すに忍びず、斯く取り計つたのだ。乃ち此の一事を以て、三家老の切腹の前提と見ねばならぬ。左記は本藩諸老臣より、在岩國の毛利能登への密翰である。

福原預け  
替理由

一筆令啓達候。福越州事、是迄徳山へ御預被成置候處、時勢及切迫候付ては、彼是御掛念も被爲、在候付、岩國へ御預替可被成との御事にて、委細之儀は御直目附より吉川采女へ申含、差返候得共、差急候儀に付、其内右之趣、監物様へ被仰上候様との御事に御座候。尤御彼方御周旋中之儀に付ては、長府へ御預相成候得ば、可然儀に候得共、御彼方御内輪一體不致趣も有之様相聞、是又御懸念に被思召候付、乍御心外、岩國へ御預可被成との御様子に御座候間、右思召をも御含被成、幾應も程能可被仰入候。右爲、可得御意如此御座候、恐惶謹言。

十一月二日

西郷吉川  
會見

長府に預け替んとするも、長府は藩論一定せざる虞れあるから、吉川家は對上國周旋中にも拘らず、已むを得ず同家へ預け替へする次第との申譯である。十一月四日西郷吉之助、吉井幸輔、税所長藏、總督の命を承けて岩國に來り、吉川監物に見え、大いに説く所あり、蓋し西郷は大阪より廣島に來り、廣島に於て監物より藝藩主へ呈したる歎願書を見て、岩國に來たのだ。此に於て吉川監物は、家臣長新兵衛を萩に遣はし、其旨を藩主に通じ、其の恭順の事實を具體的に表現す可き旨を催告せしめた。

兩人應答  
要領

實は大總督御内命蒙り罷越候譯にて、御本家御悔悟、謝罪之儀未だ御實行相立不申、甚不都合之次第に候へば、三大夫首級片時も早く被差出、並に參謀之徒御處置之儀、一同届出有之候様、精々申述候付、早速本家方申通し、其沙汰可致旨御答被仰聞候事。

此れは西郷等と吉川との應答の要領だ、乃ち此の要領を以て、本藩へ直ちに申

告し、此の實行を催要したる次第である。

【四五】 一寛一猛

捕虜放還

西郷吉之助は、一方に於ては、吉川監物に向け、速かに恭順の實を擧ぐ可く、それぞれ條件を示し、随分手緊しく談判し、同時に豫て捕虜としたる長州人をそれぞれ禮を厚くして放還した。

放還添狀

一筆啓上候、近日寒冷相募候處、御捕御安泰被成御座、珍重御儀奉存候。次に小生共も一昨六日當所(廣島)へ歸著仕候。扱御當地罷越候折は、段々御丁寧被成下、御手厚御取扱の程、千萬難有奉存候。然ば去る七月十九日、弊藩手へ生捕相成候者共、此度召列當所へ罷越候、就ては右者共、口柄相調べ候處、元來卑賤陪從の輩にて、是非も不相分、全無罪の者共に候間、是迄弊藩へ差置、御宗藩平定

の上、御引渡申上、銘々家族共へ御引渡の上、苛酷の御所置不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>様致度との存意に有<sub>レ</sub>之、未成否も不<sub>レ</sub>相決儀に候得共、當所迄列越候處、生國も耳目に近き所に相成候へば、各歸心難<sub>レ</sub>留は通情の儀に付、遲速に不拘、此節宰領の者相付、御引渡申候間、御請取可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、左候て、御取扱の被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>及時機候は、何卒弊藩の趣意御汲取被<sub>レ</sub>下、助命の處、萬々御周旋の程、吳々奉<sub>レ</sub>願候、先は右爲<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>御意、如此御座候、以上。

十一月八日

西郷吉之助

香川 諒様  
山田 右門様

西郷の深慮

追て其御地新湊にて御引渡可<sub>レ</sub>申候間、於<sub>レ</sub>同所御受取相成候様致度候。此れは一小事であるが、如何にも西郷其人の遠謀深慮の一端を察することが出来る。當時會津にては、長州の捕虜を、正面の敵として、頗る慘刻に取扱ひ、之を極刑に處したと云ふことである。又た尾張大納言の大阪を發して西下するや、

長人七人を斬りて、其の血祭りとした。然るに西郷は捕虜十人を優遇し、之を送還するに際しても、特に鄭重なる文書を附して、其の行く先々までも見届けずんば休まざらんとしてゐる。西郷が捕虜を、元來卑賤陪從の輩と稱したるは、故らに彼等をして其の一命を全くせしめんとする厚意にして、現に其中には、村岡伊右衛門の子村岡伊助(參照四〇、四二)杯も居るを以て、未だ必らずしも卑賤陪從の輩で無かつたことが判知る。

西郷物の三家老處分督使

扱も吉川監物は、宗藩と幕府及び征長軍との中間に立ち、一方には攻撃の延期を請ひ、他方には恭順の條件を一切皆濟す可<sub>レ</sub>く準備を爲し、それには何よりも三家老の首級が入用なれば、取り敢へず、益田、福原、國司の處分に著手す可<sub>レ</sub>く、宗藩を督勵した。乃ち幕軍の國境進入期は、十一月十八日である。若しその期限を緩ふせんには、總督府は十四日もて、其令を發せねば、各口の征長軍に、普ねく通知することは不可能である。されば三家老の首實檢は、少くとも其の以前にあらねばならぬ。此に於て吉川監物は、藝州より此旨を、岩國に在る宗藩の老臣毛

利隱岐、志道安房に傳へ、而して特に粟屋隼太を徳山に遣はし、三家老の處分を期するに十二日を以てす可きを告げしめた。左の一書は、岩國にある毛利隱岐、志道安房より、萩に在る同僚への消息だ。

三家老處  
分急要通  
知

一筆致啓達候、三大夫身上御取計之儀誠に危急に相迫り、藝州より寺尾生十郎、昨日當表(岩國)罷越、一日も早く御取計被成候様申事に付、來る十二日迄には御取計相成候様、吉川様より御答相成候處、十二日迄ならば且々九州邊へ御達可相成、若其餘一日にても御延引相成候ては、上方筋はいか様共可相成候得共、九州方御手遣不相成由申事に付、其段は昨夜早打を以、桂九郎兵衛迄申參候由、定て御承知可被成と存候、右に付監物様大に御掛念被成、萬一十二日迄に相運不申ては、是迄藝州様尙監物様にも、色々御周旋被成候儀も、水の沫と相成、御國家御一大事之御事故、萩よりの御仕向間に合不申共、吉川様御入はまりにて、越州(福原越後)御取計可被成に付、淡路守様(徳山藩主毛利淡路守)にも、右様御捌被成候様、粟屋隼太へ被仰含、御家老一人被差添、唯今より被

地被差越候、左候て首級即日藝州被差送、重役之者より、御彼方へ御引渡相成候御次第に付、右人柄御沙汰相成候哉、是又萬一間に合不申節は、監物様爰元にて、被仰付方有之御様子に御座候、右之趣被仰上候様にと存候、恐惶謹言。

十一月九日

志安房  
毛隱岐

此れにて委曲の事情が分明だ、而して萩藩廳にては、愈よ三家老處分の儀を、徳山在留の吏員に傳へ、十二日を以て、其の期限とした。

## 第九章 長藩三家老の切腹

### 【四六】 萩政廳と諸隊の對立

三家老奪還策

一方には吉川監物は幕府征長軍總督側の意を受け、萩に於ける政廳は亦た吉川監物の意を受け、愈よ三家老の處分を實行せんとするに際し、此事を傳聞したる山口屯集の諸隊は、激昂禁じ難く、十一月九日夜には、太田市之進、山縣小輔、堀真五郎、久保無二三、長太郎等、相携へて浦靱負を訪ひ、大いに論難する所あり、遂ひに隊中の將士は、徳山に在る三家老を奪はんとするに至つた。

浦に鎮撫を命ず

此の警報に接し、萩の政廳では、十日の朝君側より神村判、粟屋左門を山口に遣はし、諸隊鎮撫の命を、浦靱負に傳へしめ、更らに鎮撫の奉行として毛利上野及び其の隨行として、山縣與一兵衛、諫早巳次郎、勝間田百太郎等を遣はし、又た徳山には乃美仙吉、山縣次郎右衛門、福原内藏之允等を派し、附するに輕卒若干を

以てし、其の不虞に備へしめた。夜に入りて神村、栗屋は山口に著し、命を傳へたから、浦は諸隊の總督を召集したが、應ずる者なく、只だ隊士高橋熊太郎、品川彌二郎、梶山三之助、岩佐庄之助をして代り來らしめた。浦は四人に命を傳へたが、四人は一應退き、總督等の意見を復命して曰く、鎮靜の命は拜承す、希くは此方の歎願する所を採用あれと。

既にして毛利上野等も亦た同夜深更に山口に著し、翌十一日毛利上野は諸隊の總督を、政事堂に召集し、藩主の親書を読み聽かせ、鎮靜す可き旨を傳へ、浦靱負、山縣與一兵衛、諫早巳次郎等亦た列席した。然も總督等は容易に承引の色を見せなかつた。當時諸隊の代表者としては、太田市之進、野村靖之助等であつたが、從來建白の主旨を繰り返し、且つ曰く、幕府より兵器を渡せとあらば、奈何、削封の命あらば、奈何、鎮撫使は何れも已むを得ずと答へた。曰く、然らば君公御父子の御身上に忍び難き命あらば、奈何と、諫早巳次郎曰く、是亦た已むを得ざるなりと。

諸隊鎮撫使の命を奉ぜず

此に於て太田、野村等、鎮撫使を罵りて去つた。毛利上野は夜に入り山口を發し、萩に還りて、其狀を報じた。而して同日興國寺の靈牌を萩に移した。是亦た萬一を慮りたる爲めだ。

萩政廳三家老處分の決心

されど萩政廳では、進二、無二、兵力を用ひても、三家老の處分を了せんと決心し、それぞれ著手する所あつた。即ち當時任用せられたる俗論黨の政廳員岡本吉之進、棕梨藤太、中川宇右衛門等の連名にて、岩國なる栗屋、中井の兩人との往復書翰が、能く此間の事情を明白にしてゐる。

一筆致啓達候、徳山へ御預之三大夫御仕置相極候御様子に相聞候付ては、山口屯集之諸隊、徳山へ罷越、三大夫を奪取可申段、昨九日靱負殿迄總督より申出候由、昨夜到來有之候付、今朝より徳山、岩國へ御手當御人數繰出し被仰付候得共、岩國よりも徳山迄御人數被差出被下候様、被仰合可被成御取計候、當今至て御一大事之御場合に候得ば、萬一三大夫圍へ、令亂入候様立至り候はば、御見切を以、切腹一件之不及次第、首伐取被置候て、諸隊之者不奪取候様、御

止むを得ずば討首

取計肝要存候。此段爲可得御意如此御座候。恐惶謹言。

十一月十日

即ち已むを得ざれば、切腹せしむる代りに、討首として諸隊に奪取られざる様  
斷行せよとのことだ。

福原切腹

御面書致承知候。爰元役人衆申談、徳山表へ二十人差越申候。越後殿（徳山より  
岩國へ預り替へたる）には、今十二日朝六半時（午前七時）切腹相濟申候。右爲御答  
如此御座候。恐惶謹言。

十一月十二日

尙々徳山表急御用にて、一昨十日隼太（栗屋）罷越、御用相濟、昨夕徳山出足之頃、  
御面書之通、彼地申來、急に萩より被差越候。御目付衆、其外申談、下地昨夜八つ  
時（午前二時）之手筈に相成居候處、又々繰揚、急速之取計に相成申候。以上。

三家老家  
臣へ申達

此の如く萩政廳では、萬障を排しても、是非三家老の首級を、十一月十二日迄に  
は、實檢に備ふる迄の手續をすることとした。而して三家老の親類及び其の家

臣には、十一月十日を以て、其命を傳へ、不心得なき様、屹度鎮靜す可き旨を申達  
した。

【四七】 三家老四士の處分 (一)

萩政廳の  
警戒

萩政廳では殆んど戒嚴令を布かんばかりの警戒を爲し、山口に於ける藩主父  
子の夫人等の居所を警衛せしめ、更らに藩主夫人を萩へ移し（十一月十三日）、又  
た世子夫人もやがて萩へ移らしめた（同月二十二日）。而して萩に於ける諸士を  
明倫館に集め、萬一の變に備へしめた。

萩居合諸士中

右方今不容易御時勢に就ては、御恭順第一之事勿論に候處、萬一不心得之者  
有之、暴動差起り候ては、不相濟事に付、爲鎮靜諸所御手配被仰付候條、急速明

徳山岩國  
鎮撫の命

倫館へ相集候様被仰付候事、斯くて萩にては、諸隊の士が益す激昂、徳山、岩國に赴かんとするの報に接し、諸老臣連署の書状を、在山口の毛利上野に送り、便宜徳山、岩國に至り、鎮撫の任に當る可きを命じ、明倫館參集の壯士二百餘人を徳山に派遣することとした。

一筆令啓達候、御自分様御事、諸隊爲鎮靜、山口表被差越候處、今朝山口より注進之趣にては、諸隊之内、兩三人、鞞負方罷越、直に相對、道路之風説にて承候處、三大夫之御處置相極り候哉、之次第相聞、隊中之内より、兩三人も沸騰仕、徳山罷越度、岩國にも罷越、監物様へ御様子相伺度と、色々議論仕出懸け候者も有之候付、隊中にて引止、致鎮靜置候得共、多人數之儀、此餘何時沸騰可致も難計に付、此段御届致置候との事に付、御自分様へ申入可然段申聞候由、右之趣にては、自然諸隊之者、徳山、岩國迄も罷越候哉も難計に付、爲鎮靜、明倫館集會之人數、徳山、岩國迄被差越候付、御自分様にも、其御心得にて、山口に不限、徳山、岩國にては、鎮靜相調候處迄御越立相成、諸事御都合能御取計可被成候、右爲可

得御意如是御座候、恐懼謹言。

十一月

尙々爰元より被差越候人數之儀は、山口をば通行不致様申付候間、左様御承知可被成候以上。

以上は十一月十二日のことだ。

三家老賜  
死

却説十二日が、三家老の死期であつたが、諸隊の激昂、如何なる椿事を發生せんも、未だ知る可からざるものあるが爲めに、一日を早め、益田と、國司とは、十一月

四士斬刑

益田以下  
擬律

十一日、徳山にて、福原は十一日、徳山より岩國に護送し、十二日にそれぞれ死を賜ふこととなり、而して同日、甲子禁門の變に直接關係ありたる、穴戸左馬之介、佐久間佐兵衛、竹内正兵衛、中村九郎の四人を、野山獄に於て斬首の刑に處した。尙ほ彼等の擬律は左の通りだ。

此度御家御一大事に立至り候趣は、益田右衛門介、其外姦吏共同志之者を集、深く徒黨を結び、表は尊王攘夷と號、實は幕府を倒之密策を以て、水府其外諸



藩之同志と牒合、京師へ取入、御親征を申建、既に其策可被行勢にも相成候得共、元來密謀之儀に付、去八月十八日一舉出來仕、天朝幕府共御不首尾に相成、御家之御大事、眼前に候得ば、早速改心自盡して、御國難に可相替替之處、無其儀、還て我意を張、又候當七月於京師及暴動、終に朝敵之汚名を被爲蒙、御官位御稱號、御一字迄被爲召放、追討使四境に被差向、社稷之御安危、今日に相迫り候段、悉皆右衛門介、其外姦吏之所業に候得ば、天朝幕府へ被爲對、先巨魁之分、左之通可被行嚴罰哉。

但此度之大罪引付候先格も無御座候。

右一通りの理由を付け、左の如く宣告文を草定した。

益田右衛門介

益田宣告文

右在役中、姦吏共と徒黨を結び、古來之御法改革に託し、私意を以、御國體を破り、利天朝幕府を蔑み、自身之譴責相迫り候に至りては、軍粧を以京師を擁し、恐くも奉驚宸襟候次第、更に被仰分之御手段も無之、終に御國難に至り候段、

不忠不義之至り、不謂事候、依之切腹被仰付候事。

此れは俗論黨としての申分である。然も防長藩主の口からは、到底一字たりとも斯る文句の出で來る可き様はない。そのないものをして言はしめたのは、俗論黨の力である。然も俗論黨をして其力を得しめたのは、其の環境の力である。

【四八】 三家老四士の處分 (二)

福原 越後

福原宣告文

右在役中、益田右衛門介と令同意、御國體を破り、殊に伏見滯在中、公邊より脱走之者引取之儀、度々御差圖有之候得共、等閑に差置、剩藤森其外にて及暴發、恐くも奉驚宸襟候次第、更に被仰分之御手段も無之、終に御國難に至り候段、不忠不義之至り、不謂事候、依之切腹被仰付候事。

福原は益田右衛門介の從を以て論せられてゐるけれども彼は三家老中、最初に出京し(實は出府の途次立ち寄るとの名目であつた)尤も京都に接近したる伏見に、其の根據を構へたるもの。されば主として朝廷幕府との交渉に當りたるものであつた。本文中、脱走之者引取之儀、度々御差圖有之云々の文句は、此れが爲めだ。

國司 信濃

國司宣告

右在役中益田右衛門介と令同意、脱走之者爲鎮靜上方被差登候處、御主意に背き、還て軍粧を以京師を擁し、剩於關下暴發せしめ、恐くも奉驚宸襟候次第、更に被仰分之御手段も無之、終に御國難に至り候段、不忠不義之至り、不謂事候、依之切腹被仰付候事。

三家老不本意

國司出京の名義は、脱走者鎮撫の爲めであつた。要するに福原が出府の途次と稱して京都附近に滞在したるも、益田や國司が脱走者取締りと稱して、京都附近まで推出了たのも、武力解決と云はずんば、武力を解決の主なる要素とする

藩論の實行であつた。それは藩世子及び五卿が既に途中まで出掛けたことを見ても分明だ。されば或は聊か藩の期待以上、若しくは以外に脱線したかも知れぬが、大體の趣向は、藩議によりて定まりたるものに外ならない。三家老としては、今更ら斯る罪案をもて處分せらるゝは、不本意千萬の事であつたに相違あるまい。

四士罪案

更らに四士に就ての罪案は左の通りだ。

宍戸左馬之介

右在役中益田右衛門介其外姦吏共と徒黨を結び、御國政を恣にし、人氣動搖、且於京師令暴發、恐くも奉驚宸襟終に御國難に立到り候段、不忠不義の至、不謂事候、依之斬首被仰付候事。

佐久間佐兵衛

右在役中益田右衛門介其他姦吏共と徒黨を結び、猥りに米銀を費し、國力を空乏し、且於京師暴發せしめ、恐くも奉驚宸襟終に御國難に立到り候段、不忠

不義の至、不謂事候。依之斬首被仰付候事。

竹内正兵衛

右在役中益田右衛門介共外姦吏共と徒黨を結び、猥りに米銀を費し、國力を空乏し、且於京師暴發せしめ、恐くも奉驚宸襟、終に御國難に立到り候段、不忠不義の至、不謂事候。依之斬首被仰付候事。

中村九郎

(略、同前)

承服し難  
き罪案

以上の罪案は、四士に於ても、全く承服し難きものであつたに相違あるまい。姦吏共と徒黨を結びとあるも、當時の藩議に準據したるまでにして、彼等としては只だ爲す可き事を爲したるもの。但だ京都に於ける暴發の不結果であつた責任に對しては、三家老、四士、何れも之を他人に推諉す可きものではなく、彼等は甘じて之を引受く可きである。されば其刑の當不當を判ずる以前に、其の罪案が物になつてゐる乎、否、ない乎を吟味する必要がある。

福原不平

福原太夫は、罪狀を申渡した時、こんな罪狀を言渡するのは不同意と言ふて、暫く御請けがなかつたが、漸く納得された後にも、モウ一度見せて呉れと言ふて、再び罪狀を見て、頗る不平の顔色であつたさうです。〔忠正公勤王事續〕とあるは、恐らくは事實であらう。而して此れは福原越後一人のみでなく、恐らくは他の二家老、四士も同様の氣持であつたらう。

【四九】 三家老四士の處分 (三)

三家老切  
腹模様報

三家老切腹の模様は、其場に立合つた吏員により、如何にも精細に報告されてゐる。今ま目付志賀兵助、重見多中の報告書により掲ぐれば、概略左の通りだ。

一 野村美和右衛門宅に控居候夜四つ時(十一月十一日午後十時)比、惣持院より、仕構宜段、町奉行中川修人より申出候付、各并落合卯之助、小田作右衛門、入

益田の態度

江謙吉其外御使番物頭御中間頭一同、彼寺へ罷越候事。

一 彼寺横座敷へ控居候處、無間仕構宜段、益田與一郎申出候に付、各其外御使番物頭致著席、直に右衛門介殿小袴著用にて被罷出、皆様御苦勞杯と被致挨拶、御使番山田重作罪狀書讀渡之。右衛門介殿謹で拜聽有之、今一應右過失書拜見致させ吳候様との儀に付、重作より右衛門介殿へ相渡、熟覽相成、無間被差返、直様最前之控所へ引取候事。

流石に益田の態度は鷹揚であつた、其の立會の役人共への挨拶やら、其の宣告文の閱覽や、残る所なく行き届いてゐる。

益田切腹

一 支度相調、仕構宜段、益田與一郎申出候付、圖面之通(略す)致著席、無間右衛門介殿疊二枚舖双べ、其上へ四尺四方位之白羽二重蒲團を敷、其上へ著座相成、徳山御徒士白木之三方へ土器二つ、昆布を乗せ、銚子等持出し、酒三獻被吞、畢て三方へ短刀を乗せ、介錯益田與一郎、右衛門介殿前へ居へ、左候て左脇へ控居候處、緩々諸肌を脱ぎ押下げ、短劍を取り戴き、拔放し、三方之上紙にて、三

遍拭ひ、其紙を以、切先き五分位出し、刃を巻き、下腹を撫下し、短劍を逆手に持、腹一文字に搔切り、直に持直し、咽を右より左へ突、二度押込候處を、益田與一郎首打落、終に打臥及絶命、立派之最後見届、直様右首級檢斷、藤井關次郎血を洗ひ、首桶へ納め、臺へ乗せ、徳山物頭熊谷志登美、中間頭米田善兵衛へ預置、警衛向堅固に致候様相授候て、直様各其外御使番物頭徳山役人一同、九つ時(夜半)比相濟、國司信濃住居所澄泉寺へ罷越候事。

益田右衛門介親施は、毛利家歴代の老臣にして、一萬二千石を領し、當時三十二歳、血氣正さに剛なる壯年であつた、彼は豁達にして英氣あり、吉田松陰なども、蚤とに望を囑してゐた、而して所謂正義派の門閥家中に於ける泰斗であつた、彼の死や尤も惜しむ可きであつた。

國司態度

一 國司信濃住居所澄泉寺へ罷越、横座敷へ控居候處、無程仕構宜敷段、國司助次郎申出候付、圖面之通(略す)各其外御使番物頭致著席候處、信濃小袴にて罷出、皆々様御苦勞杯と挨拶を述、御使番山田重作罪狀讀渡、謹で拜聽致し、直

様各其外最前控所へ一應引取候事。  
國司の態度も亦た從容だ。

國司切腹

一 支度相調仕構宜段國司助次郎より申出候に付、圖面之通(略す)致著席無間信濃疊二枚鋪ならべ、其上へ四尺四方位之白羽二重の蒲團を鋪其上へ著座致し、徳山御徒士白木之三方、土器二つ、昆布を乗せ、銚子等を持出し、酒三獻吞畢て、三方へ短刀を乗、介錯國司助次郎信濃前へ居へ、左候て左脇へ控居候處、懷より一首之辭世取出し、三方之上へ乗せ置、諸肌を脱ぎ、押下げ、短刀を戴き、拔放し、三方之上之紙にて三偏拭ひ、其紙を以て、切先き五步餘出し、又を卷下腹を撫下し、短劍を逆手に持、腹一文字に搔切り、直に持直し、咽を右より左へ突通し、左之手を掛け押切り、終に打臥及絶命候故、國司助次郎首打切、立派之最後見届、直様右首級檢斷、藤井關次郎血を洗ひ、首桶へ納入、臺へ乗せ、一件相濟、直様支度相調、八つ時過(午前二時過)高森驛淨心寺にて、晝認等相濟、尤同勢百八十人前認相成候様、兒玉準へ申越置候、且又岩國物頭役安達彌太郎、玖

珂驛迄迎として罷出、一同暮六時過、岩國越著龍護寺於本堂、岩國諸役人立會之上、兩首級引渡致し、一件相片附、銘々旅宿罷歸候事。  
此の如くして益田、國司兩人は首尾克く切腹した、而して前文の示す通り、兩人共申分なき切腹であつたが、然も國司の手際は、最も立派であつたと察せらるる。

【五〇】 三家老四士の處分 (四)

福原切腹報告

尙ほ福原越後の切腹始末は、目付三隅作藏の左の報告がある。

一 福原越後殿今日(元治元年十一月十二日)於龍護寺切腹被仰付候に付、曉八つ時(午前二時)頃、拙者並藤田要輔、藏田百祐、彼寺へ致出勤居候處、左之人數揃之上、吉川様御用人安達十郎左衛門より、越後殿へ被仰聞之場所、仕構宜敷段

暫く御請  
せず

相達候に付、拙者其外致出勤有地九助進み出候て、罪狀書を以て申聞せ候處、越後殿謹て被承之、暫く御請無之に付、拙者進み出、御心靜かに御支度相成候様、尙御末家福原庄兵衛儀も罷越、控居候に付、御用も御座候はゞ、御呼寄せ被成候様にと申候處、御請有之候付、出勤之面々一應休息所へ引取候、已後御仕向之白無垢一重、淺黄無紋之上下被差出候處、一應頂戴相成、直様着用被致候て、席へ被付候處、御用人安達十郎左衛門其外挨拶として罷出、二汁七菜の御料理被差出候事。

之を見れば如何に福原越後其人が、其の宣告文に對して、不服であつたかゞ判知る。その「暫く御請無之」とか、「御心靜かに御支度相成候様」とかの文句を玩味すれば、其の光景が、乾燥なる文字の中に、自から描くが如きものがある。

介錯人仰  
付

- 一 福原庄兵衛可致介錯之處、肩痛にて介錯不相調、段相届候付、三戸眞吾へ、越後殿切腹被仰付候に付、致介錯候様相授け候事。
- 一 介錯人へ御仕向相成候衣服之儀は、かちんこくもち之上下、白無垢一紋

福原切腹  
の狀

被差出候に付、介錯人着用之事。

- 一 龍護寺本堂前に、切腹之場所、六間四方、竹屋らひ、中に四間四方の曾木葺堀建之假屋、四方共木綿白晒之幕圍ひ、内に疊三枚之上、白蒲團三枚敷置有之、涅槃門より、越後殿を福原庄兵衛介添にて、一同罷出、越後殿著座之上、白木三方へ、傍付之土器、酒二獻之式相濟、三方長柄加柄とも引取、左候て白木三方へ短刀を乗せ、介添給仕之者持出、越後殿前に置、右介添引取、越後殿一應御辭儀有之、切腹被致候を、三戸眞吾殿介錯、其場之次第拙者檢證相濟候に付、福原庄兵衛へ越後殿切腹之次第見届候段申聞せ候處、御仕向相成候白張之屏風持出、引廻し候付、出勤之面々引取、拙者より三戸眞吾へ致差圖、首級取納相濟、岩國方掛り之役人へ引渡置候事。

申す迄もなく、福原越後は、徳山藩主とは、父子兄弟の親縁の爲め、彼一人のみは、故らに岩國まで連出し、岩國にて上記の如く切腹を申し付けられたのだ。

抑も福原越後元働は、一萬千三百拾四石を領する長藩の家老にして、彼は徳山

處分皆濟

藩主毛利元蕃の兄にして、同時に又た宗藩世子定廣の兄である。國司信濃の二十三歳、益田右衛門介の三十二歳に比して、彼は實に五十歳の長者であつた。此の如くして豫定の如く三家老の處分は、十一月十二日に皆濟した。而して宍戸左馬之介、佐久間佐兵衛、竹内正兵衛、中村九郎の四士も亦た十一月十二日、萩野山の獄に於て、斬首の刑に處せられた。宍戸は六十一歳の最年長者、竹内四十一歳、中村三十八歳、佐久間三十二歳、此中に於て宍戸は正義派中の長者であつた。彼は専ら上國に於て、藩の爲めに周旋し、志士の間にも重んぜられた。彼は禁門の變には、寧ろ鎮撫家の側に立つた。

宍戸の人  
物

然も其の遂ひに暴發するに至り、彼は益田の營に至りて、自から之を援けんことを勧めたが、益田が國司を伴うて西下するや、彼は竹内正兵衛等と、天王山中腹の寺院に留り、一死を決し、絶命の和歌と姓名とを、白布の抹額を解きて之に書し、敵の來るを待つたが、敵兵來らず、且つ有志輩遮りて、其死を留めたるを以て、山を下り、大阪藩邸に入り、遂ひに歸國の上、幽囚せられたのだ。大和義舉後、彼

他三士の  
人物

が大阪藩邸に、中山忠光等の亡命者を收匿し、私かに彼等を西下せしめたるが如き、以て如何に彼が尋常一様の老吏でなかつたか、判知る。竹内も蚤とに下曾根金三郎に従ひ、砲術を學び、亦た一個の能吏であつた。中村も同様蚤くより勤皇の志を懷きたる志士、佐久間は元と赤川直二郎と稱し、藩命もて水戸に赴き、會澤憩齋門に入り、實に水戸學を防長二州に輸入したる一人であつた。彼等四人の死亦た固より惜しむに餘りあるものだ。

## 第十章 西郷の周旋奏效

### 【五一】 國泰寺に於ける吉川監物 (一)

吉川監物の努力の功空しからず、愈よ三家老、四士の處分は皆濟した。此に於て監物廣島に抵る彼は十一月十二日岩國を發し、藝州に向ひ、十三日草津に入り、特に香川諒をして書を惣督府に致さしめ、廣島に入るの命を請ひ、十四日草津より廣島に抵つた。

私本家毛利大膳儀、兼て被爲禁入京候處、陪臣福原越後を以、歎願に托し、強訴仕、國司信濃、益田右衛門介等追々差出、於關下發砲、加之父子黒印の軍令狀授、國司信濃候罪科を以、御討伐可被仰付旨、當度奉蒙御嚴達、實以奉恐縮候。就ては私儀謹慎中越境之罪、萬死難遁儀には奉存候へども、御軍門に罷出、難默止心底、乍此上奉愁訴度、只今草津驛迄到著、於此所相控居候間、御垂憐を以、是等



之儀、何卒御取上被仰付被下候様、伏て奉懇願候。恐惶敬白。

十一月

吉川 監物

首級差出

此れが吉川監物から廣島に赴く可き願書である。固より豫て西郷等とは打合せもありたることなれば、豫定の行動であつたことは勿論だ。尙ほ十三日志道安房は、三家老の首桶を齎らし、岩國を發し、廣島に赴き、翌十四日成瀬隼人正は、總督徳川慶勝の代理として、國泰寺に於て、目付戸川鉾三郎と共に、首級の豫檢を爲し、之を受取つた。而して志道安房は併せて宍戸、竹内、佐久間、中村等を讖首し、且つ久坂、寺島、來島は京都に於て戰死したる旨を申告し、歸途に就いた。乃ち目付三隅作藏の報告書は、能く此間の消息を語りてゐる。

右報告

一筆致啓達候。益田右衛門介殿、其外首級爲守護、過る十三日曉七つ時（午前四時）比、岩國表出立、同夕七つ半（午後五時）時比、藝州二十日市之驛迄罷越候處、彼地關門詰居之役人より差控候様申來候付、相待居候處、同夜八時（午前二時）に

至り、通行可然由申來り候處、吉川公よりも首級差急ぎ候由に付、彼之驛より乗船にて、早々持參候様、御彼方御使番役へ申來候由に付、同夜七つ時（午前四時）頃出帆、海陸無障翌十四日朝五つ時（午前八時）頃、藝州廣島川口六丁目と申處へ著船仕、御様子相待居候處、晝九つ時（正午）頃、御仕構宜由、吉川公御使番役より申來候由、御傳有之候に付、彼地より揚陸仕り、安房殿拙者一同、國泰寺と申寺へ、首級持參仕候處、成瀬隼人正殿、戸川鉾三郎殿、其外列座、藝州公役人首級請取可申段演說有之候付、首級引渡相濟、今十五日夜、岩國表迄歸著仕候付、唯今迄之處爲、御注進申越候間、此段御當役中へ被仰達可被下候。右爲可得御意、如斯御座候。恐惶謹言。

十一月十五日

三 隅 作 藏

尙々藝州迄出張之諸藩凡三千人位、軍裝にて國泰寺門内外警衛仕居申候。此段をも荒々申進候。已上。

中川 宇右衛門様

椋 梨 藤 太様

岡本 吉之 進様

監物永井  
等と會見

監物會見  
所に入る

十六日吉川監物は國泰寺に到り、惣督府の成瀬隼人正、戸川鉾三郎、永井主水正等と會見した。藝藩士辻將曹、薩藩士西郷吉之助亦た次室に在りて、之を與り聞いた。吉川監物は進んで陳情する所あり、永井主水正は、それぞれ詰問し、吉川監物は又た逐一答辯して、其船に歸つた。此の會見の様子は、左記によりて分明だ。

今日督府並に公儀役人方、國泰寺出張引受有之候間、殿様(吉川監物を斥す)御出被成候様との儀、昨十五日藝藩寺尾生十郎より申上置候處、今曉同人爲御案内罷出候に付、直様御出被遊、國泰寺本堂御拜口より被爲入、控席へ暫時御休息被遊候事。

但薩藩大島(西郷)吉之助、御控席罷出、御内々申上候は、後刻監察方より御黒印之趣詰問有之候節、如何御答被成候哉之段、御聞合申上候に付、黒印之儀は、暴

臣共父子を誑誣し、乍疑惑相渡候段、御答可被成被仰聞候處、夫にて御格別無之と申上、引取候事。

監物變通

とある。此の黒印の一件は、本來毛利家では、飽迄辯疏するつもりで、前きに周布政之助等が、岩國に使ひして、吉川監物に遺囑したる用件の一は、實に此れであつた。然るに此回斯く幕府側の注文通りに返答することとなつたのは、吉川は此際抗辯して、向方の感情を挑撥するよりも、寧ろ之に順應して、哀訴嘆願した方が、其の効果の多かる可きを見て、變通したものと察せらるゝ、而して此れには西郷等の斡旋も亦た與りて力あるものと察す可き理由がある。

三家老首級處分に付尾張慶勝言上書

謹而奉言上候。毛利大膳家老志道安房儀、當月十三日藝州廿日市と申處迄罷出申達候は、當七月京師に於而暴動ニ及候者、罪魁益田右衛門介福原越後、國司信濃三人之首級持參仕、實檢ニ備度、宜差國有之候様仕度旨、松平安藝守家老迄申立候。右は右衛門介初存命候は、生活之儘可差出筋合之旨安藝守を以先達申談候趣、未相達、内斬

首差出候ニ付、右首級廣島國泰寺へ護送之上、同所ニ差出、警衛爲仕、臣慶勝義一昨十六日廣島表え、著到仕候ニ付、今日右衛門介初首級實檢仕候處、相違無御座候。且右暴動ニ及候參謀大膳家來、穴戸左馬之助、佐久間佐兵衛、竹内正兵衛、中村九郎儀於國許、斬首申付候旨、并久坂義輔、寺島忠三郎、有馬又兵衛儀は暴動之節於京師、相果候旨安房申立候。就夫右衛門介始三人之首級石灰ニ爲詰置候ニ付、而は、右首級如何取計可然哉之義、幕府え相何候儀ニ御座候。依之右等之次第奉言上候。誠恐敬白。

十一月十八日  
前大納言慶勝上

〔開國起原〕

### 【五二】 國泰寺に於ける吉川監物 (二)

雙方會見

殿様(吉川監物)藝州家老辻將曹御案内にて、御本席御出被遊候處、總督御名代成瀬隼人正殿御目付永井主水正、戸川鉾三郎其外軍目付三人列坐、御次の間

に辻將曹、大島(西郷)吉之助兩人詰居候事。

此れにて國泰寺に於ける吉川監物の相手の何物であるかは分明だ。

黒印一件  
解

右御席にて、殿様(吉川監物)より歎願之趣、縷々御陳述被遊候處、永井氏より御軍令條之趣詰問有之候に付、軍令黒印之儀は、暴臣共大膳父子を誑誣し、疑惑ながら相渡候儀にて、聊野心を挾候心底毛頭も無之段、詞を盡し、巨細御辯解被遊候得ば、(參照 五一)

此れは豫じめ西郷吉之助と打合せ置きたれば、その通りに辯明したものと察せらるゝ。

定廣上坂  
の件

永井氏改て此度長門儀如何様之主意にて登坂致候哉と問寄に付、夷艦攝海に襲來之風聞承り、皇國之御一大事と奉存、天意之被爲、向候處を窺ひ定め、臣子之分を盡度心中に御座候。

此れは随分苦しき答辯と察せらる。元來世子が兵を率ゐて東上したるは、主として京都に於ける雪冤の目的を達するにあつたのだ。

永井又問、百餘艘之船數にて、殊に行装も不尋常候儀は如何之譯に候哉。  
御答、萬一切迫之場合に立至り候節は、素より攘夷之令を奉じ居候に付、大坂  
表一方之御守衛をも奉蒙度心底にて、多人數召連乗船仕候。  
此れも斯く辯疏するの外なかつたであらう。

途中引返  
の辯

永井又問、京師變動之様子承り、途中より引返候儀は如何之譯に候哉、京師之  
一舉勝利なれば、登坂可致候得共、不勝利故引取候様之嫌疑難免。  
御答、聊も勝負により進退を決候譯には無之、何分にも父子申付之外、實に意  
外之大變報知有之、驚愕之餘り、直様引返し、父大膳へ申聞、其上にて何とか勘  
辨振も可有之と存じ、引返し候儀に御座候。

城地没收  
の件

永井の詰問は、如何にも其要を得てゐる。吉川の答辯は、如何にも苦しき申譯だ  
然も吉川としては斯く云ふより他に方便も無かつたものと察せらるゝ。  
永井氏重て申分に、其御方申分之儀は、逐一承り届候、乍併不容易事件に付、尾  
老公御征伐之台命を被蒙、御出張之儀に候得ば、何れ城々被召上候様にも可

城物承引  
せず

有之、如何相心得候哉との事に付、城々とは何れの城に候哉之段御尋被遊候  
處、萩、山口之城と被申候に付、殿様(吉川監物)より御答之趣は、此度監物は、大膳  
父子に代り、歎願にこそ罷出候譯に候得ば、此等之御達を蒙り歸候ては、父子  
謹慎之効更に不相立候故、父子は申に不及、家中之者に至迄、如何相心得可申  
哉と心配罷在候。加之、萩城は、外海を引受候に付、外夷襲來攻撃之恐も有之、折  
柄、山口は地之利も宜敷、旁小き土居を築き、引移致候譯にて、中々城と申構に  
も無之候得ば、右御沙汰之儀は、大に難澁之儀と相考候段、御答被遊候處。  
永井氏より右は達て申譯には無之、恭順と申事なれば、城々被召上候ても、異  
議は有之間敷哉との談話にて、全く達には無之候間、御請と申には不及候段、  
被相答候に付、其儘に被差置候。

城地没收は大問題だ。吉川監物が即答しなかつたのは、固より當然の事だ。而し  
て永井も亦た強ひて之を急迫せず、姑らく之を他日の掛案とした。  
夫より永井氏懷中より平帳取出し、桂小五郎、高杉晋作等當時如何相成居候

哉。

御答、兩人共に行方相分り不申候。

此れは全く其通りだ。桂は禁門事變から、其の踪跡を頼ました。高杉は機を見て脱走した。

監物引取

右之通、彼是御應接被爲濟、一應御控席へ御歸座之上、御引取被遊、夕八半時(午後三時)御本船へ御歸り被遊候事。

此の如くして國泰寺に於ける吉川監物對幕吏の會見は、一先づ相ひ濟んだ。

### 【五三】 吉川の歎願、督府の指令

吉川西郷等會見

十一月十六日、國泰寺に於ける會見後、吉川監物は藝州藩主の別墅に於て、西郷吉之助、辻將曹等と會見した。

今日(十一月十六日)暮時分、藝州侯より御川手御殿へ御案内に付、殿様御出被遊候處、辻將曹、大島吉之助、植田乙次郎、寺尾生十郎等罷出居、御引受仕り、御馳走物差出候。其節何れも今日永井氏へ御應接、萬端御拔目無之段、御挨拶申上。且歎願書も御受込相成候に付、最早御出帆御歸國被成候て可然哉之段申上候處。

西郷等は吉川の應接が大いに宜しきを得たるを稱し、最早要事も濟みたれば、歸帆然る可しとのことを語つた。

吉川征討猶豫の確答を欲す

殿様(吉川)御答に、折角此度御歎願に罷出候儀に候得ば、十八日征討之期限御猶豫と申歎、何ぞ其邊之御べり無之ては、其所詮も無之候間、徒に引取候儀は、如何にも難澁相考候に付、何卒一應之御べり被仰出候様、御周旋頼入候段、被仰聞候處。

吉川はせめて征討猶豫の確答を得ざれば、此地を去る能はざる所以を答へた。何れも御尤之儀に奉存候。早速其邊之御仕便も可有之、尙又於私共も、一入盡

力可仕段申上候に付、香川諒へ御様子承り歸り候様御含被遊御本船へ御引取被遊候事。

西郷、辻の連中も、吉川の誠意を諒として、その爲めに周旋す可き旨を告げた。幕軍側では、十八日の攻撃開始延期をば、既に十四日使者を四方に馳せて之を告知してゐるに拘らず、然も十六日夜吉川との會見までは、之を吉川へは明言せず、翌十七日西郷より之を香川諒に通告したのは、相手側に向つては、姑らく此事を秘密にしたものと察せらるゝ。

吉川尾州への歎願書

尙ほ此際吉川監物は總督尾州前大納言及び藝州藩主淺野茂長に、それぞれ歎願書を提出した。

今般本家々老毛利隱岐、志道安房へ御征討之御嚴達被仰付候趣謹承仕、彌以奉、恐入候已に度々歎願申上候通り、京師大變之儀は、全く暴臣之所行に付、罪魁益田右衛門介、福原越後、國司信濃三人之者嚴刑に行ひ、此度首級差出、奉備御實檢候、其餘參謀之徒、一同斷罪に處し申候。且大膳父子より軍令狀、家來之

者へ相渡し候との御事、是又右之輩父子を誑誣し、色々取捨候次第にて、素より於父子野心を挟み候儀、毛頭無御座、幾重にも奉、恐入、相愼罷在候間、何卒御寛大之御沙汰被仰出候様、可然御執成之程、偏に奉、歎願候。

吉川 監物

以上は總督尾張老公に差出したる歎願書である。

同藝州への歎願書

私本家々老之内、乍、恐於、輩下暴動仕候儀に付、御征討之御期限切迫に及候段、竊に奉、窺、大膳父子を始、末家中、闔國之士民、一統痛心泣血仕候。就ては罪魁益田右衛門介、福原越後、國司信濃三人之者、嚴刑申付、此度首級差出、奉、備御實檢候、其餘參謀之徒、一同斬刑申付候。此上父子に於ては、急度改心恐懼仕、寺院塾居、只管奉、謝罪候間、何卒御寛大之御吟味を以て、御征討之儀、御慈憐之御沙汰被仰出候様、奉、希上候。此段可然御執成之程、偏に奉、懇願候、恐惶敬白。

三家老首談下賜

此れは藝州藩主へ提出したるものだ。斯くて十八日總督尾張前大納言は、國泰寺に於て、三家老の首級を實檢し、十九日吉川監物は、召に應じて總督府に至り、

成瀬隼人正總督に代り、永井主水正、戸川鉾三郎立合の上、總督府よりの命を授け、且つ三家老の首級を下賜した。監物は書面もて奉命の旨を答へ、二十一日宇品より岩國へ歸つた。而して其の命令は、左の三項である。

幕府の命令

先達而戸川鉾三郎より申渡候追討之御主意之趣に付、吉川監物を以申立候謝罪之廉々は有之候得共、猶大膽父子恐入候次第、自判之書面を以、早々可申出候。

是れ其の一。

一 三老臣之首級は請取、參謀之輩斬首之儀も承届候。五卿之儀も申出之通、無遅引可差出候。且右へ附屬之脱藩人之始末も、早々可申達候。

是れ其の二。

一 山口之儀は、新規修築之事に付、早速破却可有之候事。是れ其の三。

毛利氏征長總督に差出書付

私家老益田右衛門介、福原越後、國司信濃去七月於<sub>二</sub>鞆<sub>一</sub>下<sub>二</sub>懸<sub>一</sub>授の始末深奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候。右<sub>二</sub>付<sub>一</sub>、三人之もの禁錮申付、御差圖相待候處、却而過慮<sub>二</sub>相當候義と奉<sub>レ</sub>存候。此度嚴刑に處し、首級奉<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>御實檢<sub>一</sub>、并參謀之者一同斬首申付、委細吉川監物を以申上候通<sub>二</sub>御座候。全私父子平常之緩せ、罪科難<sub>レ</sub>遁<sub>レ</sub>之、寺院え整居恐懼罷在、何分之御沙汰、謹而奉<sub>レ</sub>待候。以上。

元治元甲子年十一月

毛利 大 膳

(開國起原)

【五四】 西郷吉之助の周旋 (一)

一切西郷筋書

何と申すも第一回征長の舞臺に於ける大役者は、西郷吉之助であつた。大方の

荒筋は、皆な彼の胸中より出で來り、且つ彼によつて執行せられたるものであつた。云はば尾張前大納言を始め、何れも彼の意見通りに働らきたるものであつた。乃ち三家老の首實檢から、吉川監物の廣島に於ける歎願まで、一として彼の筋書以外に出づるものは無かつた。西郷が十一月十五日付、當時薩の征長軍を率ゐ、筑前芦屋に在陣せる薩藩家老喜入攝津當の書翰に、

西郷喜入宛狀

去る十一日長州家老草津驛迄御呼出にて、御討伐の儀御達相成候處、昨十四日福原越後、國司信濃、益田右衛門介三人の首級差出、嚴科に取行候由にて、直接御實驗の式も相濟候。就ては恭順の道を以、伏罪の筋相立、決て官軍へ不奉、又向段申出、尙又吉川監物より歎願愁訴仕候に付、御軍門へ罷出候儀御免被下度、別紙の通願出、御免相成候。

同小松宛狀

とある。而して更らに十一月十九日付、在京都の薩藩重臣小松帶刀に與へたる同人の書翰を見れば、如何に西郷が此間に於て、苦心し、焦慮し、周旋し、其の胸中の計企を實行しつゝ、あつたかを知るに餘りあるものがある。

扱三家老首級實檢相備、參謀の四人（兵戸、竹内、佐久間、中村）嚴科に行ひ候儀も相濟、御訛の條理も相立候事共に御座候。就ては此末の御所置振苦心仕候儀にて、總督府は兼て御存慮の通、不斷の輩故、昨日も大小監察永井、戸川え後の利害得失詳に申述、數月兵を曝候ては、天下の費弊は勿論、内輪の混雜も難計、速に御決議相成候様、御處置振の義も、左の通り建議仕候て、申述置候事に御座候間、左様御含置可被下候。第一正治の策に隨ひ申候。此れにて如何に西郷が總督府の中心人物として、萬事切り盛りしたるか、判知る。正治とあるは伊地知正治のことだ。

防長處分案

事

- 一 下の關邊拾萬石削り、暫時豊前、筑前邊え守衛被仰付候事。
- 一 上之關、大島は前二州へ同斷。
- 一 吉川此節兩國平定の功にて、御直勤被召出、且本家心添被仰付候事。



西郷急進  
す進歩を欲

一 官軍發向の砌に、山口新城屋敷破却の事。  
 一 宮市、三田尻邊、長府より國替被仰付歟、或公領に被召上候事。  
 右の個條を以、總督府又は大小監察え委敷申含置候處、總督方にては、防國を  
 總て被召上候て、吉川、徳山等は本の通り安堵、其上萩領丈けを一往吉川領に  
 て被下置候は、人心安堵の道相付、可宜敷との義に御座候。  
 此の如く西郷の意見と總督府の意見との間には、若干寛猛の差がある。然も西  
 郷は強ひて、それには異存を陳せず、只だ曠日彌久せざらんことを、尤も熱心に  
 主張したることは、左記にて分明だ。  
 就ては右邊の御處置、關東え伺の上、御返答を被相待候て、其上兵を解候様の  
 義に被成候ては、決して不相濟候に付、速に令を發せられ、其上承伏不仕候は、  
 打破可申と、義を激して論じ申候處、急速相運候向に成立、大幸の事共に御座  
 候。

此の如く西郷の意見は成立した。

西郷胸中  
の成算

夫と申は吉川え今日御達相成賦に御座候、其趣は脱走の五卿を早々被差出、  
 山口の居城を取こぼち候様との二ヶ條に御座候、右を承伏仕候て、落著相成  
 候へば、總督は勿論、諸軍引拂ひ候賦と相成、至ての仕合に御座候、得と吉川邊  
 え相談し候處、随分出來可申向にて御座候間、いづれ事成り可申と被存候に  
 付、御安堵可被成候。

西郷の胸中成算あること、此れにて知る可しだ。

色々の難儀實に困究仕候次第にて、御苦察可被下候、畢竟難事に差掛候ては、  
 要路の者、人事の限を盡し、其上にて名儀條理相立候處にて、相戦候得ば、遺憾  
 も無之事にて、戦て死するも、謀て斃るゝも同様と相考一向に盡力仕候儀に  
 御座候間、御安心可被成候。

所謂一死を以て、此事に當りつつある意氣込だ。

いづれ成、大膳父子等の御扱は、總督より關東表へ御伺相成、其上にて相運可  
 申候に付、必苛酷の御所置不相成様、此御方様より被盡度、若間違相成候ては、

實典主張

一圖の信義を失ひ可申事にて、大きに心配仕候事に御座候。

此の如く彼れ西郷は、飽迄毛利父子を寛典に處せんことを主張し、その爲めには薩藩の力を竭す可き旨を申し送つた。

【五五】西郷吉之助の周旋 (二)

西郷小倉  
に赴く

廣島の總督府では、概して西郷の意見が行はれ、寛大の措置もて、長藩に臨むこととなつたが、九州に於ける副總督松平越前守(茂昭)を始め、肥後其他九州側では、餘りに其の寛大なるを不是とする傾向あるを察し、西郷は自から其の意志疏通の爲めに出張することとなつた。その顛末は、越前藩の小倉在陣日記に詳である。

西郷越前  
藩除訪問

今日(元治元年十一月廿三日)薩州家中西郷吉之助、壺州廣島より到着、夕方御本

陣へ罷越す。同藩吉井幸輔同道なり。本多修理、酒井與三左衛門、酒井十之丞應接、吉之助申聞候は、私儀去月(十月)二十三日大阪表にて、尾老公より御呼出にて、今般長州御追討に付、見込通如何候哉御尋に付、相答候は、今般之御處置は、敵之勢を離間せしめ、長人をして長人を討たしめ候様に致候こそ長策と奉存候趣。然る處御直命にて、今度征長に付、彼方より謝罪等之儀、萬端周旋取扱候様被仰付候。

以上は西郷が尾張老公よりの命を承け、此事を周旋する次第を云ふ。

吉川紀問  
條々報告

尾公は去る十六日廣島御著に相成、私儀は去る二日廣島へ著、直に防地へ入込、吉川監物に面會、今般朝幕之命を以、尾公を始、諸侯之官軍、諸道より押寄候付ては、既に天地に不容之朝敵。然るに尙官軍へ對し抵抗被致候哉、糺問候處、以上は西郷が吉川監物への直談判の要領。

吉川返事

吉川家申候は、必々左様之儀は無之、幾重にも御詫致候心得と申聞候に付、此れは吉川の返事。

左候へば早急其御手段可然併御詫に付ては其廉不相立候ては相叶申間敷如斯々々被致候はゞ其筋も相立申べく申間廣島へ引取候由

此れは西郷が吉川への注意

三主謀之者指出御詫仕度旨を申立候故吉之助も御請取被成候様申上候處尾州にては矢張首に致し指出可申旨御指圖に相成竟に三臣之首を刎ね實檢に具へ參謀之者を斬り監物自ら罷出御詫致候様相成候趣

此れは既記の通りの次第だ參照 四七一五二

監物開城  
を討負は

然る處廣島にて大監察永井殿監物へ是非面縛開城に迄及ぶべくと被申渡候に付監物は顔色青醒はつと御請には相成候得共引下り申出候は開城面縛之御嚴命に於ては第一國中之士民共不落合之勢監物切りには御請も難

仕此上は無據死守と申に相運可申哉之趣にて其座は相濟候由此れにて如何に吉川監物其人が徒らに叩頭哀願の専門家でなかつたか判知る彼も亦た彼の流義に於て眞骨頭ある一人だ

西郷の對  
長根本義

依て吉之助御惣督並監察へ罷出候處其方には如何の見込に候哉御尋に付吉之助相答候はさればの事に御座候元來面縛開城迄之御内意候はゞ始より周旋も談判も無用之儀にて兵力を以て争ひ候より外無御座候面縛開城と申は城中刀折れ矢盡き十死一生と申時之敵情にて官軍封境に臨み候連一戦にも不及して其儀には至り申間敷且又彼防長兩國死守仕る時は兵力を以て争ふとも恐くは一年や半年にては成功も難計曠日彌久之内討手之諸侯も疲弊に難堪必ず異論紛起終に爲すべからざる勢に相成其節一々御糾問に相成候共奉命可仕藩も無之幕府之御威光も相落土崩瓦解に相成可申存候御賢慮之趣如何拜承仕度と申上候處

庸人國を  
誤る

以上は西郷の對長の根本義を説明したるもの其言宛も豫言者を迎へ來りて未來を語らしむるが如く言々句々悉く皆な爾後の事實に適中せざるものは無い若し幕府にして始終西郷の言に従はしめば少くとも其の大なる失態を免れたであらうが庸人國を誤りて遂ひに收拾す可からざるに到つたのは徒

らに西郷をして、先見の名を成さしむるに過ぎなかつた。

【五六】 西郷吉之助の周旋 (三)

吉川三個  
條件引受

西郷吉之助は、總督府に於て、總督及び監察に對し、大膳父子に向つて、面縛開城を要求するの不得策なる所以を痛論したところ。

此方にも左様に存候との事也、尙打解け可申出とも存候得共、席柄と云言の圭角も出候事、其方(西郷を斥す)の手心を以て、和氣を以押合候様にと永井(主水正)殿被申付、依而又監物(吉川)へ應接に相成、今度大膳父子末藩迄、如何様之罪科に被仰付候共、御請可仕自判之書付爲指出、新築之山口城破却、五卿預け、同附屬之脱藩人之處置共、三條之御請に相成申候。

此の如く大膳父子自判の請書、山口城破却、五卿の預替、及び五卿附屬の脱藩人

兵甲解除  
急要

の處置等、三個條の條件にて、吉川監物は引請けた。

扱右三ヶ條御處置相濟候は、大膳父子並未藩迄之御處置、長防御削り地等の公裁被仰付、速に兵甲を御解被成、近國に境上之御警衛被仰付候様仕度段、申上候事に御座候。

此の如くして一戦を交へずして、長藩征伐の目的を達成することとなる。

右兵甲御解之儀は、御惣督御全權を以、御指圖に相成度、若哉幕府へ御伺に相成、往復之間時日を送り候儀に候は、弊藩(薩摩)に於ては、只今兵を解、歸陣可仕と言を盡して申上候由。

以上は西郷が薩州に於ての言動を、九州小倉在陣なる副總督松平越前守の諸幕僚に向つて、自から語りたるまゝの筆記である。

長防處分  
案

扱又長州御仕置之儀は、大膳父子は落髮退隱、又末家清末は、素より激徒の暴議に與せざる由に付、此人を以毛利家社稷を續しめ、長府を宮市、小郡へ移居せしめ、下の關、大島、上の關邊十萬石を召上られ、且又吉川監物儀は宗家の爲

に盡力し、國難を救ひ候功を以、大名に御取立相成候はゞ、伏罪の心底も相顯れ、幕府寛大の御刑典も相立、長防人民も鎮定し、天下人心も落合可申、此度之御處置、是等の處を至當と存候趣申述候處。

以上は長州處分に就ての西郷の腹案を開陳したるもの。

總督專斷  
解兵の要

尾公初大小監察も何も御同意との事にて、長防御仕置の儀は、公邊へ御任せに相成、前三ヶ條吉川監物御請に相成候句切りを以、五卿受取方も、夫々相濟候はゞ、列藩の兵甲は、御一己にて御取仕切、御解可相成との御沙汰の由。

此れは西郷の意見が嘉納せられ、若し此方の條件が、悉皆實行せらるゝ場合には、總督の手限りにて解兵す可しとのこと、此れも西郷の自から語りたるものを筆記したるもの。

右應接終て吉之助歸宿。

以上によりて、藝州に於ける西郷周旋の梗概が明白に判知る。

越前藩評  
議

一 右吉之助話に依て、色々御評議有之、尾公御寛裕の御處置振り、今一應何

にとか被成方も可有之もの歟、吉之助見込は、天下當今の勢を以て大觀致候事なれば、是れ又無據といふべし、此内にも尾公寛大の御見込を以、吉川監物の御請而已にて、幕府へ御伺も無之、御取仕切諸侯の兵甲御解被成候ては、萬一幕府より御殿科被仰出、御見込違相成候ては、甚だ御六ヶ敷者、幕府は兎も角、朝廷よりの御趣意と行違候時は、實以手本に事起り、御大事の儀、其節に至りては、尾公も定て御困難に付、氣附候分は、精々申上可然、幸肥後沼田勘解由、長谷川仁右衛門も居候事なれば、是等の見込も打合、同意に候はゞ、申合、尾公へ建言可申、直に夜分沼田へ申越、明朝御出被下候様との事なり、就ては西郷吉之助へも、今一應篤と承り度、且此方よりも見込話度に付、同人へも參り候様申越候事。

意見交換  
を欲す

以上は西郷の示談後、副總督の幕僚、即ち越前藩の本多修理、酒井與三左衛門、酒井十之丞等が評定にて、翌朝肥後藩の沼田、長谷川とも申合せ、更らに西郷の來會を要め、互ひに意見を交換す可しとのことだ、要するに彼等も西郷の意見に

は、強ひて反對す可き理由を發見せざるも、但だ萬一幕府が嚴科を嚴達するに際しては、尾老公も板挟みとなりて、進退に窮するあらんとの掛念から、此方よりそれぞれ意見を申送る可しとのことであつた。

【五七】 西郷吉之助の周旋 (四)

西郷大久保宛狀

尙ほ西郷が如何に此間に奔走、周旋したる乎、その顛末は、同人が小倉より鹿兒島なる大久保一藏當、十一月二十五日の書簡が、最も明瞭に語つてゐる。若し之を前掲の越前藩小倉滯陣日記(參照 五五、五六)と對照せば、思ひ半に過ぎるものあらむ。

從來の経過

御兩殿様(島津久光、同忠義)益御機嫌能被遊御座、恐悅の御儀奉存候、陳ば長征の一條、吉川邊の情態、奈良原(幸五郎)歸府、詳悉御聞取被下候は、ん其後三家老

の首級、御實見も相濟、參謀の徒四人(尖戸左馬之介、中村九郎、佐久間佐兵衛、竹内正兵衛)斷斬に相行ひ、御詫の條理も相立、暫攻懸の處御猶豫と相成、五卿並浮浪の輩所置を付、其上如何様の罪をも可奉待段、末藩迄も書付を以申出、其上山口の新城破却を被命相濟候上、兵を解候筋に相決し候折柄、暴徒蜂起し、五卿を押立、暴動の様子相知れ、總督府に於ても、區々の議論故、いづれ此上は五藩へ御預と申もの被仰出、得と五卿へ説得を被命、其上承引無之候へば、人事を被盡候儀故、其上は打破候外無之、徒に長評議に日を送、寒中に兵をさらし候儀、天下の物笑と可相成、誠に濟ぬ次第と、事を分け理を盡して申立候處、急速相運、いづれ五卿浮浪の輩えは、私蹈込候て、利害得失を論じ、納得出來候様、是迄は可盡と相決居候處。

西郷自から此事に任ずるつもりであつた。

小倉出張

筑前藩喜多岡勇平と申者、廣島表へ參、此説得は筑藩へ御委任相成候へば、差はまりて盡力可致、十に七八はやり付可申との事故、早速督府え申込、是非是

迄の處は、人事を盡され度、一體説得の處は、筑藩へ御委任の處、御當然の儀と建言仕候て、都て申立候通相運、別紙(略)の通御達相成申候故、去る二十一日晩、廣島出帆仕、二十三日晝時分、小倉へ著仕申候。

此れは西郷が廣島から小倉へ出張する迄の成行を云ふ。

自然廣島え在陣の人数も、芦屋え合し可申賦にて、蒸汽船廣島迄差遣、手筈仕置候事共に御座候。

此れは廣島に滞在したる藩兵を、筑前芦屋の方の藩兵と合す可き手筈を云ふ。

長州制し  
易し

只今の處にては、激黨(奇兵隊其他を云ふ)も千人位は有之との趣に相聞得、長府の方え寄候との説も御座候へ共、虚實難分、小倉にては長府より歎訴、副將(松平越前守)え申立候由と相聞え申候、萩の政府、岩國、徳山、此三ヶ所におひては、三人の首を勿候故、決して激黨に與し候譯には無之、儘に暴正引分候故、制し安き事に罷成申候。

此れは西郷宿論通り、長を以て長を制するの策行はれ、正論——即ち溫和論——

西郷越前  
致郷に一

が、暴論を制することとなり、先以て安心だとのこと。

肥後、越前迄の處、開城束縛と申迄不參候ては、不相濟との議論、頻に起居候處、得と情實の次第も申述、此儀は戦究、矢盡ての極づまりの事と申もの、いまだ戦も不致候て、極の手を致そうとは、以の外の事、右様の御見留に候は、速に攻懸候外無之と、段々世態紛擾の處より、列藩費弊の次第、夫より又々官軍にも、混雜到來いたし、頓と征伐の御成功遂させられざる場に成立可申事、歎も難計と、委敷前後の處申述候處、兩藩共に同意いたし、小倉表におひても議論も一致相成、大慶の事に御座候。

此れにて前記(參照 五六)の越前、肥後の寄合に、西郷が出席して、互ひに意見を交換したる結果が、西郷の思ふ坪に嵌りたる事が判知る。

遠からず  
解兵

筑藩説得の一左右相待、事破れ候は、可打碎賦に相決候間、此上は速に相運、不遠兵を解き候場合に相成可申、千位の激黨は、一時に打破可申候付、左様御心得可被下候、此旨大略形行迄申上候、謹言。

十一月二十五日

西郷吉之助

大久保一藏様

此の如くして西郷は先づ廣島に於て強硬論を説破し、轉じて小倉に赴き、更らに強硬論を説破し、彌よ彼の宿論たる寛大の處分を以て、此の難局を了し、孫子の所謂る戦はずして勝つの兵法の極意を實行することとなつた。

## 第十一章 長藩諸隊不服

【五八】 諸隊解散の令を奉ぜず

諸隊對藩  
關係

話頭前に回る。扱も防長二州に於ては、所謂る俗論黨擡頭し、政權は正義派の手より俗論黨の手に移り、藩主父子も、心ならずも俗論黨に擁せられ、一切の對幕、對天朝の政策は、擧げて之を吉川監物に一任し、表向きは恭順一天張りであつたが、然も奇兵隊を首として、諸隊の意向は之に反して、飽迄も武備恭順を主張し、藩政廳の弱腰を牽掣す可く運動し、而して藩政廳も亦た極力之を鎮壓す可く、それぞれ手配を做した。今ま諸隊對藩政廳の關係に就て、少しく語る所ありしめよ。

奇兵隊  
兩隊德地  
に移る

是より先き三田尻に屯したる奇兵隊、膺懲隊は、德地に轉營せんことを請うた。德地は防州の山間にある要害にして、然も兵を國境に出すにも、又た山口に來

第十一章 五八 諸隊解散の令を奉ぜず



往するにも、地の利を得たるが爲めに、此地に據りて幕軍と勝敗を決せんと覺悟したものだ。然るに十月十一日其の允許を得たから、十六日には奇兵隊、膺懲隊の司令は、相會して轉營の事を議し、藤村太郎、南野一郎を德地に遣り、その準備に著手せしめた。二十日奇兵、膺懲の兩隊は三田尻を發し、德地に移り、諸寺院を以て其の陣營とした。

諸隊解散令 十七日には藩政廳は諸隊總督等を萩に召集し、二十一日召に應じて來れる諸隊の領袖を、政事堂に會し、諸隊解散の令を下し、其の來らざるものには、解散令を封送した。其の令文は左の如し。

諸 隊 へ

右先達より御恭順之思召に被爲在、下々迄其沙汰被仰付置候處、此節別て御謹被成候に付、諸隊とも一應身元引取被仰付候。尤身元無之部は、一所にも可差置、素より引取被仰付候共、何時も御用可被仰付候。被下物之儀は、是迄之通り相違無之候間、早々御恭順之御容姿に不相支様、被仰付候事。

諸隊命を奉ぜず

此の如く解散をするも、個々の兵士には従前通りの俸給を與へ、彼等をして失業者たらしめざらんことを期した。然も諸隊は未だ猝かに其命を奉ぜず、同日德地に於ける奇兵、膺懲兩隊の諸領袖は、相議して左の諭示を、隊中に頒つた。

諭 示

諸隊領袖の諭示

- 一 禮讓を本とし、人心にそむかざる様肝要たるべく候。禮讓とは、尊卑の等を見ださず、其分を守り、諸事身勝手無之、眞實叮嚀にして、いばりがましき儀無之様いたし候事。
- 一 農事之妨少しもいたすまじく、猥りに農家に立寄べからず。牛馬等小道に出遇候はゞ、道べりによけ、速に通行いたさせ可申。田畑たとひ植付無之候所にても、踏あらし申まじく候。
- 一 山林の竹木、楮、楮は不及申。道べりの草木等にては、伐取申まじく、人家の菓物、雞犬等を奪候杯は、以の外に候。
- 一 言葉等尤叮嚀に取あつかひ、聊かもしいかつがましき儀無之、人より相し

たしめ候様いたすべく候。

一 衣服其外の制、素より質素肝要に候。

一 郷勇隊のものは、おのづから撃劍場へ罷出、農家の小兒は學校へも參り、教を受け候様、なづけ申べく候事。

一 強き百萬といへどもおそれず、弱き民は一人と雖どもおそれ候事、武道の本意といたし候事。

如何にも號令嚴明、約束整肅、秋毫も犯す所なき義軍の面目を發揮して、躍如たるものがある。

諸隊山口  
屯集決定

當時山口來集の諸隊首領及び野村靖之助等相議して以爲らく、諸隊は宜しく相ひ連絡して、後事を圖る可く、須佐は國老益田氏の采地にして、同氣相ひ應せん、宜しく五卿を奉じて、諸隊共に其地に據る可しと、乃ち檄を各地所在の諸隊に飛ばし、又た五卿に告げて、十一月四日を移轉の期とした。當時山縣小輔は徳地に在り、福田俠平を遣り、此意を通じたが、山縣は曰く、須佐は偏僻にして、退て

守るに足るも、進んで事を爲すに足らず。若かず直ちに進んで、山口に集り、至誠以て素志を達するの手段を講せんにはと、福田も亦た其説を贊し、歸て之を同志に説く。會々須佐の地、俗論紛出の報至る、此に於て議遽かに山口に集屯するに決した。

急速決定

山縣の自から語る所によれば、當時彼は山口より徳地の營に還り、山口集屯の策を案じ、長太郎(三洲)と共に宮市に赴き、閑地に就て建議書の草案中であつたが、福田が徳地に至るの報に接し、急に徳地に還り、福田と此事を談じたと云ふことだ。兎にも角にも此の如くして、諸隊山口集屯の事は決した。

【五九】 國是動搖に關する諸隊の建白書 (一)

諸隊山口  
に入る

十一月四日(元治元年)奇兵隊等山口に入る。而して太田市之進率ある所の御橋

隊、市之進と前後して馬關附近、椋野の營より山口に入り、伊藤俊輔亦た馬關より其の力士隊を率ゐて山口に入る。乃ち常榮寺及び鴻峰大神宮社に參籠祈願すと稱し——常榮寺は毛利隆元の靈を祭る所にして、當時市内にあり、大神宮と相ひ接近す——山縣小輔、太田市之進、赤川敬三、野村靖之助、時山直八、久保無二、堀真五郎相伴うて、浦鞆負を山口の寓に訪ひ、藩主父子に上る建白書を出し、國是の動す可からざるを論じ、其の傳達を請ひ、又た參籠祈願の趣意書を呈した。其の建白書は、實に左の通りである。

建白書提出

微臣等味死頓首、謹で奉申上候。微臣等庸劣懦弱、乍恐君上御憂慮の日に當り、身國難に殉ずる事能はず、苟且偷生居候事、罪不容死、鴻恩寛宥報ずるに所なし。區々の微衷不能黙止、屢大威を犯し奉り、深く奉恐入候。先月以來數度の上書、乍恐國家の御大事、今日に在りと奉存候間、至盡の策謀、建言仕候所、御採用の命を蒙り、且於御國是は、萬々御動搖不被遊候間、決て無氣遣鎮靜可罷在旨、懇々御開諭被仰付、不堪恐懼之至、謹で御實行御舉被遊候を奉待候所、御兩殿

甲子の冬のあけ 又をあさむと奴もせ  
 ち—里を舟んと算たあまの世の里前  
 物—とさきこの 大正神の無前  
 隆元郷の神靈、清くこころしと光  
 水並生ま極  
 二ととを—に  
 又の  
 たに勉  
 とにの  
 白の  
 了  
 心  
 珠也  
 廿  
 百

〔藏氏朗吉津勝〕歌和筆自輔小縣山

様無程御歸萩被遊候事、既に國の人心を動し、視聽を驚し候上、近日之御處置に至り候ては、乍、恐臣等の解せざる所、疑惑の至りに奉存候。

是れ國是動搖の兆である。諸隊の痛憤する亦た宜べなるかなだ。

今日天朝への御恭順、四境の賊軍を御待被成候御大策は、八月晦日被仰出候御直書之趣、御決意被爲遊、且微臣等追々奉申上候所に御座候得者、再三不及陳述、御國是毫厘も御動搖無之、不愧天地之御至誠を以、二州を御顧不被遊の正義を張り、廟堂の委任を專にし、方輿の士氣を振勵し、主客之形、老壯の勢を審にし、眼前の小勝敗に拘らず、天下萬世の公論を恃み、確然御守被遊候は、天日未墜地、天祖の威、祖宗様の靈、御照鑒被遊、御開運の期、斷然無疑奉存候。以上は國是を堅持して、眼前の成敗を度外視し、確乎不拔なるに於ては、必らず開運の時節到來す可きを云ふ。

若又一時の小挫折を以て、十年の御國是御變動有之候程に候は、たとひ萬紙の起請を奉じ、千人の頭顱を獻じ、御詫被遊候とも、奸賊一點の仁心なく、君

正論堅持の要

小挫折に  
屈すべからず

門九重の深きに在り、決して御兩國の亡滅に損益無之候。以上は國是動搖の惡結果を云ふ。

偷安食權の不可

君上の御處置、洞春公(毛利元就)の御遺志に違ひ、名義を御失ひ被遊候儀有之候はゞ、二百餘年恩波に浴し、飽食暖衣、大祿を費し候諸臣、死を以ても御諫申上、天地に御愧不被遊様、可有之所、八月十五日、同晦日被仰出候御直書の趣にては、内外多端之時に至候ても、確然不動の御趣被爲在候に、却て妄誕の邪説を唱へ、御恭順の名を假り、偷安の心、貪權の私を成さんとす。其心を推究するに、乍恐御兩殿様まで罪を歸し奉り、御兩國の生靈を以て、悉く奸賊の手に歸し候ても、其一身の安を謀り候儀と、洞察仕候堂々たる二州の地を以て、御祖宗様以來三百年養士の報賣國謀身、其君を大難に陥れ奉り候外無之は、實に痛憤切齒に不堪奉存候。

是れは直ちに所謂俗論黨の心底にまで立ち入りて、彼等が藩主父子や、防長二國の士民を犠牲としても、尙ほ且つ一身の安逸を是れ圖るものあるを喝破

辯解信じ難し

し、堂々其の罪を問はんとするものだ。

今日の御新政を奉伺候に、御直書の御趣意に違ひ、萬事監物様へ御委任相成、舊來の諸有司を罷黜し、昨年來以、俗論罪を得候者ども、次第に御採用相成候事、不堪驚懼の次第と奉存候。御歸萩の儀は、暫時俗論鎮靜の御爲とも被仰出候得共、今日の御處置に至候ては、如何程於御國是御變り無之段御辯解被遊候とも、乍恐信服仕候者、決して無之候。

室に入りて戟を奪ふの論法、痛快を極む。

監物陋策

先日監物様御歸邑の節、於宮市拜謁仕、御兩殿様御趣意、監物様御周旋の御策奉伺候所、京師變動に付、三大夫以下廟堂の諸有司を罪し、天幕の間へ御謝し被遊候との御事、乍恐三尺の小兒も、其非を知り候程に御下策、決して御兩殿様御趣意に無之儀と、奉恐察候。

更らに一步を進んで、三家老以下に全責任を推諉するの陋策を喝破す。一步は一步より緊切を加ふ。

【六〇】 國是動搖に關する諸隊の建白書(二)

俗論黨論據を衝く

建白書は層一層進んで、所謂俗論黨の論據を衝く、元來奸賊征伐の論を唱へ候は、去年(文久三年)八月以來に有之。既に手配迄相定居候位、今七月變動以後、始て起り候事に無之候へば、獨三大夫に罪を御委任被成候ては不相濟。

三家老辯護

此處に奸賊とあるは、所謂薩賊會奸の類を稱するものにして、云はゞ文久三年八月十八日、長藩が堺町御門守衛を罷められたる以來、此の奸賊退治は、長防の國論にして、藩主父子の意も亦た此に在り、されば今更ら罪を三家老に推諉して、知らぬ顔が出来るものではないとの意味だ。

用兵一概に罪に非ず

且京都の變は、奸賊と交鋒のみにして、對天朝へ御申譯無之儀は、決して無之候。たとひ御兩殿様正義御唱被遊候ても、奸賊天朝を壅蔽し、神州の國是を誤候へば、堂々の兵を以て、先國賊を御討滅被遊奉安宸襟候程の儀も可有御座候。

へば交兵候とも、一概に罪と申譯には有之間敷。

此れは直接に三家老辯護論だ。但だ其の交兵の極、砲丸が宸殿の上に飛んだことは、恐らくは辯護の餘地はあるまい。

不幸にして衆寡不敵、挫折を取候故、俗論誣説を起し候得共、萬一京師の軍、大勝を得、奸賊を微塵に致し候はゞ、其時は如何可有之候哉。勝敗は時運に有之、一度の挫折を以て、定論には難仕候。

三家老等に取りては、此れ以上の辯護論はあるまい。

然ば征討論は、此節の儀に起り候事に無之候得共、三大夫以下を罪し、御謝し被遊候とも、決して惻隱の心を生じ候儀は無之、愈我畏縮を侮り、我虛弱に乗じ可申候。

三家老處罪の無効

此れは三家老を罪したりとて、何の效能も無く、却て他の爲めに乘せらるゝの地を作すに過ぎずとの意味だ。

素より京師之變は、君上御存知無之儀に候得共、其申譯の爲、今日迄同心合力、

患難を共に御凌被遊候諸臣を殺戮致し候は、乍恐君上兼ての御仁徳とも御相違被遊候御處置、決して御趣意とは不奉存候、必然讒邪の私忿にかゝり、奸賊の深謀に陥り候儀、餘り無言甲斐御儀と、乍恐奉存候。

諸隊の立場から立言すれば、是亦た尤千萬の論である。

家名の瑕  
瑾

既に御國是御變動、奸賊に御隨ひ被遊候様にては、天朝への御忠節も廢し、宸襟に不従前議を不踐候ては、幕府へも御信義も相立不申、正義を忘却し、萬世の公論に背き、御家名の瑕瑾に相成候ては、御祖宗様へも御孝道も空敷相成、兼々御兩國中へ御告諭被遊候御趣意、八月十五日晦日御決心の御直書も反古同様に相成、御國民に信を御失被遊候段、實以不堪悲泣之至、存せんと欲して却て亡び、治めんと欲して却て亂れ候は、眼前の事と奉存候。

論鋒直ちに藩主に薄る、藩主も之に對しては、恐らくは一言の申譯も出來まい。

諸隊解散  
の非

諸隊解散の儀に至りては、最も無其謂事と奉存候、人材成育、武備修整は、第一の急務、他日大攘夷の思召も無之、武備人材も御棄被遊候程にては、御國是御

變動無之とは難申候。

諸隊解散の非を辯ず。

山口歸還  
を願ふ

若又諸隊を被立置、兵を練候て、御恭順の御趣意相立不申儀に候はゞ、御兩國中の城郭を毀ち、武士は悉く甲冑を碎き、雙刀を脱し、御國中隅隅迄一個の武器も無之様、不被遊候ては、御恭順には相成申間敷哉、俗論畏縮の徒、大節に臨み如此妄説を唱へ、御國是を亂候段、絶言語候儀に奉存候へば、伏て願くは雷霆の御英斷を以て、速に山口へ御歸被遊、俗論邪説の者を御抑へ、人材を成育し、武備を充實し、御國是愈以御確定被遊、是迄被仰出候御直書の趣御踐行被遊候様、不堪懇望之至、奉存候。

堂々藩主の反省を要め、其の初心に立ち復らんことを懇願す。

人君英節  
を以て主  
とす

古より人君英節を以て主と爲すと承候へば、一時人情を拒ぎ兼、萬世の國辱を御取被成候様有之候ては、御兩國數百萬の生靈、一日に消滅可仕候、楠左中將家世三代王事に死し、一族の血肉野艸に塗れ、家亡び國滅候得共、萬世忠臣



の鏡となり、于今至て猶生るが如し、尊氏朝に爲官軍、暮に賊首となり、天下の諸侯に諂諛し、終に爲將軍候得共、後世人々其肉を喰はんと欲し、高山彦九郎匹夫の身を以て、其墓を鞭つに至候。正邪の分、曲直の辨、存亡にあづかり不申候。微臣等區々の微衷に堪へず、今日に至り、手足の措所無之、人窮して天に反るの誠を思ひ、謹で山口大神宮の社地、常榮公の御靈前に參籠仕、泣涕流血、御國論の恢復を奉祈請候。一點の微誠、御垂憐被下、神慮君心御符合被遊候はば、微臣等は云ふに足らず、御兩國の大幸、天下の大幸と奉存候。情意切迫、言語忌諱に涉るを願みず、干犯威嚴、伏て奉待斧鉞候。微臣等昧死恐懼、謹で奉申上候。

甲子十一月

奇兵隊中  
御楯隊中  
膺懲隊中  
遊撃隊中

八幡隊中  
其他同志中

而して別に左の祈願書を添へた。

添附祈願書

此度私共一同大神宮社内、常榮公(毛利隆元)御靈前に參籠仕候趣意は、御兩殿様御歸萩後、御國論御動搖被爲、在候様、乍恐奉伺候間、御武運長久、御國是御確定被遊候様、抽丹精、神靈へ奉祈願、君上へ御嘆願申上候儀にて、決而不條理之儀仕候趣意に無御座候間、御安心被思召候様、奉願上候、以上。

甲子十一月

諸隊中  
其外有志者

此の建白書は、其名建白書に止るが、其實正義派の立場より觀察したる時務策であり、且又彼等の立場を正認せしむ可き回護説である。即ち一言すれば、正義派の面目は、擧げて此中に存すと云ふも不可はなからず。

【六一】五卿使者を萩に遣す

正俗兩派  
五卿に依

元來五卿は若し諸隊が須佐に移營する際には、遠乗と稱して、相率ゐて屯處に趣く約束であつたが、諸隊がその議を變じて、山口に入ることとなつたから、此事は止んだ。然るに俗論黨では五卿の力を假りて、諸隊を鎮撫せんとしたが、五卿は却て諸隊に同情して、藩主父子に向つて忠告する所あらんとした。

今ま土方久元の回天日記を案ずるに曰く、

五卿正派  
に味方

十一月五日、俗論沸騰之儀に付、色々御用繁、入夜御三殿に罷出、此度之騒動に付ては、有志輩一統より五卿方へ御依頼申上、是非共國論挽回之儀、御助力願出候處、俗論家よりも、正論黨鎮靜之儀、藩公父子を藉り、御依頼に相成候得共、到底正論貫徹せざる上は、鎮靜之儀無覺束に付、彼是御父子に忠言相成たり。此れにて見れば、正俗雙方から、五卿の力を假らんとし、而して五卿は正派に味方して、藩主父子に忠言に及んだことが判知る。

尙ほ翌六日の項に曰く、

今日正論黨諸隊より、五卿方へ歎願書差出候。右は過日諸隊より藩公へ差出候歎願書、時節柄君公迄相届き候歟、不明に付、何卒五卿様方より使者被差立、御直に相達候様、吳々も願上候文意にて、右藩公御父子への歎願書一通相添へ、願出たり。

とある。而して其の一通は正さに前掲(參照 五九一六〇)の建白書であつた。

土方萩に  
至る

右に付萩への御使者、自分へ被申付、暮頃より單身にて出足、夜を徹して、翌朝(十一月七日)萩に到着、東田町高橋屋傳右衛門方に投じ、直に町奉行へ申通じ候處、日中何の沙汰も無之、入夜五つ時(午後八時)頃、案内來り、客館に出候處、奥番頭榎本隼人町奉行周布藤内兵衛、式壯助に面會、此度使命の儀は、藩公へ拜謁之上、御直に申上度、且五卿方御直簡も有之候事故、尙更拜謁之儀、宜敷御取計相願段申述候處、榎本申には、當時御父子共御病氣に付、千萬御對顔六箇敷可有、御座、何卒私迄被仰聞候得ば、今夜中にも申聞、御書簡も指出可申との返

藩公引見  
せず

答にて、容易に承引之色も不相見候得共、何分にも拜謁の上、愚存不相述ては、折角の使命不相果段、百方申立、然ば尙一應申通候上、可及御返答との挨拶にて、一先議論も相停み、繼て酒饌等出で、深夜引取る。當地俗論黨頗る陸梁を極め、殺氣充滿、道路戒心の事多し、依て今夜客館より直に吳服町伊勢屋源右衛門方に轉宿す。

此の如く土方の使命も、容易に達す可き模様では無かつた。

漸く藩公に謁す

同八日 晴、八つ時より(午後二時)可致登城旨案内有之候に付罷出、先づ執政其外に面會、夫より大膳大夫殿御病中に付、寢處にて御面會との趣故、罷出候處、選鋒隊、俗論家四十人許一間に相詰、頗る猛威を示し、御前には執政參政五人宛左右に居並び威儀最嚴なり、自分は直に進んで膝下に罷出、使命之條條密々及陳辯、尙御直簡御渡申上候處、段段の御配慮、深辱奉存候、御口上の義は、篤と勘考の上、御答可申上、尙御直簡も緩々拜見の上にて、何分の御返答可仕に付、其許は態々の出向、御苦勞大儀に存候、一應引取吳候様御挨拶あり、依

土方空しく歸る

て御前より引取候上、酒饌等出で、薄暮頃歸宿。入夜佐々木男也、福原三藏、寺島秀之助、久留米藩士淵上郁太郎等、密々來訪、種種の密議あり、夜半過、孰れも去る。淵上は此節筑前使者筑紫衛、小金丸兵次郎等と同行致居候なり。

以上にて如何に俗論黨が、萩に於て飛揚跋扈しつゝあるか、推知せらるゝ。

同九日 曇、五つ時(午前八時)前、萩出足を以、入夜五つ時(午後八時)頃、山口湯田町旅館に罷歸り、直に參殿の上、委細及復命候、扱も此度御使者の儀は、單身敵地に踏込、樽俎の前、使命を辱めざる決心、暗殺毒殺等は覺悟の前にて罷越候處、案外非命に斃れざりしは、大幸の事なり。木村長門守、茶臼山の使節も、此行に比しては、寧ろ平々の事なるべし。呵呵。

土方は斯く力味つゝあるも、其の効果は固より燒石に水にて、何等俗論黨の氣焰を制するの甲斐は無かつた。

〔六二〕 諸隊山口を去りて長府に移る

諸隊戒飭  
諭達

扱も萩政廳は、十一月七日、一藩に左の諭達を布いた。此れは主として諸隊を戒飭する爲めだ。

諭達承引

先般京師變動に付ては、追々被仰聞之通り、被爲對朝廷公邊、御恭順之御誠意致貫徹候様にと、夜白御苦慮被遊候處、於于下不心得之者有之、御趣意を取違聊も恭順之御障りに相成候様之儀、致出來候ては、不相濟事に付、萬一右様之族、於有之は、速に被遊御詮議、屹と可被及御沙汰候。此段兼て内意被仰付候事。斯くて同日藩主の名によりて、諸隊の領袖三人宛を萩に召し、山口に於ける内藤仁右衛門、檜崎數馬は之を諸隊に傳へたが、諸隊は既に浦靱負を経て、建白書を呈して、未だ其の採納如何を承らず、故に命を拜せずと言張り、此に於て浦は諸隊の長を召して、其命を傳へたが、諸隊の領袖は、萩政廳の術中に陥らんことを虞れ、翌八日太田市之進をして、之を謝絶せしめたが、浦は君命の重きを説き、

辛うじて同日黄昏命に應じ、領袖にして出萩し得ずんば、他の重立たる者にて可なりとのことにて、それぞれ出萩し、十日藩主親しく前日召に應じて出萩したる彼等を引見し、諭す所あつたが、此れも形式に止まり、實際に於て、何等の效能は無かつた。

喧嘩分れ

而して九日には萩政廳より鎮撫使を各部に派し、毛利上野等山口に於て十一月十一日、藩主の親書を齎らし、諸隊に向つて鎮撫の意を諭し、遂ひに雙方賣言葉に買言葉にて、殆んど喧嘩別れとなりたる次第は、既記の通りだ〔參照 四六〕。斯くて此間に於て、萩政廳は極めて急速に、三家老、四志士を十一月より十二日にかけて、それぞれ始末したる顛末も亦た既記の通りだ。〔參照 四七—五〇〕

雙方睨合

諸隊の建白は前後相通じて十四回（忠正公勤王事籍）に及んだが、政廳は固より採用の意なく、さりとて諸隊は積極的に進んで萩政廳を顛覆するの舉にも出でず、萩政廳も亦た諸隊に解散令を傳へ、若しくは戒飭したるも、未だ親しく手を諸隊に向つて下すほどの覺悟も無く、云はゞ雙方睨合の姿を持した。然も長

く此の情態を維持す可くもなく、何れよりか手を出さねばならぬ形勢は、刻一刻と迫り來りつゝ、あつた而して諸隊は既に三家老の自刃、四士の打首を傳聞し、且つ萩政廳が諸隊を討伐せんとする模様あるを見て、十一月十三日更らに書を政廳に上り、而して山口の地は、寡兵もて防守の困難なるを察し、陣を長府に移し、清末、長府の二支藩によりて、後圖を畫するに決した、乃ち彼等の上書は左の通りである。

諸隊長府  
移陣

諸隊上書

諸隊歎願の情實、委細上野殿(毛利上野)迄申上、御取次奉頼候處、今以何たる被仰出も無之、御國論恢復の御處置無之のみならず、三大夫以下、參謀の人々迄、既に御處置有之候に付ては、天下に對し、御名義を全く滅し、人心沸騰、逆も鎮靜難出來候得共、深く君上御直書の旨を奉體、近日外患相迫、不日押渡候様相聞候間、暫く人心の方向をかへ、外患に向ひ申候。先日諫早巳次郎(參照四六)持論の通りにては、全く君上を欺き奉り、悉く正士を殺戮し、乍恐御兩國を餌とし、終には君上を以て、賊に説かんとす。俗論の甚敷、大逆無道、人神共に怒る。私

共痛憤悲泣、共に天を戴くを欲せず候。此上遷延被遊候ては、尊屈の人氣一時に發し、潰決滅裂、如何様の大變相生じ候哉も難計、何卒速に御實行御揚被遊、奸邪御誅斥有之候て、御國是御復舊被遊候様被申上被下度、奉懇願候。以上。

甲子十一月

諸隊總督中

長府移陣  
の口實

此れは云はゞ諸隊の捨科白だ。彼等は固より馬關講和の事を知つてゐる。今更ら少くとも馬關附近に外敵の推し寄せ來る可き理由もなければ、模様も無い。然るに上記の如き言を做したるは、恐らくは彼等が營を長府に移す可き、一個の口實であらう。何れにしても彼等の目指す敵は、即今四境より推し寄せ來らんとする幕府側の軍勢にして、更らに眼前の敵は、萩に於ける俗論黨であつたに相違ない。

【六三】 諸隊五卿を奉じて長府に入る

諸隊山口  
發

十一月十五日、諸隊七百五十餘人は、即今山口に於て懷妊中なる世子夫人が、萬一兵火の爲めに、煩驚を來さんことを虞ると云ふ名義に托して、山口を出發した。同日五卿及び諸隊の中陣嘉川に宿した。土方久元の回天日記に曰く、

十日 雨、水野溪雲齋、五卿方御使者を以、長府被差遣。右は當時藩公御父子萩表にて、俗論黨に被擁、山口正義派の面々は、孰れも切齒致居候事故、五卿方には、長府、清末殿と御評議の上にて、萩表へ御同行あり、篤と御父子へ御面會の上、藩政改革の御忠告被成度段、御趣の次第なり。

是れ五卿が水野溪雲齋を、長府に遣はし、長府、清末兩支藩主相ひ伴うて萩に赴き、宗藩主父子に向つて忠告せんことを依頼したるものだ。

長府發向  
の理由

同十四日 今日亦(風邪)引籠候。夜半に至り、奇兵隊中より急使を以、密書差越候に付、披見致候處、今般於萩表、諸隊討伐の命を下候由、然る上は最早猶豫も

難成に付、俗論退治の義兵を起し可申、山口は攻口十箇所も有之、土地廣漠の處に付、少勢にては防戰難叶、依て是より長府へ赴き、清末に連り、兩處と合力を以、馬關に有之米金を奪ひ候事に議論一決致候間、明日は直に當府引拂可申、何卒右之趣、條公御初申上、吳度、尙明日諸隊一統罷出候上、諸卿方も長府へ御移轉之儀、可願上、旨申來候に付、早速書面相認、諸卿方御許に差出候也。

諸隊本音

此れが萩政廳に致したる諸隊の最終の上書よりも、寧ろ本音であると云はねばならぬ。乃ち彼等は先んずれば人を制す、山口におめおめとして萩政廳から討伐軍の來るを待たんよりは、未だ萩政廳が決心せざる以前、否な決心してもそれを實行せざる以前に、山口を引上げ、虎の嶋を負ふ如く、長府に據り、馬關の金穀を占め、退て守るに足り、進んで攻るに足るの地を作さんに若かずとして、斯くは斷行したものであらう。

諸卿出發

同十五日 早曉病氣を押し參殿、諸隊屯所迄急使被申付、早馬にて罷越候處、野村靖之助も亦馬にて參合せ、夫より共々諸隊長等に面會、色々談論致候末、

乗切にて引返申候。野村は途中にて落馬致候へ共、格別負傷も無之仕合なり。夫より參殿致候處、追々諸隊兵士打揃罷出、隊長の面々拜謁の上、御轉座の儀懇願あり、依て諸卿方には、何遠亭にて御評議の末、九つ時(正午)より御出馬に相成候。

諸隊行装

遊撃隊前軍となり、奇兵隊中軍となり、八幡、鷹の二隊は後軍にて、諸隊皆々戎装、大砲共挽かせ、頗る勇壯の事なり、自分は浦靱負迄御使者被申付候付、早馬にて罷越候處、不在に付、直に政事堂に至る。亦た在らず、色々相尋候末、湯田御殿へ參候様承り、直に駈付引返し、漸く面會を得たり。自分曰、曩に諸隊士共建議書を奉り候處、採用無之に付き、今や彼等は長府へ立越候上、更に陳訴の模様あり。宰相殿(毛利敬親)には、兼々諸隊鎮撫の事に付、諸隊方へ御依頼の筋も有之候故、此度の御出向も、右の御趣旨に外ならず候旨申述、宰相殿御父子への御書簡をも御渡候上、入夜出立、四つ半(午後十一時)頃、漸く香川驛へ著の處、浦靱負も亦來合せ、條公へ拜謁の上、尙又御直に御談有之、一々御議論の趣、

感戴の上、引取候。

此の如く諸隊は五卿を擁して長府へ去つたのだ。五卿も今や長藩の所謂國是なるものが一變し、到底留らんと欲するも留る能はざるものがあり、此れを以て諸隊と進退を俱にすることとなつたものと察せらるゝ。

同十六日 晴、早朝御出馬、今日より自分も行列に加はり、後乗被申付馬上の寒氣又一入なり。七つ時(午後四時)頃、厚狹驛に御著泊。

長府著

同十七日 寒甚し、未明御出馬、日の出頃吉田驛著、朝食共仕舞、七つ時頃(午後四時頃)長府功山寺に御著陣、左京亮(長府藩主毛利左京亮元周)殿より使者來る。此度の御轉座、俄の事にて、萬事不自由を極め、入夜漸く御膳共被召上。士分以下の輩は、夜具共三四人に一枚位にて、寒氣難凌、夜半過漸く休息す。

此の如くして諸隊も五卿も彌よ長府に入った。

元來浦靱負が五卿を香川驛まで追ひ來つたのは、彼等を山口——湯田——に、是迄通り滞在せしめんが爲めであつた。されど事此に到りしは、浦は却て三條

浦三條に  
説かる

の爲めに説得せられたものと察せらるゝ。

【六四】 諸隊と長府藩主毛利左京亮

長府藩主の同情

長府藩主毛利左京亮元周は、支藩主の中にて、最も正義派に同情ある一人だ。されば彼等が長府に五卿を擁して來り投じたるは、無理からぬことであつた。乃ち長府藩の當職三吉内藏介(周亮)の覺書には斯く記してある。

諸隊士長府當職訪問

元治元年十一月十五日の夕方、宗藩の隊中、太田市之進、時山直八、野村和作、佐木男也、山縣狂輔、及び土方楠左衛門、水野丹後等、突然予の職宅に來り、俗論黨の暴狀を陳述し、五卿を擁護し、長府の松小田關門迄、御供致し、當長府藩に依頼仕度との事にて、此時時山、太田等は、慷慨淋漓、涙を揮つて談論時を移せり。

長府方魁對

此處に野村和作とあるは、野村靖之助、山縣狂輔は即ち山縣小輔、水野丹後は即ち水野溪雲齋のことだ。

長府方は不意に出でたるを以て、勝山御殿に申稟の暇もなく、今日は不行届ながら、爰元限り御引受致し、明朝迄更に伺出で、決答に及ぶべき旨を以て、之に應對し、直に五卿を功山寺に奉迎し、泉十郎を以て、其掛として、之を擔任せしめ、諸隊の兵三千餘人は、覺苑寺其他の諸寺院に分屯せしめ、即刻役員を、勝山御殿に招集し、五卿並に諸隊接待の準備を議せり。

此れにて見れば諸隊の移動は、豫じめ長府藩とは打合せなく、全く不意打であつたものと察せらるる。猶ほ諸隊の兵三千餘人は、聊か大袈裟であらう。

長府藩主に意見書提出

斯くて長府に入つたる諸隊は、十一月十九日左の意見書を、長府藩主毛利左京亮に提出した。

奉<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候口上之事。

此度諸隊一同御府下へ罷出候趣意は、京師の事起り候以後、御國論御移動有



之候様乍恐奉存候間、僭越を不願、追々上言仕候處、御採用の命を蒙り候得共、其後絶て御實踐無之、俗論愈時を得、恭順の御誠意を誤り、武備も廢し、名義も御失ひ被遊候ては、不相濟と存詰め、山口大神宮常榮寺（毛利隆元靈所）に參籠仕、以丹誠歎願仕候處、三大夫以下の入々まで、御處置有之、諫早巳次郎の持論を承り候處、全く君上を欺き奉り、天幕へ御敬忠被遊候御至誠を飾り、京師變動の虚に乗じ、賊軍を以て官軍とし、薩會の私計を以て、天下の公論とし、名義の存亡、事體の本末を察せず、悉く正士を殺し、兩國を餌とし、終には君上を以て賊に説んとす。

「君上を以て賊に説んとす」とは、藩主父子を處分しても可なり、所謂る君を輕とし、社稷を重しとするの意見、此れが俗論黨の希望ではないが、結局を詮じ詰むれば、斯く云はざるを得ないのだ。

邪説欺罔の甚しき、大逆無道、人神共に怒る。實に痛憤悲泣に堪へず。右に付人心憤懣、如何様の變を生じ候哉も難計、殊に萩表にては、諸隊に逆名を歸し、君

長府藩依  
頼の理由

意を借りて殲滅せんとするの聞え有之、萬一千戈を邦内に動かし候様立至り候ては、奉惱君上候儀、深く奉恐入候處、目下外患相迫り、不日押渡候様子報知有之候間、暫く人心の方向を易へ、鎮靜の爲め、五卿様御供申上げ、直様御府下へ罷出候閣下御正義飽までも御維持被遊候儀は、諸隊一同奉敬慕候へば、何卒宗藩の危殆を思ひ、諸隊の誠意を憐み、國是の不可搖所以を御熟慮被下、五卿様清末侯と御協議被遊、諸隊歎願の趣を以て、宗藩を御輔翼被下候様、一統不堪切願、萬奉依頼候、私共是迄の趣意は、追々の建白書別冊呈上仕候間、御清暇御瀏覽被下置候様奉願上候、頓首謹言。

甲子十一月

御	楯	隊	中
奇	兵	隊	中
膺	懲	隊	中
八	幡	隊	中

遊撃隊中  
其外同志中

長府藩主  
嘉納

斯くて諸隊の幹部は、長府の當職三吉内藏介に面し、陳述する所あり、三吉は其言を藩主左京亮に取り次ぎ、更らに諸隊の幹部に向つて、左京亮が諸隊嘆願の筋を嘉納したる旨を返答に及んだ。

第十二章 毛利氏待罪書提出

【六五】 萩政廳對總督府

幕命唯順

翻て萩政廳を見れば、政權は全く俗論黨の手中に歸し、藩主父子は殆んど其の傀儡となりつゝ、あるの状ありて、幕命唯順の他に、爲す所は無かつた。吉川周旋記（十一月十九日の條）に曰く、

吉川西郷  
申合

- 殿様（吉川監物）督府御詰居の節、大島（西郷）吉之助より御直に申上候廉々左に、
  - 一 御父子様御自判の御書面御差出之事。
  - 一 御三末様（徳山、清末、長府）書面、御父子様一同被差出候事。
- 但手間取候時は、跡より被差出候ても不苦、猶御書面は何れも使者にて被差出候て不苦候事。
- 一 五卿方附屬脱藩人之儀は、國所姓名等、公邊へ御附出之事。

但此條は少々遅々に及候ても不苦候事。

一 御退隱御見合之儀は、追而御被仰出候時之御一助に相成候との事。以上は西郷吉之助が副總督と交渉の爲め、小倉出發以前に豫じめ廣島に於て吉川監物へ申談したる概略である。御退隱御見合云々とあるは、此際毛利父子は退隱を見合せ、他日幕府より處分の際に、其の餘地を残し置く方得策なる可しとの意味だ。

萩城中諸臣會議

三家老の首級は差出した、四士の首は斬つた。斯くて萩に於ては十一月十八日、藩主敬親は諸臣を城中に會し、前きに毛利隱岐、志道安房が草津驛に於て、幕吏より受くる所の幕府送兵の趣意書を示し、十九日に志道安房、藝州より復命し、首級交付の狀を陳した。敬親は其勞を多として、安房を進めて加判役とした。十一月二十五日吉川監物は、其臣桂九郎兵衛をして萩に到り、監物の廣島に於ける周旋の復命書を致さしめた。同日藩主父子は、城を出で、城外の天樹院に蟄居することとなつた。此れは幕命を奉じて、恭順の實を表する所以であつた。

敬親父子  
居

藩中布告

方今御恭順之道、御專守被成候趣、追々被仰出候得共、間々心得違之者有之候哉に相聞、不被爲堪、御心痛猶又御兩殿様天樹院へ御蟄居被成候段、被仰出候程之儀に付、彼是之次第、深く令勘辨、假にも心得違無之様、内意被仰付候事。

尾州總督使者内檢

此れが一藩への布告であつた。十一月二十八日夜、尾州總督よりして、横井市太郎、繁澤又市、高羽總左衛門、久野作次郎、安井秀作、佐藤莊次等、徳山藩士梅地、飯田幸藏と與に山口に來り、山口町奉行内藤仁右衛門出で、之に接した。彼等は幕使の藩内巡檢に先んじ、其の内檢の爲めに派遣せられた。彼等は先づ大神宮を拜し、湯田に浴し、而して長府、清末を一巡せんとするつもりであつたが、議俄かに變じて、二十九日早朝山口を發し、徳山を経て廣島に還つた。

内檢形式のみ

彼等が當初清末、長府を一巡せんとした豫定に就ては、萩の俗論黨政廳は、頗る之を危険とし、特に目付林忠右衛門、物頭佐世吉次郎、國事掛中川宇右衛門を山口に遣し、先導護衛の準備をなさしめたが、其議變ずるや、半途にて止めた。横井等の山口に在るや、終宵酒を喫し、山口城破毀の如きは、單に屋上の瓦片を除去す

れば足れりと告げ、ほんの形式のみの巡檢にて、倉皇歸途に就いた、惟ふに彼等も諸隊の虎帳を負ふの様子を、薄々聞き込み、強ひて危険を冒す程の必要なしとて、斯く爲したるものであらう。而して總督府の意も、強ひて山口城を破毀せんとの意志もなく、只だ恭順の申譯さへ立てば、それにて切り上ぐるつもりであつたものと察せらるゝ。

小倉藩の行動

尙ほ小倉方面に於ては、小倉藩主は、九州幕軍の先鋒を命せられ、其の老臣島村志津摩は、小倉兵先鋒の任に當り、十一月十八日は先づ松本熊太郎、右田善司等を馬關に遣はし、長府、清末に就て、其の向背を問はしめた、而して萩政廳に於ては、嘗て馬關に於て捕へたる小倉の小民庄吉なる者を小倉に送還し、松本等に託して、萩諸老臣の名もて、左の一書を、小倉諸老臣に致した。

萩老臣小倉藩への狀

一書致啓達候、向寒之節御座候得共、各様愈御安泰可被成御勤、珍重存候、扱は其御國之庄吉と申者、當八月頃於赤間關相捕置候由、當節相顯候、右は近年家老益田右衛門介其外姦吏共、徒黨を結び、大膳父子は不及申、拙者共へも萬事

不申聞恣に國政を取行、國中動亂、終に當節之國難に立到り、氣毒千萬之儀、御推察可被下候、就ては此内益田右衛門介、福原越後、國司信濃三人之首級公邊へ差出、御斷申上、殘る姦吏共致誅伐、諸役人不殘、一新致候故、前件之人柄致迷惑罷居候段も漸く相分り、今更對其元へ申分も無之、氣毒千萬之次第に御座候、依て右之者爲御引渡、一人相添、差送申候間、御請取被成下、程克御斷被仰上可被下候、尙又前書に相見候姦吏共へ相屬候無賴之惡行都合千人計も有之、國中於所々致沸騰候處、憤中之儀に付、急に追討も難相成、孰も心痛罷在候、自然と彼者共御國內へ立入、暴動之所業に及候儀も有之候は、早速御打果可被下候、且又此段其御地御出張之越前様(松平越前守茂昭)其外諸侯之御方々へも御吹聴被成置可被下候、右庄吉御引渡、前文之次第、御頼旁爲可得御意、如此御座候、恐惶謹言。

十一月十六日

長藩の老臣が小倉藩の老臣への書簡としては、如何にも僕々爾たるものであ

長府藩主  
小倉藩  
に書を贈  
る

而して十一月十九日長府藩主も亦た小倉藩主に送る書を松本等に託し、朝  
幕に對し他意なき旨を告げ、其の進軍の猶豫を請ふの斡旋を依頼した。

【六六】 諸隊より藩主へ上る密疏 (一)

萩政廳主  
た多事

萩政廳も多事であつた。一方では總督府よりは、頻りに恭順の事實を具體的に  
表現す可く、催責せられ、他方には諸隊は敢然として、絶對恭順の態度に反抗し、  
小倉方面の幕軍亦た動もすれば、來り偏らんとする狀あり。而して其の脚下た  
る萩に於てさへも、尙ほ諸隊と志を同くする者無しとせず、されば俗論黨の政  
廳も、決して花の茵の上に坐するが如き、氣安にして愉快なる心地では無かつ  
た。

諸隊謀逆  
の策

十一月二十日、長府藩主は毛利勘兵衛、三吉慎藏を萩に遣はし、諸隊投來の件に

關して、宗藩と打合せを做さしめた。同日萩政廳は馬關成衛所の武器を萩に廻  
送せしめた。此れは根來上總の意見にて、實際は萩に移さずして長府に移した。  
二十二日には、杉徳輔を諸隊鎮撫掛とし、尋で馬關に赴かしめた。二十三日には  
粟屋帶刀を馬關に出成せしめ、竝に長府に赴き、諸隊鎮撫の事を長府藩主に囑  
せしめた。二十五日長府世子宗五郎、竝に清末藩主毛利讃岐守は、功山寺に赴き、  
五卿と會して、それぞれ議する所あつた。同日長府藩主は、左の諭告を諸隊に與  
へ、その輕舉を慎ましめた。

諭 文

長府藩主  
諸隊諭達

其方共此度長府へ罷越候次第、一通令承知候。然處當今四境切迫之折柄、國內  
一和肝要之事に付、御兩殿様(毛利敬親、廣封父子)深被遊御心勞、此度以御直翰  
諸隊鎮撫之儀、御委任被仰下候。付ては乍不束爲國家父子間一人、讃岐(清末藩  
主)申合、一同出萩、今一應御兩殿様御旨趣篤と奉、窺乍不及盡力可致心得に候  
間、諸隊中深體御趣意、決て疎暴之儀無之、屹度鎮靜罷在候様。左候て滯萩中は

長府藩世子萩に入

勿論、只今より隊中之者一人にても出萩差留候、且又諸隊長府へ滯在中、領内異變有之候共、自己之舉動決て相許さず、格別靜肅罷在、下知可相待候事。斯くて二十六日長府藩世子宗五郎は、清末藩主毛利讃岐守と相共に長府を發し、二十七日萩に入り、二十八日登城し、藩主敬親に謁した。二十九日諸隊は當時鎮撫の爲め長府に出張中の杉徳輔に托し、左の長文の密疏を藩主に上つた。此れは恰も正義派の政綱とも見る可きものなれば、之を左に掲ぐ。

諸隊密疏

臣等恐懼々々、謹而奉密疏候。夫國家之大計、廟議之深謀、臣等玄麼微賤之者之敢て議すべき所にあらず、伏惟るに、思て不言は不忠之罪、言て僭越之罪を得るよりも甚し、況んや國家之安危名義之存否、此時に在り、況んや明君賢主遭逢し奉り、千歳一時之日に當り、城狐社鼠の威を恐れ、默默として止むべけんや、城門之災、池魚亦免るゝ能はず、臣等不堪杞憂、依之先般以來、不願斧鉞之誅、奉犯忌諱、十數度迄上疏仕、乍恐御國是を論じ奉り候處、獻芹之微忠、蟻蝨之情實、君聽に不達、讒謗之言、廟堂に滿ち、却て亂賊奸黨の名を被り、御前の會議、既

密啓必要の理由

に追捕之計を獻じ候者も有之由、幸に仁恩如天、御寛宥を蒙り候へども、奸邪之怨讎愈甚敷、輕舉妄動之非議愈起る、臣等泣血流涕、不知所爲、乍恐五卿様長府、清末二賢侯に依頼し奉り、御國是之恢復を希望仕候。

以上は諸隊の苦境にある立場を告白し、藩主に訴ふる所あり。然ども臣等區々の情實に至りては、竟に明ならず、今日も鎮撫の御使を賜はり、明日も鎮靜之命を受く、歎願の微意に至りては、置て不被問、臣等至愚なりと雖ども、豈暴亂を好まんや、誠に内争は外寇の所乘、蕭牆之憂聖人も亦懼るるを以て、今日まで沸騰の人心を押へ候處、俗論の輩、却て追討を恐れ候様申候由、臣等素より以一死爲分、今日に至り、唯臣節を盡す事能はざるを恐る、豈奸邪の輩を恐れんや、所頼は御兩殿様寛大之慈、決て臣等の微誠を御憐察可、被遊、但物論の蒙蔽により、いまだ左右に達せざる而已、然れども遷延曠日なれば、國家の事愈不可復、正邪氷炭終に兩立すべからず、天に號て哭泣、敢て密啓を以て、尊威を犯し奉る所以に御座候。

以上は茲に密疏を呈するの已むを得ざる所以を開陳したるもの。

〔六七〕 諸隊より藩主へ上る密疏 (二)

文久二年  
勢以後の狀

臣等謹按に、事物に大小の別あり、理勢に大小の分なし。天下の大と、一國の小と、以て異なることなし。癸丑(嘉永六年)戊午(安政五年)以來、天下の形勢は不及申、壬戌(文久二年)四月以後の儀は、天幕の御周旋、其間に御親歴被遊候得ば、事體之得失素より御洞知被遊、聖天子確定之叡念、幕府苟偷の處置、薩會矯偽の奸、人心歸向の方、一々御了覽被遊候事に御座候得ば、縷々不及申上。

此れは文久二年四月長井雅樂の公武合體周旋以來の事を云ふ。

但去年(文久三年)八月十八日の變は、正邪真偽の大關頭に御座候得ば、篤と御熟思被遊候て、今日御兩國の御處置、不費多言、分明に御座候半と奉存候。

邪黨の言  
來じ難し

此れは文久三年八月十八日、長藩が堺町御門の守衛を罷められ、遂ひに七卿を奉じて立退きたる事を云ふ。

今日防長形勢は、即ち去年八月以後天下の形勢と、毫釐の異も無之、御兩殿様去年八月以前の眞勅を御確守被遊、薩會奸賊の流に御染不、被遊候得ば、臣等今日に至り、御兩殿様、去年以來の御誠意を棄て、邪黨擁蔽の言を奉ずる事能はんや、獨り奉ずる能はざる而已ならず、我君上をして、御祖宗様以來の御正義廢して、一時の妄舉となり、千秋の御名義亂れて、天下の物笑となり、上聖天子に辭なく、下萬世に辭なく、中天下の有志に辭なからしむ、臣等たとひ奉せんと欲すとも、豈可得哉。

文久三年八月十八日政變以前の眞勅儼乎として今存す、唯須らく之を奉持して初心を一貫す可きのみ、今日に至りて薩賊會奸の徒に與みして、從來の正義を抛却す、何の面目ありて天下に見えんや、此れが前文の旨趣だ。

先般以來十數の上疏、追々尊覽を瀆し奉り候儀と奉存候、其條目一に曰、三大

上政條目

夫を處するに、寛宥の典を以てす。二に曰、武備を整修して、奸賊を拒ぐ。三に曰、政府の委任を專にして、讒邪を防ぐ。四に曰、岩國の周旋を止て、政柄を正す。五に曰、山口へ御歸被遊候て、人情を定む。六に曰、俗論を退けて、國是を建つ。其大要を總て言ば、唯不失名義の一語に有之候。

以上が六箇條本文の大綱目だ。此の大綱目の爲めに、諸隊は俗論黨と相ひ對峙して、其の本來の面目を維持してゐるのだ。

苟安の害

此等の議論、喋々奉建白候程之儀にも無之、今日國難の時に當り、應援之可恃なく、獨立の名義を頼み、兩國を死地に陥れ候儀は、無策の甚敷ものにして、土地を割き、大臣を戮し、首級を獻じ、仇敵に媚び、君上を不義に陥れ、一身の苟安を謀る如きの奇策妙謀あるにあらず。正義の無策を棄て、邪説の妙策を取り、目下の近害を通れ、太平の故習に返す事、誰か是を悦ばざらん。今日一國の人、皆其説を主張する事、其理なきにあらず。

是れ俗論黨の爲めに、先づ彼等の申分と云はんよりは、其の心事を解剖し來り、

名義亂るべからず

痛切を極む

獨り如何せん天下の名義、萬世を経て亂るべからず、百代の公義、一時を以て易ふべからず。若し徒らに一時の利害而已を計らば、馬關の攘夷も無策の甚しと謂ふべし。昌平偷儒の人を驅馳し、器械兵備の恃むべきなく、五州萬國の強虜を引受け、堅大機速の砲舶に向ひ、萬勝算なきは、不待智者而知候得共、神州不磨の國是、真正無私之叡慮を奉じ、斷然御勇決被遊候御誠意、たとひ敗亡を致し候とも、天地神明に不愧候御所置、萬々可被爲立、知て爲之者、萬不得、不爲之理あるを以て而已。

是れ成敗利鈍を無視し、一朝の偷安を取らんよりは、千秋の正義を全ふすべしとの意見。

楠公の例

楠公の智、楠公の略を以て、豈南朝の終に不可保を知らざらんや。前に武家可愛の利あり、後に官家可恃の故なし。其身湊川の霜と消る而已ならず、其子を留め、其孫其族を留め、全家の血肉を以て、殉國の枯骨とす。其所感激、南木尊座



の一夢而已其依恃する所は、正統名義の一路而已其心共事素より御兩殿様の御欣慕被遊候處と奉存候。  
楠公を援き來りて、藩主父子を聳聽せしむ言々剴切を極む。

【六八】 諸隊より藩主へ上る密疏 (三)

聖天子延  
勝に御

彼等は楠公を持ち出し、後醍醐天皇を奉援し來り、侃々諤々として、藩主に訴ふるところあつた。

延元帝有爲の志、千載に超出被遊候得共、尙女寵嬖幸之御惑有之、楠公の策被用され共、不負朝廷、猶且如此、今日聖天子の御聰明大有爲之御雄姿、乍恐延元帝に御勝れ被遊候得ば、薩會壅蔽之雲霧、宇宙に彌騰すと雖ども、天日赫々、未曾一分之缺蝕も無之、不知者は薩會の壅蔽を以て、坊門清忠に比す、喩を引、義

を失ふの甚敷に候。

此れは孝明天皇の今日は、後醍醐天皇の昔日とは、日を同うして論ず可きにあらざるを云ふ。

薩會獻毒  
の噂

眞天子之眞叡慮、御動搖有之候歟と疑ひ奉る者も有之候へども、臣等を以て觀るに、薩會之奸は、尊氏兄弟、北朝を擁立して、朝敵の名を遁れ、正統を排擯するの故智を踐み、近日に至り、獻毒の逆計を逞ふせんとす。是以叡慮之御動搖無之を知るべし。

獻毒云々の評判は、安政以來、往々世間に風説したるもの。固より斯る事實のある可きでなく、又た有り得可きでない。さりとして又た有つた痕跡さへもない。然も斯る風説を生じたるを見れば、如何に世上の人心は、險惡に趨きつゝあつたか、判知る。

八月以後  
朝の北

御兩殿様楠公の時に御遭逢被遊候へば、尊氏兄弟の願使に隨ひ、北朝に御媚可被遊哉、三木一草、干戈を輦轂の下に動かし、北條氏を亡し、楠、和田、新田諸公

屢京師を攻焚し、足利を討じ候へども、朝敵の名は、北條、足利にありて、南方の諸公にあらず。今日の南朝は、去年八月以前の叡慮にして、八月以後の僞勅は、即ち昔日の北朝なり。

長藩では八月以前のを眞勅と云ひ、八月以後のを僞勅と云ひ、薩會では八月以後のを眞勅と云ひ、八月以前のを僞勅と云ふ。

禁門變の起る所以

七月京師の事、名づけて暴動とも可申候得ども、其由て起る處は、去年八月の變にあり、其本を論せずして、其末を論ず可んや。楠公以下を指て朝敵とするものは、足利氏の私言にして、萬世の公論に非らず。然ば今日征討の兵、薩會の姦謀にして、眞正の朝命にあらず。楠公朝敵の名を受とも、死して北朝に従はず。御兩殿様征討の兵を受とも、眞正の叡慮に逆ふべけんや。薩會獻毒の邪謀、豈北條氏流帝之逆計に劣らんや。

元治元年七月禁門の變を以て、文久三年八月政變の必然の結果と爲す。長藩の立場から觀察すれば、須らく如是觀を做す可し。

國是變動  
すべから

要之京師之變は、去年八月に起原し、八月の事は、眞僞の大關に御座候。若八月の事由、御兩殿様に有之候ば、今日に至るを待たず、御改被遊候半、苟も薩會の矯勅に出で、御兩殿様の御過ちに無之候ば、何ぞ俄に今日の御變動有之候半哉。今日に至り國是御變動有之候程ならば、八月以前、叡慮を御奉じ被遊候も、御過りと可申哉。

右要領

以上の議論は、長藩の立場からすれば、尤と云はねばならぬ。長藩の立場は、文久から元治に亘りて、一貫してゐる。其の變化したるは、朝廷であつて、長藩ではない。若し長藩が現在間違とせば過去も間違ひだ。若し過去が正しとせば、現在も正しいのだ。今更ら逸々如として、長藩が國是を變動する理由何くに在る。若し今日國是を變動する程ならば、文久三年八月の政變以前、勅旨を遵奉したるも亦た間違ひであつたと云はねばならぬ。要するに元治元年甲子七月の禁門の變は、文久三年癸亥八月政變の必然の結果である。藩公父子は、只だ聖勅を奉して、一意邁進したるのみだ。今更ら何の必要ありて、長藩の國是を變更す可けん

哉。

長人の理窟

元來長人は、如何なる場合に於ても、無軌道には動けない人士だ。善にもあれ、惡にもあれ、白にもあれ、黒にもあれ、何れも相應の理窟をつけねば動くことの出來ない人士だ。されば諸隊の密疏も、そのつもりにて讀む可きだ。

【六九】 諸隊より藩主へ上る密疏 (四)

七月變の辯護

然も如何に諸隊が、自からは是なりとするも、元治元年七月禁門の變を、全く是認し、正認することは出來ない。如何に其の動機は正しくも、又た其の爆發は、佗の不條理に對する餘儀なき出來事でも、其の事件は頗る穩當を缺いてゐる。されば彼等は、左の如く論じてゐる。

七月の變、一時の暴舉に近く、御恐縮被遊候段、御誠意の所在、誰か思召を體し

奉らざらんや。既に三大夫御除き相成、乍恐御兩殿様深く御愼被遊候得ば、御誠心は天地鬼神に要質して、愧る事なし。此上は武備を充實し、矯勅の奸賊を御拒被遊候事、御當然と奉存候。乃ちやるだけの事はやつた。此上は此方でしつかり構へて、彼等の來襲を擊退す可きのみ。

權謀の中至誠あり

若し内に防戰の用意し、外に恭順を表しては、御誠意の至極にあらず。いづくまでも、敵の蹂躪に任せ、御至誠を御表し被遊と申候は、止戰媾和、一時の權謀と被仰出候。一時の權謀は、御至誠にあらざる歟。俗論黨の所謂る至誠は、面縛降服せざれば、至誠とは云ふを得ざる至誠だ。既に外人とも、内に闘心を蓄へ、外に媾和した。然らば内に戰鬪準備をして、外に恭順を表するも亦た可ならずや。至誠亦た此中に存す、何んぞ敵の蹂躪に任せて、始めて至誠と云はんや。

名義消滅の愧

然ば紛紜の議を用ひず、去年八月の事を以、今日の御所置は決定可仕と奉存

候。唯此所より御擴充被遊候は、前段申上候個條、一々不及辯説御措置之方難立事は有之間敷、況んや形勢を以て、人を嚇し、實を畏れて、虚に乗るの外寇、何ぞ畏るゝに足らざらんや。況や名義消滅の可愧は、外寇の可畏より甚しき者をや。

此處に外寇と云ふは、外人では無く、即今境に迫る征長軍を云ふ。名義とは大義名分のことだ。

邪說壅塞  
愈甚し

八月十五日、同晦日被仰出候御直書を以て、御兩殿様御決心の御雄斷、乍恐奉伺候處、豈圖らんや邪說の壅塞愈甚く、國事終に今日に至る。死者復生すべからず、生者は悉繹繼に在り、臣等至愚の性、疎遠の身、乍恐畏怖疑惑之心を生ぜざること能はず、痛憤悲涕控告する所なし、臣等區々の微誠、御前に不達候ては、死すと雖ども、目を瞑せず、一同丹心を吐露し、萬分の鴻恩を報ずるを得候は、生前の本懐、不過之奉存候。

乃ち俗論黨政權を掌握せざる以前の狀態に立ち復り、所謂る武備恭順の本旨

天下の同  
情者

を踐行せんことを、藩主父子に向つて、要請したのだ。

臣等敢て暴亂を好むに非ず、犬馬の至情を御垂憐被下置候様、不堪懇願奉存候。先般以來、於御國是決御變動不被爲、在候段度々被仰出、欣躍恐懼の至奉存候。臣等區々の心に於ては、敢て不奉疑候得共、至愚の性、疎遠の身、耳目の見聞する處、道路之誦説する所、畏怖之心なき事を免れず。今は備前、肥前、筑前、對馬、大村、平戸、柳川の諸藩、猶且爲御國憂を抱き候。

此處に爲御國とあるは、防長二州のことを云ふ。天下には同情者少くないと云ふことだ。然るに一旦定めたる國是を、今更ら變更するとは何事であるとの意味だ。

萬一英傑の主、勇斷の君、天下の爲めに奸賊を除き、御國の爲に邪黨を斃し、天日の光明を捧げて、雲霧の昏迷を拂ひ候は、乍恐御兩殿様、何の辭を以て天下に御謝し可被遊哉。

此れは何れよりか英傑の主出で來りて、薩賊會奸の類を一掃し去る時には、最

早長藩藩主父子の立場は無いと云ふ意味だ。

無策却つて妙策  
其時に至り、讒邪の頭顱數百を懸示候とも、御國辱を難洗と奉存候。無策の策、却て妙策に勝り候儀も可有之哉。臣等情事切迫、言語詭激、不知忌諱、非常萬死。謹上疏俟罪候。

甲子十一月

奇兵隊中

御楯隊中

膺懲隊中

八幡隊中

遊撃隊中

其外同志者中

所謂る「無策の策、却て妙策に勝り候」とは、此際は只だ正を踏んで斃るゝの決心もて、國是を一貫せよとの意味だ。乃ち正義は最善の策であると云ふと、同一意

義である。

【七〇】 萩政廳と總督府との交渉

萩城諸臣會議

諸隊の硬説は、毫も萩政廳を動かすに足らず。只管恭順の實を擧げんことを是れ勗め、而して總督府に於ても、亦た其實を擧げしめんことを是れ促がし、此に於て著々それが進行した。乃ち十二月三日、萩城にては諸臣を會し、十一月十九日付の總督府の令達を示した。此れは前きに西郷吉之助が、吉川監物に示したる三家老以下の處分、五卿及び浪士の移轉、山口城の破却、藩主父子の謝罪狀奉呈等の件だ。

特罪狀提出

總督府にては十二月五日を期し、從軍諸藩の代表者を、廣島に會し、善後策を議せんとするの企てあり。是を以て藩主父子の謝罪狀を得んことを督責甚だ急

仍りて萩政廳は毛利隱岐をして之を齎らし、廣島に趨かしむ。隱岐は十二月三日、其の采邑を發し、五日廣島に入り、即夜總督府に到り、成瀬隼人正に面會した。大目付永井主水正、目付戸川鉾三郎、尾州執政田宮如雲、千賀與八郎、小瀬新太郎、尾州目付小笠原辰藏、國事掛長谷川總藏、藝州老臣辻將曹等何れも列坐した。隱岐は謝罪書及び請書を上り、使命を終へ、六日廣島を發し、岩國にて監物に見え、その采邑に還つた。左に掲ぐるは、隱岐の携へ赴きたる待罪書及び請書だ。

待罪狀本文

私家老益田右衛門介、福原越後、國司信濃、去七月於葦下、騷擾之始末、深奉恐入候。右に付三人之者、禁錮申付、御差圖を奉待候處、却て過慮に相當候儀と奉存。此度嚴刑に處し、首級奉備御實見候、并參謀之者、一同斬首申付、委細吉川監物を以、申上候通御座候。至私共父子平常之緩せ、罪科難遁、依之寺院蟄居恐懼罷在、何分之御沙汰謹て奉待候、以上。

元治甲子十一月

毛利 大膳

毛利 長門

此れが待罪狀だ。

先達て戸川鉾三郎殿より被仰渡候御追討之御主意之趣に付、吉川監物を以、申出候謝罪之廉々は御座候得共、猶私父子奉恐入候次第、自判之書面を以、早可申出旨被仰渡、謹て奉畏候、以上。

十一月

毛利 大膳

此れが請書の一。

一 三家老之首級奉備御實檢、并參謀之者共斬首仕候儀も、御聞届被成下、五卿方、猶右御附屬之脱藩人等始末之事。  
一 山口之儀は、新規修築之事に付、破却之事。  
右之廉々吉川監物へ被仰渡之趣、謹て奉畏候、以上。

十一月

此れが請書の二。

巡見使入  
國通知

十二月十二日、藝州使臣植田乙次郎、深町三郎右衛門、總督府の命を齎らし、岩國に來り、近日巡見使入國の事ある可きを告げた。

今度長防鎮靜見届の爲め、前大納言殿名代として、家老石河佐渡守、御目附戸川鉾三郎、其外役人被差向候間、道路休泊、飼料、并繼人足等差支無之様取計有之度、且道筋案内之者、差出有之候様致度候。尤道筋等、新規修造に不及、其餘馳走ヶ間敷儀、決して無之様致度候事。

十二月

巡見使平  
服入萩承  
諾

此の如く總督府の命を傳へ、斯くて石河佐渡守、戸川鉾三郎一行五百六十餘人、軍装山口を経て、萩に到らんとすとの旨を聞き、吉川監物は、此れでは防長の面目を失し、且つ人心を激動せんことを慮り、十三日急に岩國を發し、十四日藝州井の口に到り、十五日石河佐渡守、戸川鉾三郎に面會し、萩行の中止を請ひ、已む

を得ずんば、軍装を解いて入らんことを請うた。當時監物は、其子或は弟を質とし、誓書を呈し、本藩及び末家一同の別意なきを證し、萩行の中止を請うたが、總督府は之を允さず、漸く石河等は、平服にて萩に赴く可きことを諾した。而して右巡見使入來の期、愈よ迫り、萩政廳は、差し當り其の準備に汲々としてゐた。

總督西郷の策を納る

十二月五日、征長總督尾張前大納言諸藩の重臣を召し、防長の處分を議す。諸藩或は曰く、敬親罪に伏する未だ何の狀を審にせず、父子面縛始て其服罪を證すべきのみ。今罪を三老臣に歸し、以て誅を遣れんと欲す。豈朝廷討逆の意ならんや。若し以て口に藉りて師を退かば、恐くは威柄是より去らん。請ふ急に軍を進め、其城地を收め、聽かざれば、則ち之を剪滅せん。西郷吉之助獨り曰く、面縛伏罪は戰破れ、降を請ふの禮なり。今未だ兵を用ざるの長藩に之を強ゆるは不可なりと。安藝福山諸藩亦長人の爲に宥を乞ふ。總督先づ吉之助の言を納る。乃ち敬親以下伏罪の狀を具し、朝廷幕府に報ず。(島津久光公實紀)

## 第十三章 五卿筑前移轉策

### 【七一】 五卿移轉問題

筑前幹旋

解兵條件の一は、五卿の移轉である。然るに今や五卿は諸隊に擁せられて長府に在り、彼等を如何にす可き乎。萩政廳も、まさか五卿を暴力もて境外に放逐する譯にも參らず。諸隊も亦た容易に五卿を手放しするを欲せず。然るに此間に於て、筑前と薩摩とは、五卿問題に付、頗る幹旋する所があつた。本來筑薩二藩は、總督府に向つて、五卿移轉の遂行を保證し、且つ筑前藩は五卿を迎へ、之を五藩に分配す可き任命を受けたれば、其力を此に致したるは、寧ろ當然の事と云はねばならぬ。土方久元の回天日記に曰く、

十二月一日 筑前使者越智小平太、眞藤登、北岡勇平三人來問に付、自分は水野丹後と共に面會の處、其趣旨と申は、今般五卿様御儀天幕の命を以、薩、兩肥、



兩筑の五藩へ、御預に相成、筑前へ御請取申上候上、御警護可申上、若し長州に於て相拒み、手に餘り候節は、兵力を以て請取候様御沙汰有之候。

薩筑幹旋  
眞意

此れは表面上、使命を傳へたるもの、然もたゞ表面のこと。  
表向は左様に候得共、裏面は決して左様に無之、薩の大島三右衛門（西郷吉之助）筑前正議黨等申談、此儘長州御滞留にては、天幕に對し、申條不相立候に付、兎も角筑前へ御轉座相成候上にて、御復位御復職等、周旋盡力致度内意あり。

諸隊の五  
對 移轉反

此れは内輪の真相だ、以上は筑前使者の語るところ。  
乍併右表面通の書付にては、長州家武威にも致關係候事故、諸隊有志輩承引無之譯と申答候處。

此れは土方、水野の兩人が、筑前三使へ對しての返答。  
果して諸隊共大不平にて、頻に三使に迫り、堂々議論申出、今や長藩四境之圍解けず、主君は幽居、國事多難之際、五卿方他に御移轉相成候て、何の時乎恢復之運に至るべき、篤と當藩之心事酌取吳候様談判有之より、三使も承服致候

由なり。

果然諸隊の議論は此の如し。

右引取候上、三使共之來意は、御轉坐御内意之處、相伺の爲、罷在候段申上候事、此れは土方、水野兩人より五卿へ前件の次第を申通したとのことだ。

長藩の迫  
至極

此節は尾州前大納言、長藩征討之總督にて、藝州に滯陣、石州口邊中、東國之諸兵出張、越前侯副將にて、小倉に出張、九州之諸勢は、皆小倉滯陣なり、實に長藩は切迫至極せり。

此れは土方の觀察だ。

五卿内意

同二日水野丹後共々、三使に面會、五卿方御内意申諭候。先づ山口新城相毀ち候事無之、長侯父子御退隱無之、平常之通、京師御謹慎之公卿方不殘御解免、平常之通相成候上にて、而後五卿方御身上に及候様、薩筑御周旋有之處、元來京師暴動之事、藩主御父子之知る所に非ず、畢竟爲皇朝盡力候趣旨より起候事にて、三大夫と雖ども強て可惡事無之候得共、九門内にて不容易暴動に及候

事故、嚴重之處置有之、既に謝罪之道相立候上は、最早寛大之御處置に被及候儀、當然に可有之。且薩筑眞に正議に有之時は、於京師御謹慎中の公卿方御解免等は、甚以容易之事に可有之、其上ならでは、筑前へ御遷坐被遊候事、不相成段申候。三使も承引にて、北岡は東國へ、越智、眞藤二人は、藝州總督府迄、右之段爲申通、今日發足す。

五卿の申分としては、如何にも尤もであるが、此れにて談判が纏まる可き筈はない。それは總督府側から見れば、餘りに蟲の善き話であるからだ。

同日 筑前より爲使者、月形洗藏、伊丹眞一郎、早川養敬、藩主美濃守殿の意を齎らして曰、今や長藩既に新城破壊之事、及五卿方弊藩へ交付之命を奉じ居候。然るに此儘當地に御滯留相成候時は、却て長藩をして謝罪之道を失はしむる事に相當候而已ならず、弊藩等の諸卿を奉迎するは、天下の爲に相謀候外、二念無之、萬一兵端相開け候様相成ては、諸卿方御不利は申迄も無之儀と存候云々。

筑前藩再  
取申出

三條書を  
月形に遺  
る

如何にも筑前藩としては尤もなる申分である。

洗藏又曰、總督にても決して苛酷之意志は無之、諸卿方御移轉の上は、直に兵を解き可申、解兵之後は、薩筑兩藩に於て、長藩寛宥之處置、盡力可仕と。依て三條公には、左之書面を、洗藏に被遺候也。

左に掲ぐるは三條實美より筑前使者月形洗藏に與へたるもの。

三條實美  
狀

此方共身上之儀に付、美濃守殿御口上之趣、逐一致承知候。不肖之身、乍不及、奉安宸襟、度微志に有之候間、天下之御爲に付ては、如何様共、進退可致候。然處於當藩、此際内輪紛亂之次第も有之、有志之者共、殊の外動搖に付、鎮靜致居候。此方共相去候は、彌可及、沸騰も難測、皇國之御爲にも如何と、心痛罷在候。且又大膽家來京師舉動之儀に付、既に老臣初加嚴刑奉謝候上は、父子退隱等之儀に不及、寛大之御處置に相成候は、人心感激、國情平穩に可至と存候間、右之事情御推察御周旋有之度候、宜相含盡力頼入候事。

十二月三日

【七二】 筑前と五卿移轉問題 (一)

幕府の筑前藩命令

五卿移轉問題は、容易に落著しない。筑前では有志の徒は、固より長州正義派に同情し、且つ五卿にも厚意を寄せて、双方の爲めに善かれかしと斡旋するばかりでなく、筑前藩共物が、幕府から前きに左の如き命令を受取つてゐる。

去年脱走致し、是迄長州へ滞在の三條實美初五人の輩、長州より受取、一人宛御自分、並びに細川越中守、有馬中務大輔、松平修理大夫、松平肥前守へ預置管に候間、夫々請取候上、引渡方共專被取計、尤も請取方難行届候節者、越中守初申合、兵力を以、速に臨機の所置可被有之候。其段越中守初へも申渡置候事。斯る達書を受取り、ある次第なれば、筑前藩が五卿移轉問題に、専ら其力を效したるは、固より當然の事である。尙ほ副總督松平越前守側の記事によれば曰く、

過激派強硬反對

小倉在陣日記三日の項

昨二日喜多岡勇平、長より歸る。右勇平儀は、去月(十一月)二十七八日比、長へ罷

越、三條家諸大夫代り、土州脱藩人士方楠左衛門、久留米同水野丹後と申す者へ面會、五卿筑へ被移候儀、説得申入候處、兩人より三條家へ申達、其後五卿も對面し、何分萩へ申談可相答旨にて、過半聞入にも相傾候處、過激輩承り、勇平方へ押懸來り、追々談判に相成候處、過激輩暴論に及び、逆も喜多岡の力に及び兼候付、此段申候爲め、罷歸候由にて、勇平は此表(小倉)にて大島(西郷)吉之助へ相咄、夫より福岡表へ罷越、美濃守様(黒田長博)へ申上、尙思召相伺、勇平同道致し、長へ被差越候越智小平太、進藤登兩人は、督府へ罷出候て、尙藝州より一説入れ候は、可然と申上候筈之由。

5. 以上は前掲土方の日記(參照七二)と對讀すれば、思ひ半ばに過ぎるものがある。

薩よりも一説入候て可宜と存候付、大島吉之助方へ、長へ參候様、勇平より申越候得共、追々之勢、却て吉之助へ激徒申募、及殺害等之儀出來致候ては、不相濟と存、又々勇平より止め越し候由。

西郷の長州出張を危む

過激派風采言動

此れにて如何に諸隊の意氣込が凄じかつたか、想ひやらるゝ。

過激輩は、昨今にては髪も延し候て、長さ肩を過ぎ、眼色は血走り、死を決候氣色にて、官軍を賊軍四方に參り候様子などと申口氣にて候由。

諸隊の風采言動、紙上に活躍す。

諸隊意氣込

勇平申候は、兼て尊王攘夷主張致し候者が、只今官軍に手向候ては、尊王之道如何と申候處、いや昨年八月十八日以前之叡慮は眞の叡慮にて、其後之儀は、總じて奸賊輩之所爲故、叡慮も叡慮ならず、官軍も官軍ならず、總て賊軍なりと申候。勇平又申候は、當時四方より大軍に被圍繞の人數にて、勝算は如何と申候處、皇國の爲、死を決候者、勝算は不入、死を致すのみと申候て、とても話は落合候様子無之由。

とある。此れは越前の士が、喜多岡勇平の直話を、その儘筆記したるもの。此れにて奇兵隊を始め、諸隊の氣分が分明だ。乃ち彼等の藩主父子に上りたる密疏(參照六六―六九)の意味を詮じ詰むれば、如上の談話と、其の内容に於て、全く符合し

諸隊五卿推立の要

てゐる。尙ほ筑前側の記事「持危勸解」によれば曰く、

此節貴藩(筑前)より五卿方始め弊藩(長門)の義迄被取扱候は、忝候得共、薩藩と同意し且諸軍の圍も解けざるは、謀計あるべきかと疑惑すと論じ、又吾等の君は、朝敵と稱せられ、姦臣壅蔽致し、佛寺に蟄居せらる。故に五卿方推立されば恢復すべき様無之に、尊藩(筑前)に移され候ては、是れ骨髓迄抜かるゝと云もの也。此情實推察有べしと申述候間、如何にも可憐次第に付、後日處置あるべしと思慮し、三人(喜多岡、越智、眞藤)にて、多人に程能く應接しければ、鷄鳴に及びて辭し去れり。

此れは全く諸隊が本音を吐いたものと察せらるゝ。

【七三】 筑前と五卿移轉問題 (二)

尙ほ前掲土方日記(參照七二)と對照す可き、越前人士、小倉在陣日記の四日の項を引用せんに、曰く。

月形仙藏の申入

一 筑前月形仙藏(土方日記の洗蔵、筑紫衛、今中作兵衛、月形家臣淵上三平と申者、一昨二日長へ赴き候由、右仙藏申候は、逆も今度之儀、喜多岡勇平輩之力に及ぶべきに非ず、今度仙藏罷越候以上は、何分説得可致旨にて、右勇平罷歸候と行違ひ、出掛候由、今日右仙藏、同藩の醫、先日より長へ入込居候早川養敬と申者相返し申越候は、仙藏より五卿へ申越候儀、土方楠左衛門は不快に付、水野丹後を以申入候處、五卿には隨分承知候處、過激輩不承知故、返答難相成旨。

此れは全く其通りであつたらう。

仙藏の議

依て仙藏申候は、過激輩より五卿に離れ兼、五卿にも過激輩を放し兼られ候處より見候へば、君臣同様と申もの、左すれば臣下は君之命に従ひ可申儀、天下鎮靜に及候儀にて、五卿御承知之儀、右家臣同様之者、彼是申候連、皇國の御

爲を被思召詰候儀、内決答相成兼と被申は如何と存候。

此れは月形より一論。

五卿英斷を勤む

右様思召に不從者は差置、五卿の御英斷を窺度段申入候處、更らに一歩を進めて、其の決斷を促がし來る。

五卿一所に移轉希

評議の上、五卿へは筑前へ可相移併夫より五卿相分れ候儀は、何分迷惑に付、一所に移居致度旨、返答相成候に付、左すれば御承知之儀、書付を以、御達被下候様申候處、別紙之通相渡候由、過激輩又々仙藏方へ面會に罷越候へども、五卿へ申上置候儀有之、右應接不相濟内は、面談難致旨申斷居候由、今四日より面會可致哉之由。

とある。此の別紙とあるは、前掲(參照七二)三條より月形への一書であらう。要するに三條等の意は、移轉に動きたるも、諸隊の苦留の爲めに、其の進退は恐らくは不自由であつたものと察せらるゝ、尙ほ月形が如何なる言を以て、五卿を説きたるか、は、土方日記(參照七二)にも記しあるが、今ま月形側の所記によれば、曰

月形渡海の利勸説

長藩首唱の老臣參謀を罪したる等の擧にて、謝罪の効あらはれたれど、諸公尙ほ此藩に寓居し給へば、諸藩遠く圍みたり。此時を失はず西渡し給はゞ、解兵に及ぶべし、皇國の爲め一旦の屈辱を忍び、時を待ち誠心をして九重に貫徹し給へ。若西渡を拒み給はゞ、天下の歸望せし尊體の安否も如何あらんやと懸念する所なれば、五藩總督の命に従ひ、迎へ奉るも、天下の爲に謀るなりと告げ、又幕吏は、長侯城を致し、五卿を縛して軍門に降らば、解兵すべしと論じ候得ども、總督は専ら皇國の爲を體認し、長藩恭順し、五卿轉移あらば、兵を解くべしとの意あり、今入伐せんとする數萬の諸藩兵は、皆仇と見給ふべけれども、共に皇國の民なり、彼此之兵鋒鎗に罹り、寒凍に逢ふの苦みを免かるると、免かれざるとは、諸公の一渡海に在り、解兵の後は、徐ろに長藩寛宥の處置を圖る可し、是れ薩藩同論にて、力を盡す所なりと述べ。

とある、如何にも蘇張遊説の士の言に似て、定めて三條を始め五卿を聳動した

ものと察せらるゝ、されど彼等は此儘振り切つて趾を擧ぐるには頗る躊躇した。

中岡の五卿轉移

されば五卿側から寺石貫夫(中岡慎太郎の假名)、筑前藩の早川養敬と與に小倉に至り、西郷吉之助に面し、五卿の轉移は、解兵の後にせんことを請うた、小倉在陣日記四日の項に曰く、

一 今日(元治元年十二月四日)土州脱藩人、當時三條初へ附屬之寺石貫夫と申者、早川養敬供に成、小倉表へ來り、薩之大島吉之助へ面會、今度三老臣之首級等も、差出候事故、此上は大膳は隱居、長門へ家督に相成候様周旋致吳られ申間敷哉と申間候付、右は、連も出來之儀に無之旨申間候處、寺石又云、五卿筑前へ被、移候儀、唯今の如く、四方より兵を以て圍居候内は、兵威に恐れ、他へ移候様にては、如何にも殘念に付、兵を被、解候上に致度由に付、吉之助答、是は隨分兵を解候上、一所に五卿、筑前へ被、移候儀に候はゞ、周旋も出來可致旨申間候由、依之貫夫も精々盡力可致旨にて、即夕罷歸候付、吉井幸輔送り行候由、

此の如く談判が漸次双方から歩み寄りの姿となつて來つゝあつた。此れと云ふも西郷其人が大局を察し、飽迄交譲妥協の態度を持してゐたからだ。

### 【七四】 五卿移轉と筑薩の斡旋

五卿の惱

五卿移轉問題は、五卿自身の爲めよりも、寧ろそれが解兵の一條件として重要視せられた。而して五卿等も恐らくは混々たる鼎沸中の長藩を去りて、他の安全地帯に赴くを好まぬでも無かつたらうが、主として諸隊が、彼等を引き留るから、それを振り切つて迄も去る譯にも參らぬ。乃ち此處に其の惱みがあつた。然るに奇兵隊總督の赤福武人(二)に赤根に作るは、萩政廳と妥協を企て、自から萩に赴き、それぞれ打合はせを爲し、而して五卿に附隨の諸士中亦た之を賛成する者あり。されば萩政廳と諸隊との調和が出来れば、五卿も亦た何等の掛念

五卿移轉の意向を示す

筑前使者の萩に至る

なく、其の移轉を諾せんとするの傾向を示したれば、月形洗藏、早川養敬等は頗る此間に斡旋盡力する所あつた。

乃ち筑紫衛、淵上郁太郎を萩に赴かしめ、月形、早川等は馬關に止まり、諸隊の幹部、五卿附隨の諸士と交渉尤も努めた。斯くて筑紫、淵上兩人は萩に至り、十二月七日藩主敬親に天樹院にて謁し、宍戸備前、毛利筑前、毛利能登、毛利伊勢、井原主計、志道安房等、何れも其席に陪した。その席上兩人は頻りに正義派の前田孫右衛門、檜崎彌八郎等の再用を勸告し、敬親は長府藩世子毛利宗五郎、清末藩主毛利讃岐守、當役老臣等を城中に會し、此事に付て相談したが、萩政廳は今や俗論黨の巢窟にして、固より此説の採用せらる可くもなかつた。筑前側の記事、持危勸解の記する所、左の如し。

持危勸解の記事

隊中も尤と聞得候者も出來候て、隊中依頼の前田孫右衛門、檜崎彌八郎等、茲人の爲に被幽囚、既に危迫之由に候間、筑前より周旋は協ふ間敷やと嘆願之者有之候間申合、筑紫衛、淵上郁太郎同行、萩に罷越、天樹院にて大膳様へ謁見

致し、尊藩(長藩)尊攘之儀貫徹不仕、被稱朝敵候に至候得共、一藩も其是非辨明不仕候處、薩藩のみ是迄の儀遺恨に不存候て、弊藩(筑前)申合、尊藩の御爲致心配、長防二州削土無之様、總督にも申出候。又諸隊は守正氣候て、爲國之意に候處、一筋に妄論とて、御見棄有之候者、薩筑に於ては甘心不仕候、何卒只今御咎之前田孫右衛門、檜崎彌八郎等御免にて、諸家説諭、薩藩應接被仰付候はば、何方も鎮靜いたし、御本意も可貫徹と奉存候趣、申述候處、客室にて饗應之上、贈物有之、寺内彌次右衛門を以て、前田等は、尊攘之大義失候て、今日之形勢に至候に付、四境解兵迄は、難致處置旨返答有之。

とある。何れにしても、萩政廳は、前田や、檜崎を再起せしむ可き模様は無かつた。十二月八日赤福武人は、萩より長府へ歸り、調和論もて諸隊の幹部に勸説し、又た同日萩政廳は、清末藩主毛利讃岐守に托し、長府に赴き、五卿と諸隊の間に斡旋せしめ、宍戸備前、志道安房、相杜駿河、天野九郎兵衛、兼重淳輔、宮城直藏等を、馬關及び長府へ分派し、五卿移轉の事に周旋せしめた。而して毛利讃岐守、志道安

萩政廳諸隊幹部に

西郷月形等謀議

房等の長府に来るや、諸隊の士は十二月十日、安房を其の旅舎に訪ひ、論難する所あり、同十一日には安房は諸隊の總督等を召集して、諭告し、同夜は薩藩の西郷吉之助は、吉井幸輔、税所長藏と共に密に馬關に來り、月形洗藏、早川養敬等に會し、謀議する所あり、直ちに小倉に還つた。越前藩「小倉在陣日記」に曰く、

薩藩西郷吉之助、本陣へ罷越、左之趣申聞候。毛受鹿之助、堤五市郎應接。

去二日(元治元年十二月)筑前月形洗藏同道にて罷越候。同藩筑紫衛、萩表へ罷越、家老並大膳へ面會にて、萩政府と過激輩と調和の上、五卿早速引渡可申旨申述候處、返答には過激輩と調和之事、今更不相叶、是非萩より人數差向、討取可申旨申聞候て、更に落合不申、依之衛儀は、一昨九日無是非、赤間關迄引取候由、右に付今十一日朝筑前藩林泰と申者、同藩早川養敬より西郷吉之助への書狀持參、早速馬關迄渡海致吳候様、左候へば、月形洗藏面會、激徒應接之模様、且衛萩表へ罷越候次第等可申聞に付、時宜により岩國並廣島督府へも參吳候様、申來り、右に付吉之助は、今夕(十二月十一日)馬關迄渡海之由。



とある。此れを見ても如何に五卿移轉が重大の事件であつたか、判知る。

【七五】 西郷吉之助馬關へ赴く

西郷馬關  
に赴かん  
とす

元來戦はずして勝つの策を建て其策を行ひ、其策を全うせんとしたる第一人者は、西郷吉之助であつた。彼は大阪に於て、總督徳川慶勝に其策を獻じ、廣島よりして岩國に赴き、吉川監物に面して、恭順を説き、廣島に還りて、此の方面の事を了し、轉じて小倉に抵り、副總督府の硬論を緩和し、今は解兵の一條件たる五卿移轉問題の實行に努力最中であつた。されば筑前人士が、その爲め馬關に來る可く慫慂したるを、いかでか遲疑す可き。彼は慨然として之に趨いた。當時西郷の心境は、長を或る程度まで懲し置き、それ以上に及ぼす必要なきを認め、對長意見は、寧ろ餘りに寛大に過ぎる程であつたが、之に反して長は薩を以て、薩

薩人危險  
視

賊と云ひ、會奸と稱する會津と、全く同一視した。されば薩人の然も其の巨魁たる西郷の馬關に趨くは、自から好んで死地に入るも同様。當時馬關海峡は、薩人に取りては三途の川と呼ばれたる程にて、吉井幸輔、税所長藏兩人が相伴うたるは、他にも理由があるにせよ、其一は西郷の身邊を顧慮したるの餘に出でたるものと見て然る可き歟。然も死中求活は、是れ西郷一家の風にて、彼の一生は之に始終すと云ふも不可なからむ。當時赤痢武人は、所謂る正俗混同の調和論を主張し、萩政廳と諸隊との間に奔走したが、奇兵隊の實權實力を握る山縣小輔等は、大いに之を不可とし、十二月八日付にては、左の意見書を上呈した。

山縣等意  
見書

五卿様御儀に付、公明正大の御處置方、建言仕候様被仰出奉、畏候。從來公卿様防長へ御依頼被遊候儀も、皆公明正大の御心事に有之候へば、今更別段公明正大の御處置と申は有之間敷奉存候。去年(文久三年)八月、奸邪矯勅之變有之候に付、公卿様方不得止事、輦下を御離れ被遊、是非とも朝議挽回、叡旨天下に貫徹相成候様、思召し込ませられ、防長之正義に御たより被遊候御事に候。

五卿移轉  
反對

尙ほ御兩殿様(敬親廣封父子)も素より正義を維持し、眞正の叡旨を奉じ、朝廷  
恢復の御思召を以て、是迄五卿様と乍恐死生を俱に被遊候御決心と奉伺候、  
何れも天下の御爲、一己の私意に不被爲、在候へば、何國迄も御扶助被遊、御復  
位御復職相成候様、御周旋有之度、尤御艱虞の時に當り、假令夫迄には御出來  
不被遊候とも、他國へ御引渡相成候様立至り候ては、是迄の御信義も難相立、  
公卿様を賣り、國難を遁れ候の謗は免れ難く、天下後世に對し、名義不相立、公  
明正大の御心事も、全く曖昧不明の儀と相成可申候。

此の如く諸隊の幹部は、飽迄五卿引渡には反對であつた。

且今日追討の兵は、今七月の事を名とし、去年八月の事を主とし候儀には無  
之候へば、五卿様御留り有之候とて、御申譯無之儀は決て無之、五卿様御渡し  
相成候はゞ、却て八月以後の御申譯難相立候と奉存候。乍併八月以前の叡旨  
をも全く御遵奉無之御思召に候はゞ、五卿様御渡方相成候て可然奉存候。

此回の追討兵は、元治元年七月十九日禁門の變に付てのことにして、五卿とは

眞正勳意  
畏如の恐  
れ

沒交渉だ、五卿の下向は文久三年八月十八日の政變に關してのことだ。

依て御國是の上に於ても、去年八月の處に、屹度御著眼不被遊候ては、今七月  
の事を御辨解被遊候とて、終には眞正不拔の救意をも御蔑如被遊候様相成  
可申候、何も公明正大の四字、能々御熟慮被遊候様、乍恐奉存上候、謹言。

甲子十二月八日

諸隊各中

山縣等の如上の意見は、西郷が馬關海峡を渡つて、馬關に赴きたる十二月十一  
日夕以後に於ても、恐らくは何等變更する所は無かつたであらう。

西郷馬關  
行に於ける

西郷の馬關に於ける行動に就ては、種々の傳説がある。月形洗藏は、西郷等を筑  
前秋月藩士と唱へ、稻荷町なる大阪屋の一室に迎へて、相ひ謀り、十一月二十五  
日以来筑前より來りて、右の大阪屋に潜伏したる高杉晋作に面會し、彼の諒解  
を得、更らに長府に赴き、山縣等にも面會し、その爲め山縣等の意見も聊か緩和  
したと云ふ説がある。然も山縣は未だ曾て此際彼が西郷と會見したることを

西郷馬關  
行の效果

語らなかつた。而して當時高杉と馬關に於て、同一行動を取りたる伊藤俊輔(傳文)の如きも、亦た高杉、西郷の同所に於ける會見を否定してゐる。されば西郷が高杉、山縣との會見は、姑らく之を疑問として措くとして、西郷の此行には何等かの效果があつたことは疑を容れない。そは左の五卿側の一書が分明に語りてゐる。

西郷吉之助へ極密談合之件々、委細聞届候、當藩内輪之紛亂鎮靜之效驗相立次第、筑藩へ渡海之儀、令決定候付、吉之助儀早々出帆、岩國に立寄り、反正之説得相立、藝州へ罷越、此上精々周旋致吳候様、通達頼入候事。

十二月十二日

月形洗藏へ

早川養敬へ

此れは西郷に取りては大なる收穫であつた。

【七六一】 五卿渡海の促進 (一)

條約  
を求む

月形洗藏、早川養敬は、十二月二日、五卿を長府なる功山寺に訪ひ、前掲の覺書(參照七五)を請ひたれば、月形は、早川を小倉に遣はし、西郷等に就て謀らしめた。西郷等は五卿に説き、筑前へ移轉の日を約せんことを要め、早川は更らに其意を齎らして、馬關に還つた。越前藩「小倉在陣日記」に曰く、

一 朝長谷川仁右衛門(無本藩士)御本陣へ罷越し、筑前早川養敬先日下の關月形洗藏方へ罷越居、只今小倉表へ渡來にて面會候故、同道致し、直に薩の西郷吉之助、吉井幸輔方へ罷越す。右は五卿の一件なり。五卿と申候は、近頃長州の内にて、奇兵隊の者萩方と五卿附屬方と二つに相分れ、萩方にては、附屬の者は、是非討取可申と申募候勢、就ては戦争近く相始り可申、右之次第に候を打捨、他邦へ相移候儀難致、依て別紙の通り、兩人へ書下げに相成(參照七五)、吉之助、養敬等早急岩國表へ罷越、吉川家にて今一層盡力取鎮候様之趣なり。右

長谷川議

に付今明日内にも、岩國へ可罷越様相談に相成候處、仁右衛門議論に及候は、五卿之面々、素々皇國之御爲を存詰、如此長州迄下る程之主意に候へば、只今天下之大兵相集候を差置、防長兩國之事を案勞致候て、移轉延引に相成候ては、列藩之困弊、第一益以奉惱宸襟事に無之哉、故に先何日迄には筑へ轉居相成候哉之書付申受度事と申聞候處、西郷、早川も尤と同じ、岩國行は相止め、早川は右之手段取懸り之爲、尙早急取仕切、模様可申越旨相約し、直に歸關。

渡海期日

此れでは長谷川仁右衛門が發議して、西郷、早川が賛成した様になつてゐる。何れにもせよ西郷が岩國へ赴く以前に、今一應五卿移轉の日時を取り極めたいとのことだ。十二月十三日には、清末藩主毛利讃岐守は、五卿を功山寺に訪ひ、渡海を勸告した。同日總督府使者若井敏吉小倉に到り、薩摩、越前、肥後の諸士と相會し、議する所あり、早川の還るを待つた。早川は十三日小倉を發し、馬關を経て長府に赴き、月形の書を五卿に致し、渡海期日を約せんことを要めた。十二月十五日五卿は十日間の期日を約し、且つ五卿中一兩人更らに萩に赴き、最後の忠告を萩政廳に與へんと欲するの意を示した。月形洗藏が、五卿へ呈したる書は、左の如し。

月形五卿の轉座督促

萩府へ幽囚を解候儀被仰付置候付、長府、清末へ尙又御督促被遊候は、五日之内御答へ可申上、右申上次第、厥然御轉座被遊候ては、如何可有御座哉、若及遅々候は、御期限通り御處置被遊度奉希上候。乍併其内にも諸隊沸騰にも及候は、亂之魁被爲成候儀は、素御心外之御儀故、直に御轉座可被遊爲其内分長府、清末へ御發船の御用意迄も被仰付置度奉存候事。但期限可爲七日事。

五卿答書

此れに就て五卿は左の答書を、月形洗藏へ與へた。此方共移轉之儀、明十六日より十日の猶豫を以、萩表反正之儀否に不拘、必其藩へ可令渡海決定に付、解兵之儀、早々周旋有之度頼入候事。

五卿立場の困難

五卿の立場は頗る困難であつた。諸隊からは坐ろに留められ、今更らそれを振り捨て、去るは、如何にも不義理である。さりとて五卿移轉が解兵の主なる條